

厚生労働省 令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域生活定着支援センターにおける質の高い実践を担う人材を全国的に育成するための、
研修カリキュラム及び効果的な業務サポートツール等の検討・開発に係る研究事業」

「地域別ブロック研修 資料」

令和元年度

一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

厚生労働省 令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域生活定着支援センターにおける質の高い実践を担う人材を全国的に育成するための、研修カリキュラム及び効果的な業務サポートツール等の検討・開発に係る研究事業」

「地域別ブロック研修 資料」

- 地域別ブロック研修 実施一覧
- 北海道・東北ブロック研修 資料
- 関東・甲信越ブロック研修 資料
- 東海・北陸ブロック研修 資料
- 近畿ブロック研修 資料
- 中国・四国ブロック研修 資料
- 九州ブロック研修 資料

地域別ブロック研修 実施一覧

地区	実施日	会場	参加者
北海道・東北 ブロック	令和元年 12 月 19 日～20 日	宮城県仙台市 エル・パーク仙台	73 名
関東・甲信越 ブロック	令和元年 11 月 7 日～8 日	長野県長野市 ①アクティールホール ②生涯学習センター	186 名
東海・北陸 ブロック	令和元年 9 月 19 日～20 日	石川県金沢市 金沢勤労者プラザ	109 名
近畿 ブロック	令和元年 9 月 27 日	大阪府大阪市 新大阪丸ビル別館	55 名
中国・四国 ブロック	令和元年 10 月 24 日～25 日	鳥取県鳥取市 白兔会館	239 名
九州 ブロック	令和 2 年 1 月 17 日～18 日	福岡県北九州市 ホテルクラウンパレス小倉	224 名

令和元年度 全国地域生活定着支援センター協議会

北海道・東北ブロックセンター研修会 開催要項

目 的

平成 21 年度に、福祉的支援を必要とする刑務所等の矯正施設を出所する高齢者や障害者が安定した生活が送れるように「地域生活定着支援事業」が始まり、関係機関と施設等の協力のもとに支援を行ってきました。宮城県内でも、安定した生活を送っている対象者が増えている中、支援者側のスキルアップを図りながら今後の実践に活かしていく必要があります。今回の研修は、高齢・障害の事例発表や、宮城県における再犯防止の取り組みなどを交えながら、高齢者や障害者の地域包括支援について考えていきたいと思えます。

開 催 日 12月19日（木）から20日（金）

会 場 エル・パーク仙台 5階 セミナーホール1・2
仙台市青葉区一番町4-11-1 141ビル仙台三越定禅寺通り館 5階

参加対象 司法・更生保護・福祉・行政・医療関係者
北海道・東北ブロックの地域生活定着支援センター職員

日 程 1日目 12月19日（木）

受 付 11時30分～12時30分

研修開会 12時30分

・厚生労働省社会・援護局 総務課長 高橋 和久 氏

・宮城県保健福祉部 参事兼社会福祉課長 鎌田 直人 氏

・行政報告 12時40分～13時20分

「地域生活定着促進事業の実践と課題について」

厚生労働省社会・援護局総務課 課長補佐 青木 出 氏

・基礎研修 13時20分～15時30分

矯正：宮城刑務所 宮城刑務所 分類審議室長 淵上 泰郎 氏

更生保護：観察所 仙台保護観察所 統括保護観察官 鈴木 淑也 氏

定着：地域生活定着支援センター

長崎県地域生活定着支援センター 所長 伊豆丸 剛史 氏

- ・事例発表 15時40分～16時10分
「高齢者の特別調整支援」
宮城県地域生活定着支援センター 所長 小林 由美子 氏
質疑・応答
- ・宮城県における地方再犯防止推進計画策定について 16時15分～16時35分
宮城県保健福祉部社会福祉課地域福祉推進班 主事 伊藤 荘 氏
- ・再犯防止推進計画モデル事業について 16時35分～16時55分
特定非営利活動法人ワンファミリー仙台 更生保護課長 佐藤 岳彦 氏
- ・連絡事項
- ・情報交換会 18時00分～20時00分

日 程 2日目 12月20日(金)

受付 9時00分～9時20分

研修開始 9時20分

- ・特別基調講演 9時20分～10時50分
「障害のある人のトラブル・触法への地域包括支援を考える」
白梅学園大学 教授 堀江まゆみ 氏
- ・事例発表2 11時10分～11時40分
「障害者の特別調整支援」
岩手県地域生活定着支援センター 所長 北向 細子 氏
質疑・応答 11時40分～11時45分
講師からのまとめ 11時45分～11時55分
- ・閉会挨拶 全国地域生活定着支援センター協議会 北海道・東北ブロック長
福島県地域生活定着支援センター 所長 古山 幸一 氏

情報交換会

日時：12月19日(木)

時間：18時00分 ～ 20時00分

会場：北の家族 仙台第一生命タワービル店

(仙台市青葉区一番町4-6-1 第一生命ビル21F)

会費：5,000円

人数：50名

*皆さまのご参加お待ちしております。

地域生活定着促進事業の現状と課題等について

令和元年12月19日

厚生労働省

社会・援護局総務課 青木 出

- 1 地域生活定着促進事業とは
- 2 地域生活定着促進事業の沿革
- 3 本事業の概要
- 4 本事業の位置付け等
- 5 本事業の課題
- 6 本事業をとりまく状況

1 地域生活定着促進事業とは

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者等を対象に、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター」が、矯正施設、保護観察所、地域の関係機関等と連携・協同しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施する事業

【事業の内容】

- 1 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務
- 2 矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行うフォローアップ業務
- 3 矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援業務
- 4 1~3の業務を円滑かつ効率的に実施するための業務



【目的】

支援対象者の社会復帰及び地域生活への定着

(⇒その結果として再犯防止対策に資する)

2 地域生活定着促進事業の沿革

5-1 事業開始まで ～社会福祉と刑事司法の連携に関する動き(～平成21年まで)～

年月	できごと	社会福祉	刑事司法
14年	名古屋刑務所受刑者暴行死傷事件		行刑改革会議(法務省・15年12月報告とりまとめ)
15年7月		心神喪失者等医療観察法成立(17年7月施行)	
15年12月	山本譲司著『獄窓記』出版		
16年～ 17年	保護観察対象者等による重大再犯事件(奈良、愛知、青森等)		更生保護のあり方を考える有識者会議(法務省・18年6月最終報告)
17年5月			監獄法改正(18年5月、19年6月段階施行)
17年12月		障害者自立支援法成立(18年10月施行) (現:障害者総合支援法)	
18年1月	下関駅放火全焼事件(知的障害のある累犯者による放火事件)		
18年4月		刑務所出所者等就労支援事業(法務省と厚生労働省の連携)	
18年～ 20年		「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」(南高愛隣会)	刑務所に社会福祉士配置(19年から順次)
19年6月			更生保護法成立(専門的処遇プログラム等)(20年6月施行)
20年3月		刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議(20年9月とりまとめ)	
20年12月		「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(犯罪対策閣僚会議決定)	
21年～		地域生活定着支援センター設置開始(都道府県) 地域生活移行個別支援特別加算	指定更生保護施設(福祉職員の配置)

『罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究』

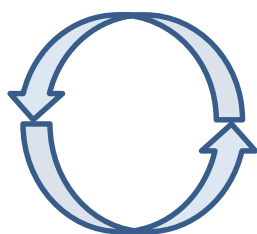
→次のような点が示される

犯罪をした知的障害者の主な罪名は軽微（窃盗等）
受刑中に、出所後の福祉的支援につながる調整なし
釈放後に、支援が受けられず⇒生活苦から再犯し受刑

居所不安定、就労困難、福祉的支援なし・・・

矯正施設

釈放



再犯

社会

【司法関係者】

- ・ 福祉的支援ニーズに関心低い
- ・ とにかく就労自立を促す
= 就労できそうにない人は更生保護施設に入所不可
- ・ 「指導」と緊急的・一時的保護以外の対処方法わからない

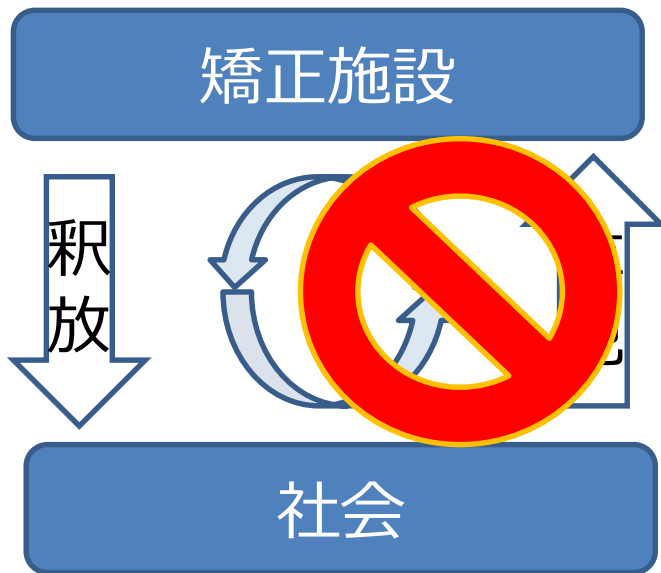
【福祉関係者】

- ・ 犯罪者処遇 = 司法の仕事
- ・ 住民票がない人・手帳がない人は「支援できない」
- ・ 「犯罪をする人への対処方法わからない」

[犯歴の積み重なり]

- 家族から見放され・家族死去で居所失う
- 住民票の職権消除 等

2-2 地域生活定着促進事業の開始



地域生活定着促進事業は、「釈放後に福祉的支援を受けられれば再犯をしない人」に、矯正施設収容中から必要な調整等をして、確実に支援が受けられるようにするために開始された

参考 ～基本情報～

○ 刑事司法関係

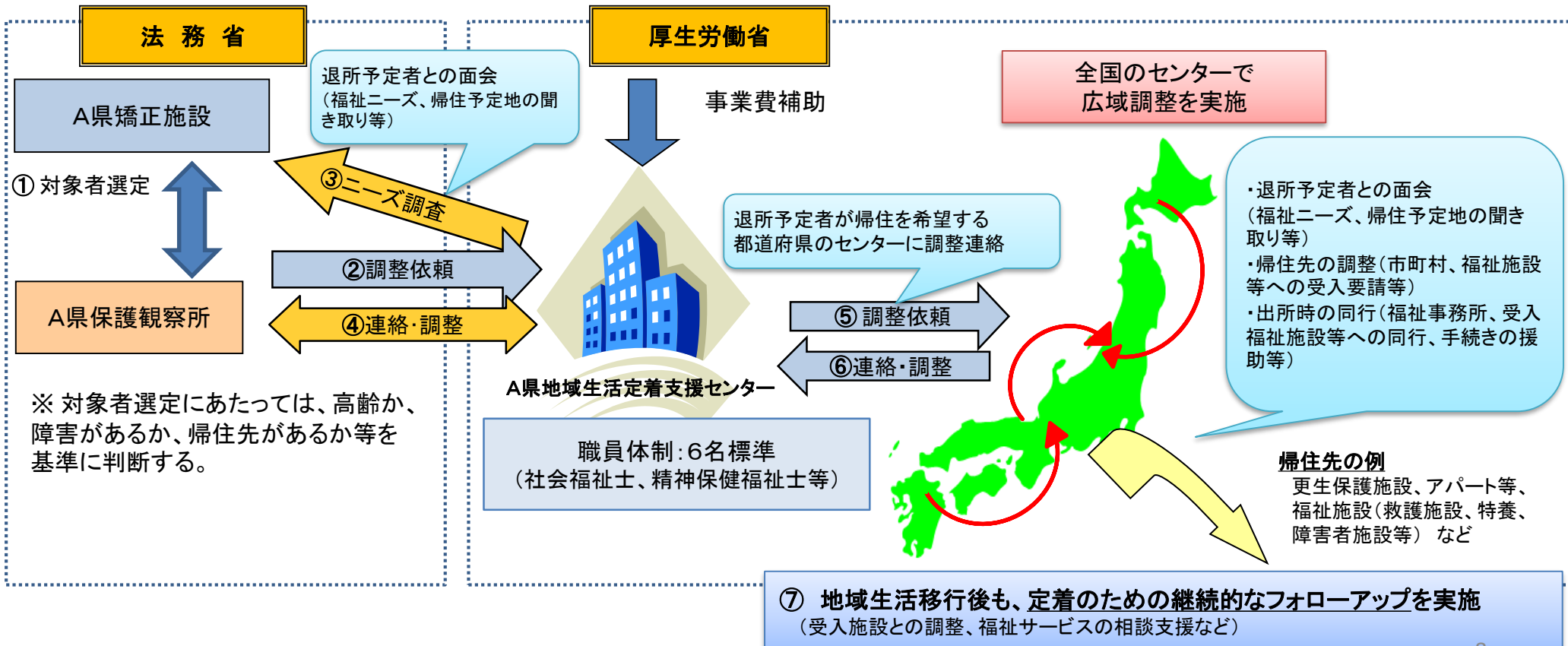
- ・ 入る矯正施設は司法側で決定される
(例えば、東京で事件を起こした者が北海道の刑務所で受刑することも)
- ・ 矯正施設に収容されると、全員、法定の「生活環境の調整」が行われる
(福祉的支援のニーズの有無を問わず、収容された者全員、保護観察所によって、釈放後の行き先はもちろん、就労・医療・福祉等の環境の調整が行われる)

○ 福祉関係

- ・ 実際にサービスの支給を決定するのは、市区町村の担当部署

3 地域生活定着促進事業の概要

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。（平成30年度は延べ1,342人のコーディネートを実施し、うち677人が受入先に帰住）



参考 ～制度の対象者（要件）～

地域生活定着促進事業の対象者

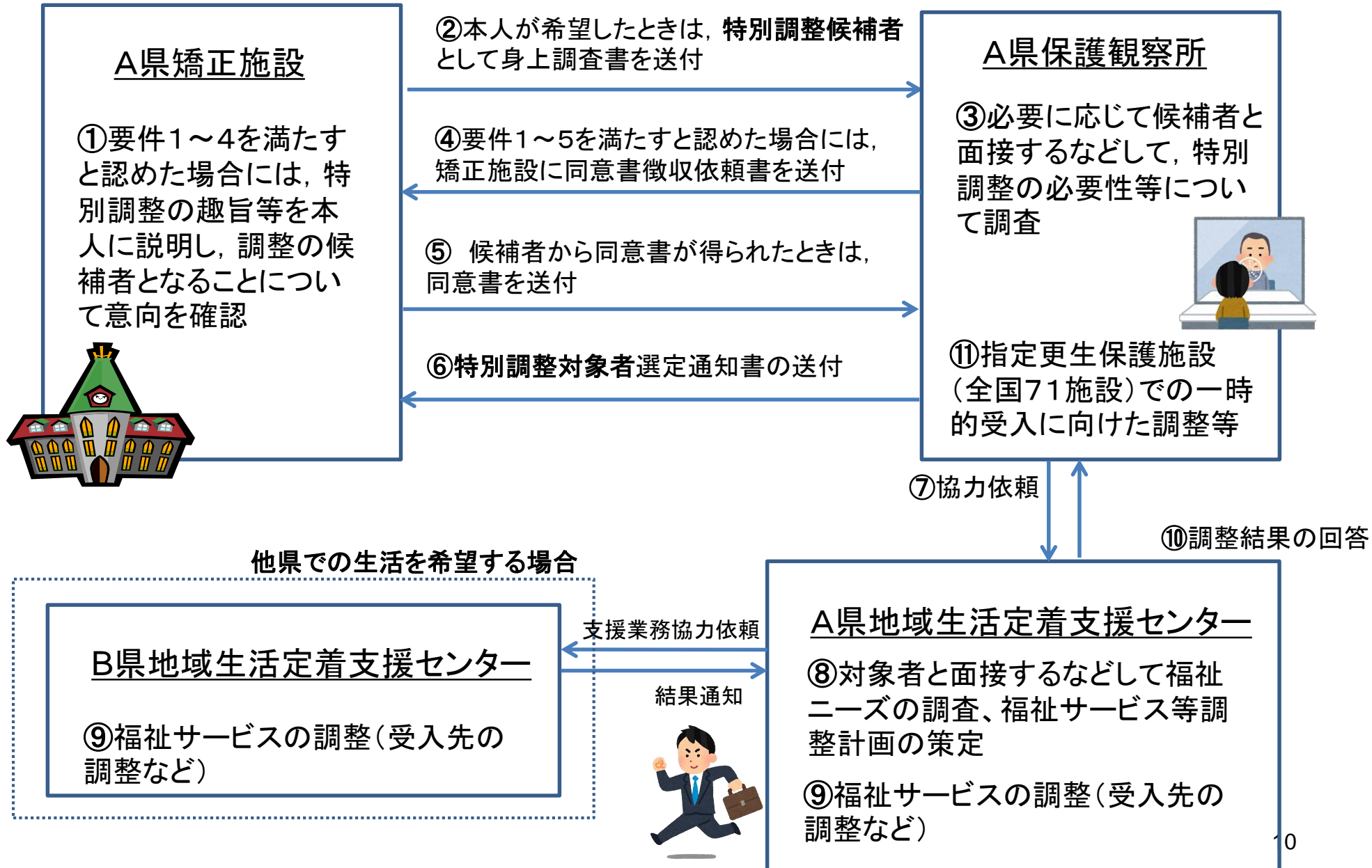
- 1 高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者
- 2 その他、センターが福祉的な支援を必要とすると認めるもの

特別調整に選定するための要件

以下の1～6の要件を全て満たすもの

- 1 高齢（おおむね65歳以上）又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があること
- 2 釈放後の住居がないこと
- 3 福祉サービス等を受ける必要があると認められること
- 4 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当と認められること
- 5 特別調整を希望していること
- 6 個人情報の提供に同意していること

参考 ～特別調整の手続（一般的な手続のフロー）～



4 地域生活定着促進事業の位置付け等

[本事業]
長期間の身柄拘束により地域とのつながりを失った人に、既存の福祉的支援を広域調整
(スキル・社会資源の活用)

		社会内 (～逮捕～判決)	刑・保護処分執行	社会内 (釈放後)
支援 ニーズ あり	支援 同意 あり	※起訴猶予や執行猶予等により釈放される場合を含む	地域生活定着 促進事業	
	支援 同意 なし			

既存の
各種福祉的支援

本事業の意義・効果 →

主：受刑中の本人の真意に沿って福祉サービスを調整
地域・本人の混乱回避
従：結果として再犯防止に「寄与」

地域生活定着支援センターの設置の状況

- 原則各都道府県に1か所
- 都道府県が設置 → 社会福祉法人、NPO等に運営委託可
- 定額補助（＝補助率なし）
職員経費のほか、活動費（旅費、通信費、事務所経費等）を含む
- 職員数6人「基準」 → 地域の実情に応じて柔軟な対応可
ただし、社会福祉士等の専門職 1人以上必置

- 平成23年度末に全都道府県に設置
- 平成31年4月現在
委託 47ヶ所 → 社会福祉法人：32か所(社協 7か所)、
社団法人：10か所、NPO：5か所

地域生活定着促進事業のポイント

【コーディネート業務関係】

- ・ 保護観察所は、矯正施設被収容者全員に「生活環境の調整」を実施
↓
センターは、保護観察所長からの協力依頼を受けて対応
対象は、矯正施設被収容者の一部
- ・ 本人と会って計画を立案→**帰る場所確保・福祉的支援への全国調整**

【フォローアップ業務・相談支援業務関係】

- ・ 保護観察所は、釈放された希望者に期間限定で「更生緊急保護」を実施
↑↓
センターは、希望者・関係者からの依頼を受けて釈放された後に対応
- ・ 必要な助言等を実施 →**都道府県内で釈放された人の生活をフォロー**

【センター≠受け皿】

- ・ 既存の福祉サービスにつなぐ →**市区町村その他の福祉関係者との連携必須**

地域生活定着支援センターの支援状況（平成30年度中に支援した者）

1. コーディネート業務（帰住地への受入れ調整）

（単位：人、カッコ内は平成29年度の実績）

コーディネートを実施した者		1,342(1,426)
【内訳】	矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者	677(751)
	帰住地への受入れ調整を継続中の者	523(537)
	「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した者	142(138)

【矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の福祉サービスの利用状況】

矯正施設入所前に、	介護保険または障害者自立支援の認定を受けていた者	126(101)
	療育手帳または障害者手帳を取得していた者	350(361)
矯正施設入所中に、	介護保険または障害者自立支援の認定手続を行った者	235(235)
	療育手帳または障害者手帳を取得した者	107(113)

2. フォローアップ業務

（受入れ調整後に行う受入先施設等への支援）

矯正施設退所後にフォローアップを実施した者		2,245(2,153)
【内訳】	支援が終了した者（地域に定着した者）	591(558)
	支援継続中の者	1,654(1,595)

【フォローアップを実施した者の福祉サービスの利用状況】

フォローアップ中に、生活保護を申請した者	620(555)
フォローアップ中に、介護保険または障害者自立支援の認定を受けた者	191(177)
フォローアップ中に、療育手帳または障害者手帳を取得した者	102(95)

3. 相談支援業務

（地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援）

相談支援を実施した者		1,454(1,369)
【内訳】	支援が終了した者	672(685)
	支援継続中の者	782(684)

【相談支援を実施した者の福祉サービスの利用状況】

相談支援中に生活保護を申請した者	113(81)
相談支援中に介護保険または障害者自立支援の認定を受けた者	57(50)
相談支援中に療育手帳または障害者手帳を取得した者	25(13)

【参考1】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

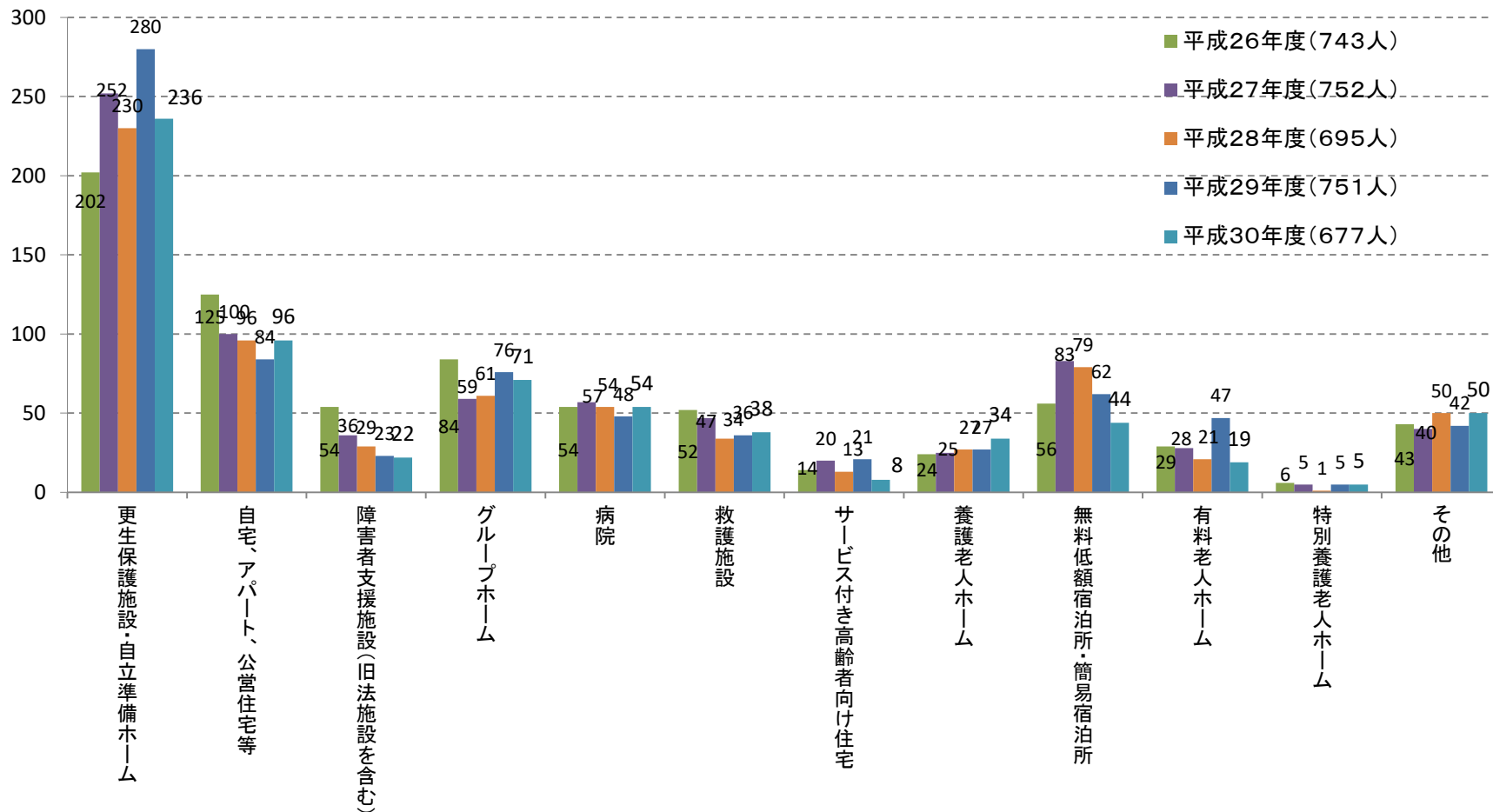
(単位:人)

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他※	合計
65歳以上	36(37)	31(34)	29(42)	1(1)	4(6)	5(7)	0(0)	248(248)	354(375)
65歳未満	19(22)	112(133)	115(109)	6(13)	11(16)	55(61)	2(4)	3(18)	323(376)
合計	55(59)	143(167)	144(151)	7(14)	15(22)	60(68)	2(4)	251(266)	677(751)

※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。※※かっこ内は平成29年度の実績である。

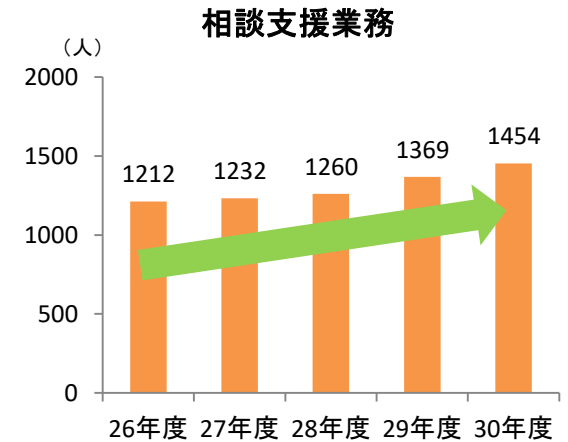
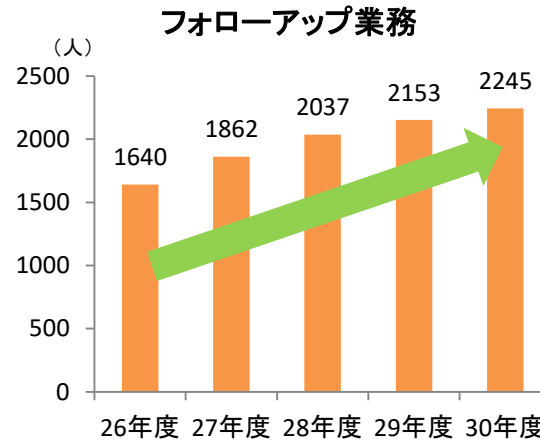
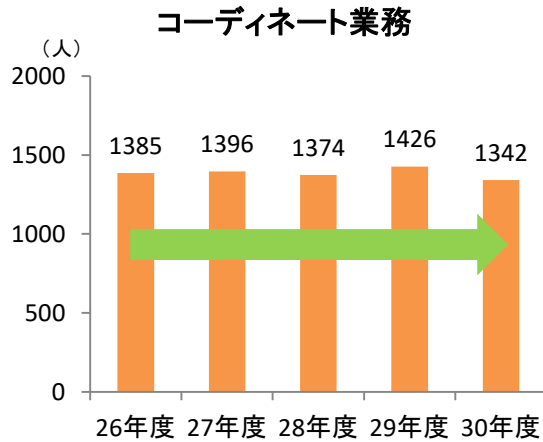
【参考2】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳

(単位:人)

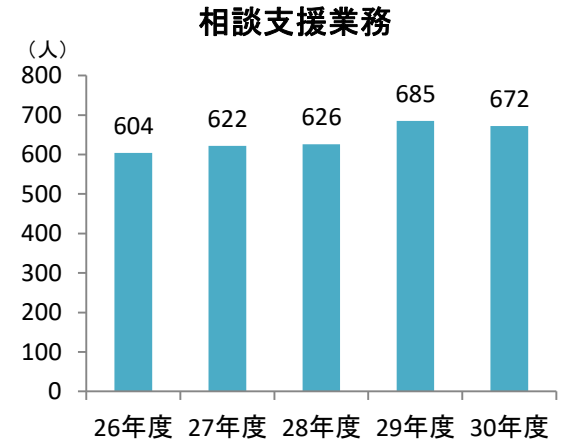
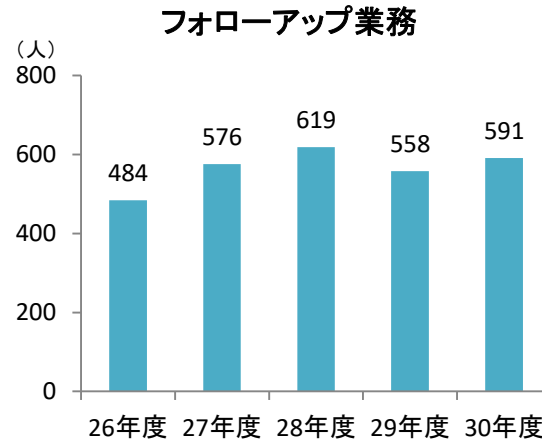
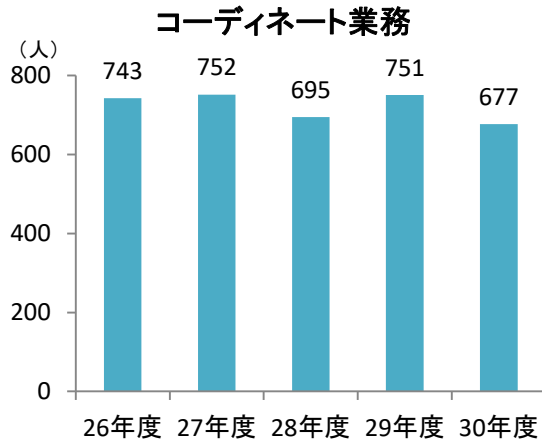


【参考3】地域生活定着支援センターによる業務別実施件数及び支援終了件数の推移（H26.4～H31.3）

1. 年度内支援実施件数



2. 年度内支援終了件数



相談支援業務の件数は、面接・訪問等の支援を実施した者に限定して計上。(電話相談のみは除外)

5 地域生活定着促進事業の課題

株式会社インターリスク総研「自立が困難な矯正施設退所者への福祉的支援に関する調査研究事業」（H29年度社会福祉推進事業）より
<http://www.irric.co.jp/reason/research/>

1) 司法との連携における課題

- 地域生活定着支援センター依頼前の調査・調整が不十分
- 高齢・障がいのサービスの必要性が判然としない事案や、医療機関の調整のみの依頼をされることがある

矯正施設・保護観察所ができること → 事前の十分な調査・調整
釈放前のセンターにおける調整期間（最低でも6か月）の確保

2) 地域福祉との連携における課題

- 援護の実施者がなかなか決まらない
- 福祉施設等への受入が何度も断られるなどしている
- 地域へのバトンタッチができず、フォローアップ業務が長期化している

- ※1 上記調査研究事業においても事例集として取りまとめられている
- ※2 基幹相談支援センター・相談支援事業所・自立支援協議会、地域包括支援センター・地域ケア会議等

福祉行政機関・福祉関係者ができること → センターと地域福祉の連携の好取組の共有（※1）
矯正施設出所者への支援に係る理解促進のための研修開催
相談支援機関（※2）での本来求められる機能に沿った支援

3) センター職員の人材育成における課題

- センター職員のうち、業務経験年数3年未満が約6割、福祉専門職は7割弱、2割弱が兼任職員
- ケース件数、困難事例の増加で職員育成の余力がなく、個々のセンターのみではノウハウの蓄積が困難

国・センターができること → 全国規模の研修で実践的な事例・ノウハウやツールの共有

現状

矯正施設釈放時点では一時的な住居に居住せざるを得ないケースが約半数

フォローアップによる支援期間が長期化

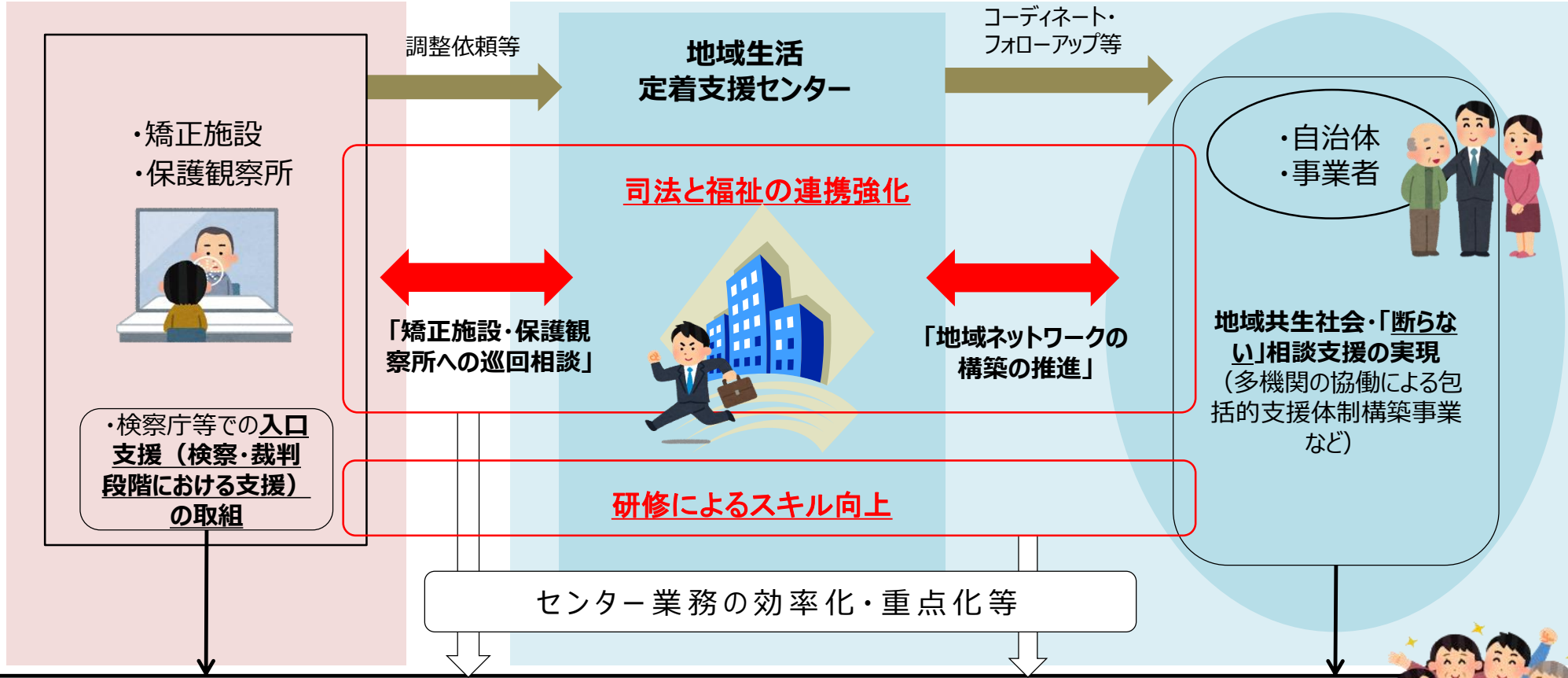
○ケース件数・困難事例の増加 ○犯歴による偏見が障壁 ○地域生活定着支援センター職員の育成が不可欠

背景

本事業の充実への高い期待 ~ 再犯防止推進法(再犯防止推進計画)、骨太の方針2019、自民党再犯防止推進特命委員会・超党派で再犯防止を進める議員連盟、自治体等

【法務省】

【厚生労働省・地域社会】



支援が必要で支援を求める人へ、より確実に支援
(罪を犯した高齢者・障害者のより円滑な社会復帰の実現)

関係者間の適切な役割分担 (地域生活定着支援センターだけでは抱えきれない課題) を踏まえた連携が不可欠!

・・・福祉的支援を要し真に支援を望む障害者・高齢者につきましては、犯歴の有無を問わず、法令等に基づき、福祉的支援が適切に受けられる必要があると承知しています。

・・・地域生活定着促進事業の対象となっているか否かを問わず、違法行為をしたことをもって、福祉的支援を要し真に支援を望む障害者・高齢者が必要な支援を受けられない事態を生じないよう、各地の実情を踏まえながら適切に対応されますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、省内関係部局（児童福祉施策・生活保護施策・生活困窮者自立支援施策・障害保健福祉施策・高齢者福祉施策）と調整済みです・・・

6 地域生活定着促進事業をとりまく状況

6-1 政府における再犯防止推進計画の策定

※平成30年12月15日閣議決定

○ 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

- ・ 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数（出典：法務省調査）
基準値704人（平成28年度）

○ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

- ・ 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等
法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。【法務省、厚生労働省】

(○ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組 (続き))

・ 地域福祉計画・地域医療計画における位置付け

厚生労働省は、地方公共団体が、地域福祉計画や地域医療計画を策定するに当たり、再犯防止の観点から、高齢者又は障害のある者等を始め、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などの地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するよう、必要な助言を行う。法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定するに当たり、地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられることから、関係部局と連携を図るよう、必要な周知を行う。【法務省、厚生労働省】

・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討

法務省及び厚生労働省は、Ⅱ第7.1(2)①ウに記載の地域のネットワークにおける取組状況も参考としつつ、一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【法務省、厚生労働省】

○ **地方公共団体との連携強化等のための取組**

・ 地域のネットワークにおける取組の支援

法務省は、刑事司法手続を離れた者を含むあらゆる犯罪をした者等が、地域において必要な支援を受けられるようにするため、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地域の実情に応じて、刑事司法関係機関、地方公共団体等の公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体が連携した支援等の実施に向けたネットワークにおける地方公共団体の取組を支援する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

6-2 入口支援について

[本事業]
長期間の身柄拘束により地域とのつながりを失った人に、既存の福祉的支援を広域調整（スキル・社会資源の活用）

		社会内 (～逮捕～判決)	刑・保護処分執行	社会内 (釈放後)
支援ニーズ あり	支援 同意 あり	※起訴猶予や執行猶予等により釈放される場合を含む 入口支援	地域生活定着 促進事業	
	支援 同意 なし			

既存の
各種福祉的支援

[入口支援]
矯正施設退所者を対象とした出口での支援に対して、刑事司法の入口の段階で、起訴猶予者等に対して、福祉的支援につなげるなどの支援を行うことをいう。

入口支援について

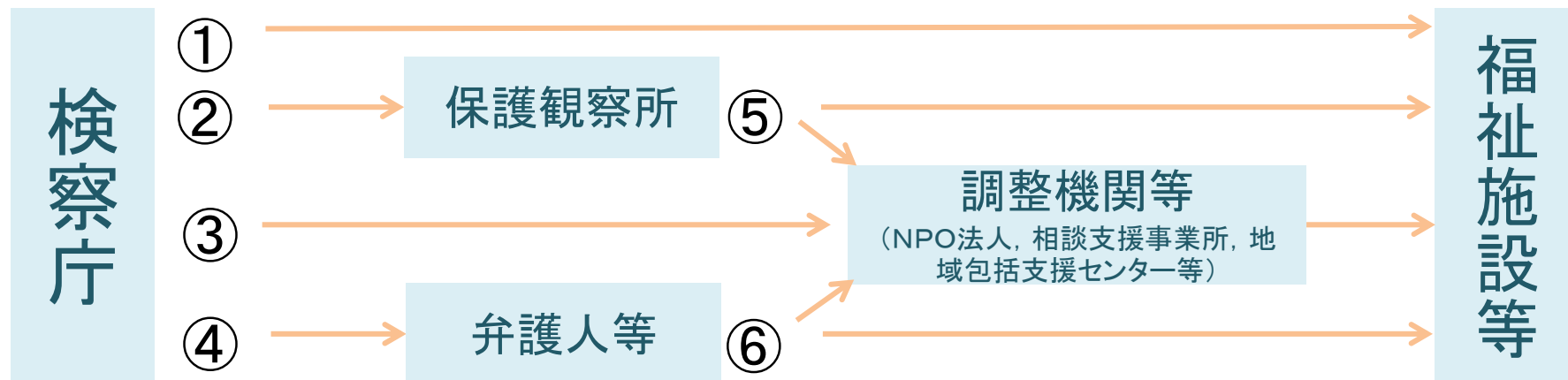
○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定） 第3章 1. (2) ③イ

法務省及び厚生労働省は、（中略）一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論をだし、その結論に基づき施策を実施する。

【入口支援とは】

- 入口支援とは、障害のある又は高齢の被疑者等の福祉的支援を必要とする者について、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、刑事司法の入口の段階で、福祉的支援につなげる取組。
- 入口支援の対象である起訴猶予者等の多くは、比較的軽微な犯罪（万引き、無銭飲食等）で、犯罪傾向が進んでいないことから、早期介入による支援で犯罪の常習化を防ぐことができる。
- 一方で、以下の理由等により本来福祉サービスが必要である入口支援の対象者が円滑に福祉につながっていないという課題がある。
 - ①各福祉制度について知識が乏しく、アセスメントが不十分であることから、本人や司法関係機関等が申出などを行う先が各福祉制度の窓口とマッチせず、適切な福祉サービスを提供できない。
 - ②障害受容がない、住居がないなどの事情から、福祉サービスにつながりにくい
 - ③地域で孤立している
 - ④釈放まで短期間での調整が必要
- センターでは、入口支援を相談支援業務の一部として位置付けているのが現状

入口支援の支援フロー



4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。

このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、

福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：**全面展開**

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

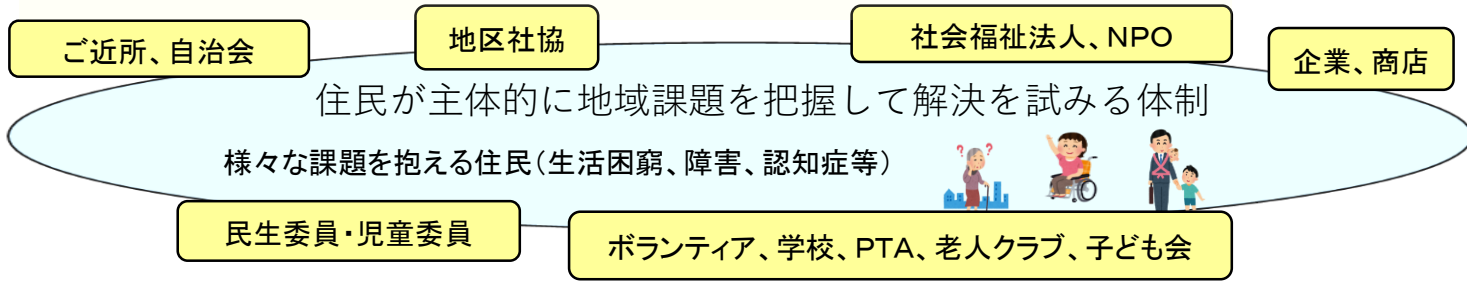
「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

(1) 地域力強化推進事業（補助率3/4）

○ 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。

平成31年度予算
平成30年度予算
平成29年度予算

28億円（200自治体）
26億円（150自治体）
20億円（100自治体）



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)

[2] 地域の課題を包括的に受け止める場 (※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

○ 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

○ 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員

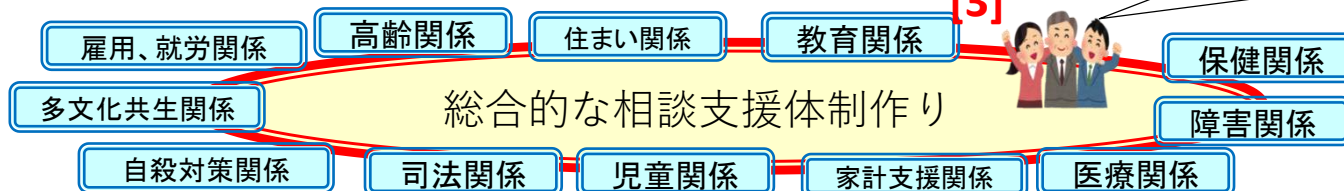
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等

ニッポン一億総活躍プラン
（H28.6.2閣議決定）

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りの推進。

[3]



新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

住民に身近な圏域

市町村域等

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

- 人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指す。
- 2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、従来のタテワリの制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となる。このため、①丸ごと相談（断らない相談）の実現、②地域共生に資する取組の促進、③高齢者も障害者も利用できるサービスの推進について検討を行う。

I 丸ごと相談（断らない相談）の実現

- ◆ 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討（制度別に設けられている各種支援の一体的実施）

- ・「断らない」相談支援
- ・多様で継続的な「出口支援」（社会参加・就労支援、居住支援など）
- ・地域における伴走体制の確保

※あわせて、就職氷河期世代等への支援の強化を検討

- ・生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進
- ・地域におけるひきこもり支援の強化

II 地域共生に資する取組の促進

- ◆ 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進

- ・地域活動が生じるプラットフォームの形成・展開の支援等
- ・民間からの資金調達の促進
- ・NPO、社会福祉法人等の多様な主体による事業の促進
- ・地方創生施策、住宅セーフティネット制度との更なる連携や農福連携の一層の推進など他省庁との連携策を促進

III 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

- ◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進
- ・介護分野・障害分野の実態を踏まえた社会参加や就労的活動を含むサービス・支援

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 中間とりまとめ(抄)

1 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、**一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化**が求められている。
- 今後、福祉政策の新たなアプローチの下で制度を検討する際には、**現行の現金・現物給付の制度に加えて、
・専門職の伴走型支援により地域や社会とのつながりが希薄な個人をつなぎ戻していくことで包摂を実現していく視点
・地域社会に多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を進める視点**
の双方が重要であり、**これらが相まって地域における重層的なセーフティネットとして機能する。**
- 福祉の対人支援においては、**従来の具体的な課題解決を目的とするアプローチと併せて、つながり続けることを目的とするアプローチの機能の充実**が求められる。

2 具体的な対応の方向性

(1) 包括的支援体制の整備促進のための方策

- **福祉政策の新たなアプローチを実現するための包括的な支援体制は、大きく以下の3つの機能を一体的に具えることが必要であり、そのような体制の整備に積極的に取り組む市町村に対して、国としても政策的な支援を行うべきである。**
・断らない相談支援 ・参加支援（社会とのつながりや参加の支援） ・地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援
- このような包括的支援体制を、各市町村がそれぞれの状況に合わせて整備することを後押しする観点から、**属性や課題に基づいた縦割りの制度を再整理する新たな制度枠組みの創設を検討すべきである。**
- **新たな制度枠組みに対する国の財政支援についても、市町村が住民一人ひとりのニーズや地域の個別性に基づいて、柔軟かつ円滑に支援が提供できるような仕組みを検討すべきである。**その際、従来の経費の性格の維持など、国による財政保障の在り方にも十分配慮すべきである。

(2) 多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の促進

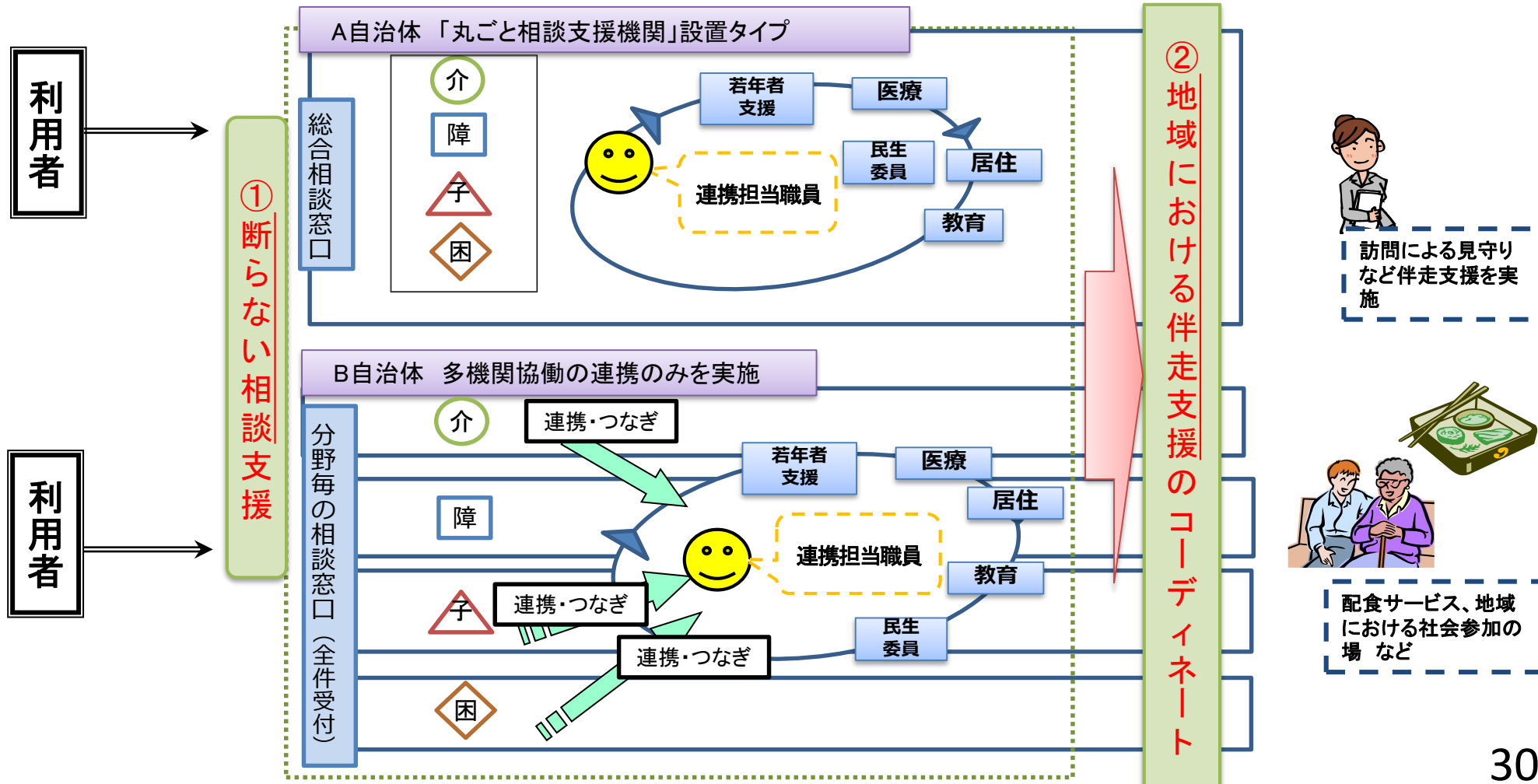
- 地方創生施策やまちづくり施策など他の分野との連携を進めていくとともに、福祉、地方創生、まちづくり、住宅施策、地域自治、環境保全などの関係者が相互の接点を広げ、**地域を構成する多様な主体が出会い、学びあうことのできる「プラットフォーム」を構築**するとともに、「プラットフォーム」における気づきを契機として、複数分野の関係者が協働し地域づくりに向けた活動を展開することのできる方策を検討すべきである。

3 今後の主な検討項目

- ・参加支援の具体的内容
- ・包括的支援体制の圏域、協議体、計画、人員配置等のあり方
- ・広域自治体としての都道府県の役割
- ・保健医療福祉の担い手の参画促進

丸ごと相談（断らない相談）の実現 ～包括的な支援のための新たな仕組みの検討～

- 8050問題など、世帯の複合的なニーズや個人のライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、市町村において断らない相談支援を中心とした包括的な支援体制を構築する。
- また、多様な経路で社会とつながり参加する機会を確保する観点から、断らない相談支援と併せ、個人のニーズに合わせた就労支援、居住支援などの“出口支援”や、地域における伴走体制の確保のための取組を実施する。
- 各自治体における包括的な支援体制は、地域ごとの資源の状況などの多様性を踏まえる必要があり、各自治体が、創意工夫を活かしながら柔軟に、その構築を進められるような制度設計とする。



新たな包括的な支援の機能等について

令和元年7月16日「第5回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料（一部改変）

- ◆ これまでのご意見を踏まえ整理をすると、断らない相談と一体で参加支援（社会とのつながりや参加の支援）や「地域住民同士のケア・支え合う関係性」を広げる取組を含む市町村における包括的な支援体制を構築することにより、「つながり続ける」伴走支援が具体化でき、
 - － 社会とのつながりや参加を基礎とした個々人の自律的な生
 - － 地域やコミュニティにおける包摂を目指すことができる。

【地域住民同士のケア・支え合う関係性の育成支援】

場の機能

地域づくりをコーディネートする機能

日常の暮らし
の中での
支え合い

コミュニティ
(サークル活動等)

既存の社会資源の把握と活性化

新たな社会資源の開発

住民・社会資源・行政間の
ネットワークの構築

人と人、人と社会資源のつながり

地域活動
(見守り等)

居場所を
はじめとする
多様な場づくり

身近な地域
(地縁組織等)

属性にかかわらず、
地域の様々な相談を
受け止め、自ら対応
又はつなぐ機能

相談の受けとめ

解決に向けた対応

権利擁護のための支援

社会との接点の確保・包摂の支援

社会とのつながりや
参加を支援する機能

【参加支援】

制度の狭間・隙間や、
課題が複合化・複雑
化したケースにおけ
る支援調整

個別課題としては明
らかではない場合に
ついて、継続的にか
かわり続ける支援

多様な社会参加・就労の支援

住まいの確保のための支援

【断らない相談】

多機関協働の中核
の機能

多機関のネットワークの構築

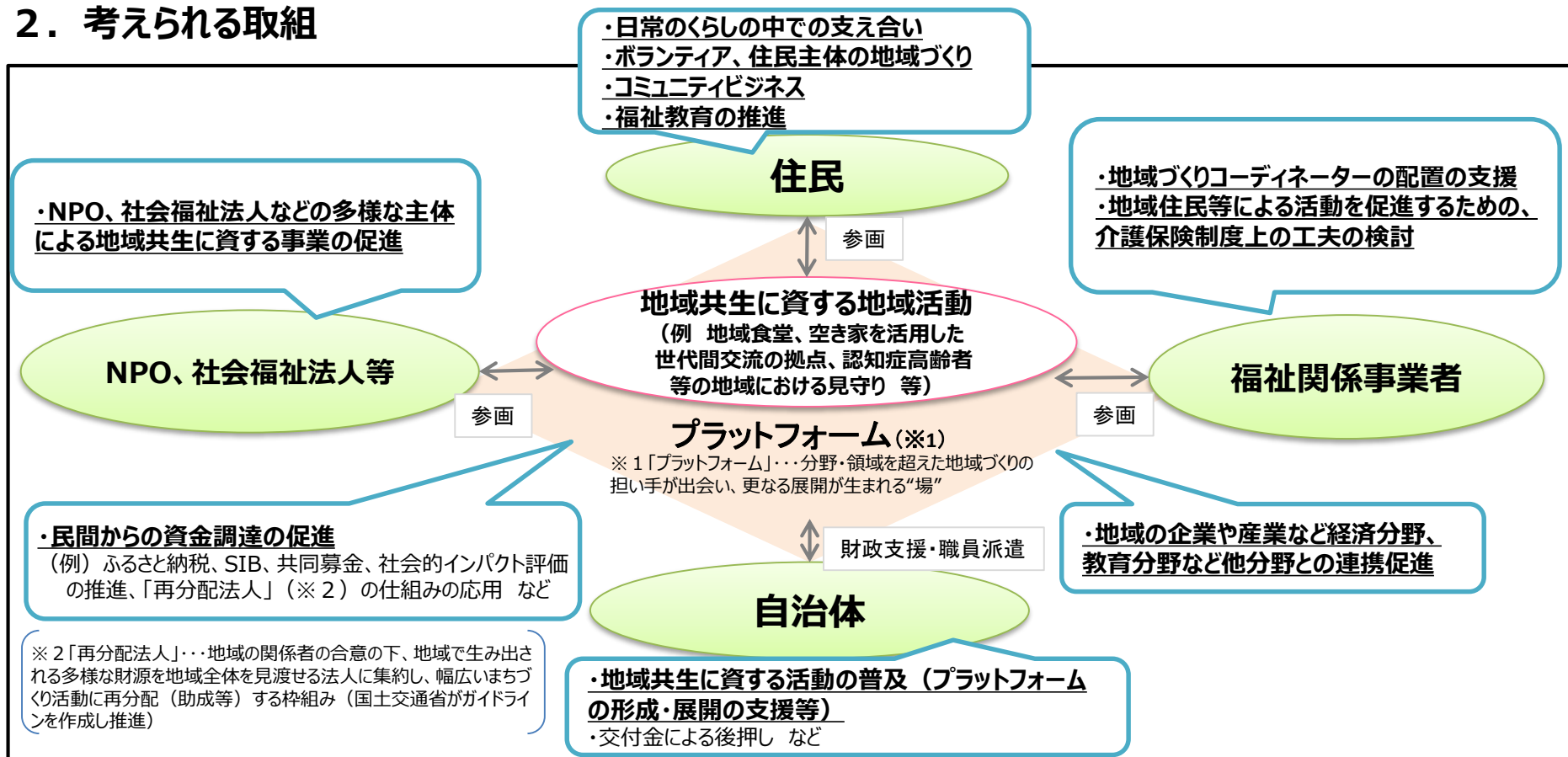
個別支援から派生する新たな社会資源・仕組
みの創出の推進

相談支援に関するスーパーバイズ、人材育成

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組



地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通



6-5 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直し等について

生活困窮者等の自立を促進するための

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日* 等）34

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①

1. 基本理念・定義の明確化

・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化

①生活困窮者の尊厳の保持

②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援

③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備(生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり)

・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

・事業実施自治体の各部局(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

・事業実施自治体は、関係機関等を構成員(※)とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。

(※)自治体職員(関係分野の職員を含む)、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。

・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

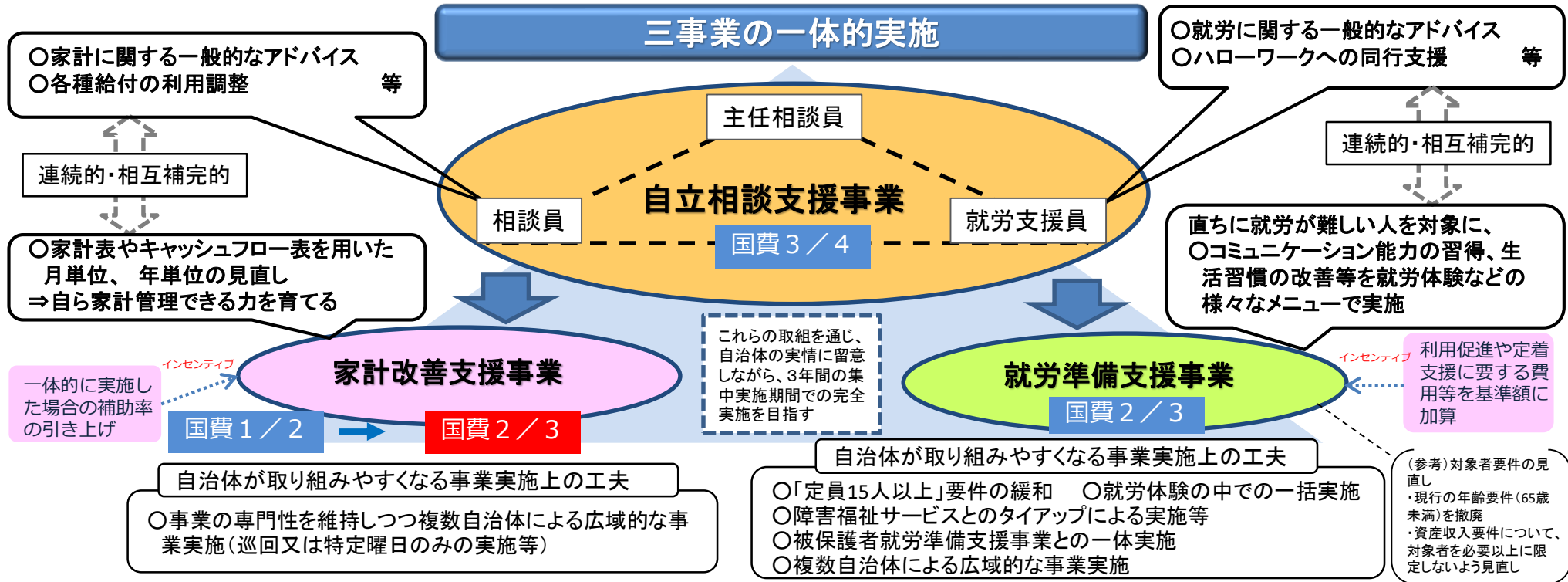
生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

・ 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。

- ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
- ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
- ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。

※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

・ 都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率:1/2)

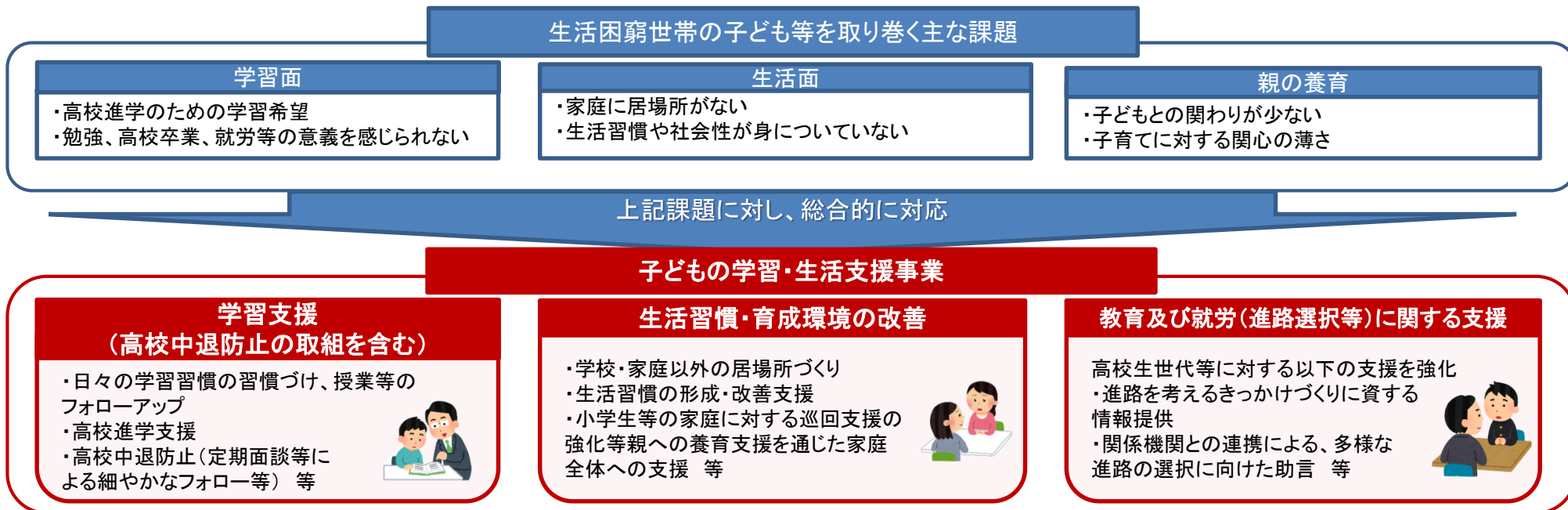
・ 現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率:3/4)。

子どもの学習支援事業の強化・居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

1. 子どもの学習支援事業の強化

・ 子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、以下を担う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

- ① 生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言
- ② 生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整



2. 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

・ 現行の一時生活支援事業を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。

- ① シェルター等を利用していた人
- ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人

(※) 昨年改正された住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)とも連携

支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援

1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
 - ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
 - ②現在ガイドライン(通知)で定めている設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設
 - ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

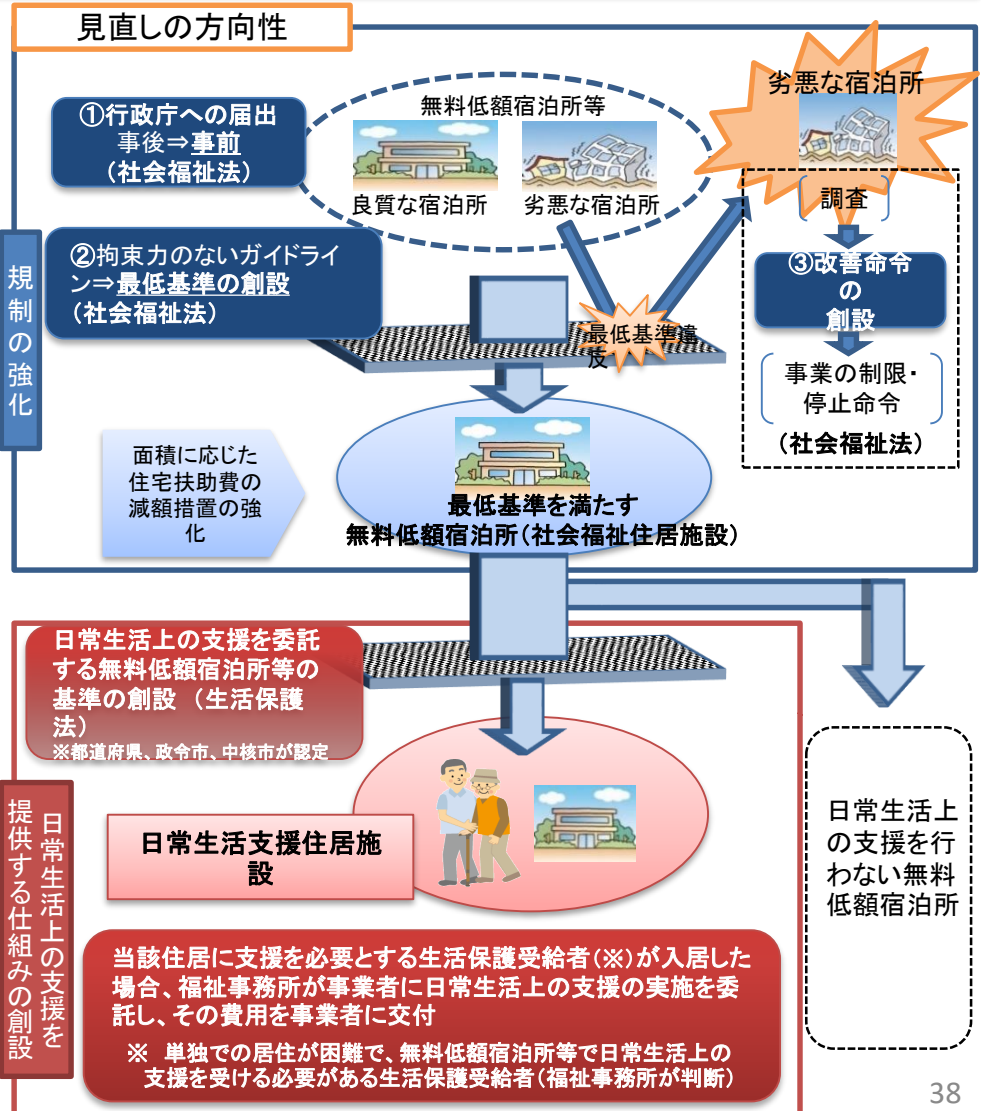
2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、サービスの質が確保された施設において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
 - ◆福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、良質なサービスの基準を満たす無料低額宿泊所等に委託可能とする

無料低額宿泊所の現状(平成27年6月)

- 施設数: 537, 入所者数15,600人(うち生保受給者14,143人)
 - 居室面積: 7.43㎡未満200施設(43%)
7.43~15㎡未満217施設(47%)
 - 食費、その他の費用(光熱水費、サービス利用料など)を徴収する施設数、平均徴収月額:

食費	453施設(84%)	28,207円
その他の費用	469施設(87%)	15,597円
- 結果として、86%の施設で、被保護者本人の手元に残る保護費が3万円未満



全国地域生活定着支援センター協議会
北海道・東北ブロックセンター研修会

基礎研修

「刑務所の基本的事項及び 宮城刑務所について」

令和元年12月19日

宮城刑務所分類審議室 淵上泰郎

本日の内容

- ▶ 刑務所って、どんな組織？
- ▶ どこにあるの？
- ▶ どんな人が入っているの？
- ▶ どんなことしているの？
- ▶ 宮城刑務所はどういうところ？

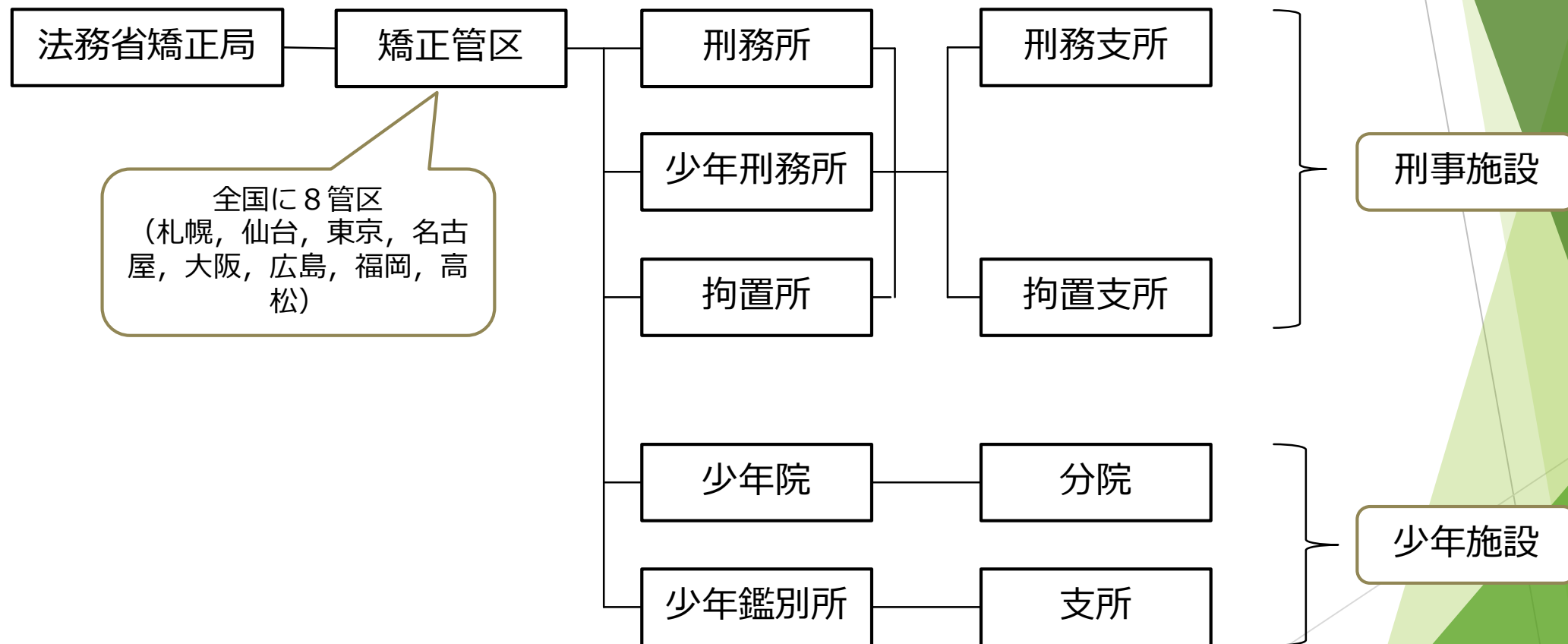
組織，収容施設等

刑務所って，どんな組織？

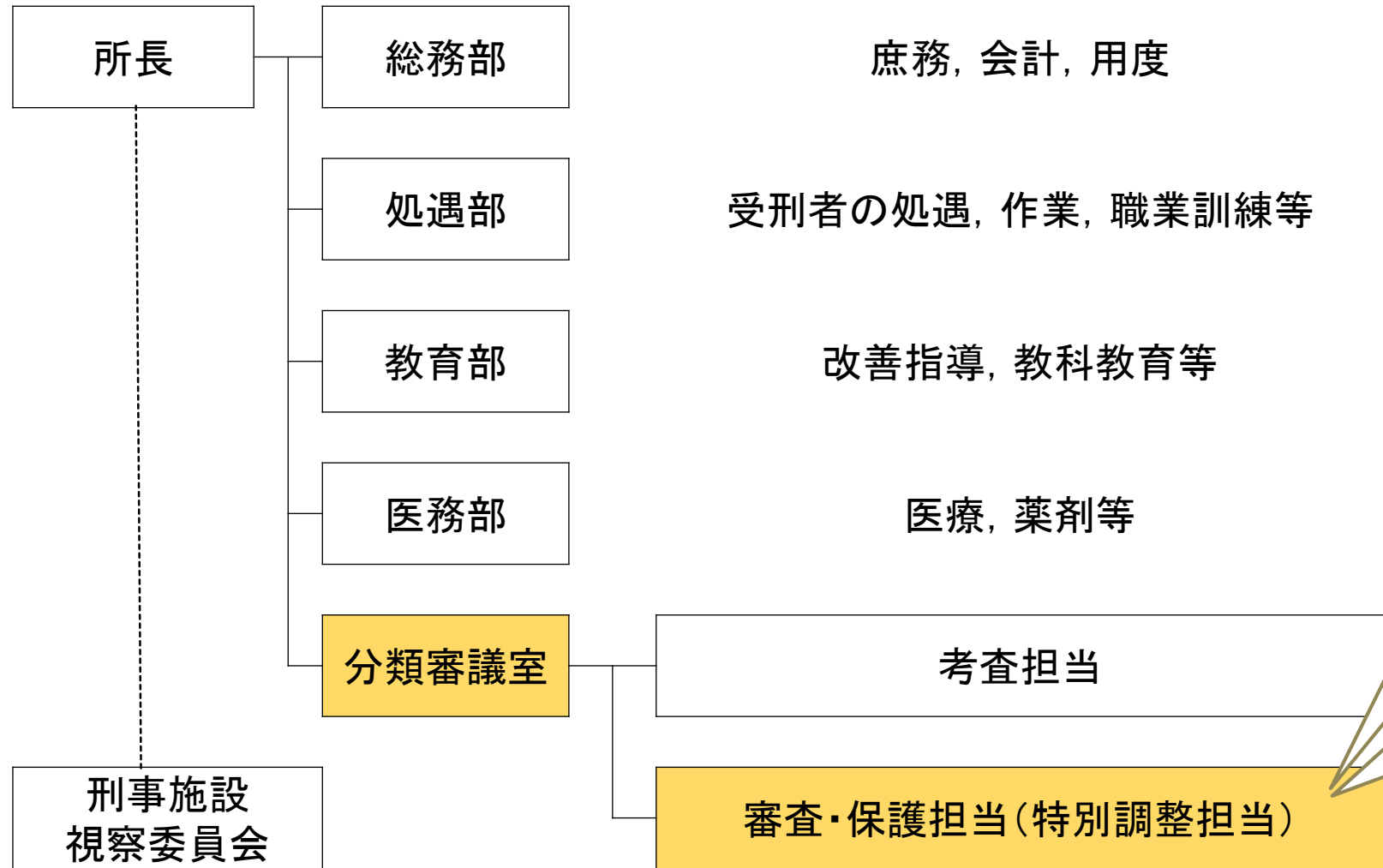
どこにあるの？

どんな人が入っているの？

矯正の組織について



刑務所の組織及び担当部署（大規模施設の場合）



刑務所の規模によって、部・室の数は変わります。分類担当、審査・保護担当が特別調整や福祉的支援の担当部署になります。

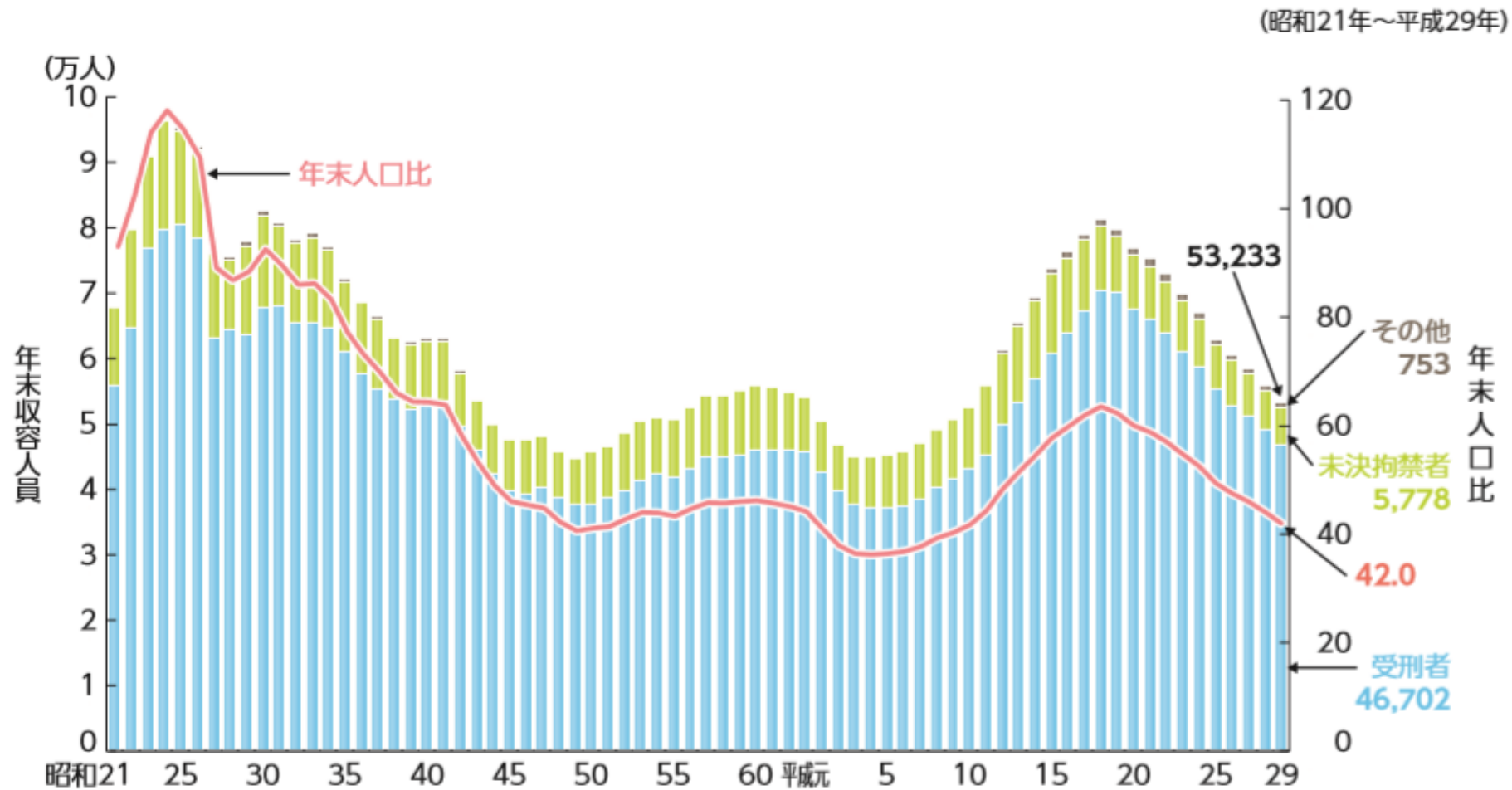
刑務官のほか、調査専門官、福祉専門官、就労支援スタッフ、非常勤福祉士等が配置されています。

北海道・東北地方の刑務所

札幌矯正管区	札幌刑務所	仙台矯正管区	青森刑務所
	札幌刑務支所		宮城刑務所
	旭川刑務所		秋田刑務所
	帯広刑務所		山形刑務所
	釧路刑務支所		福島刑務所
	網走刑務所		福島刑務支所
	月形刑務所		盛岡少年刑務所
	函館少年刑務所		

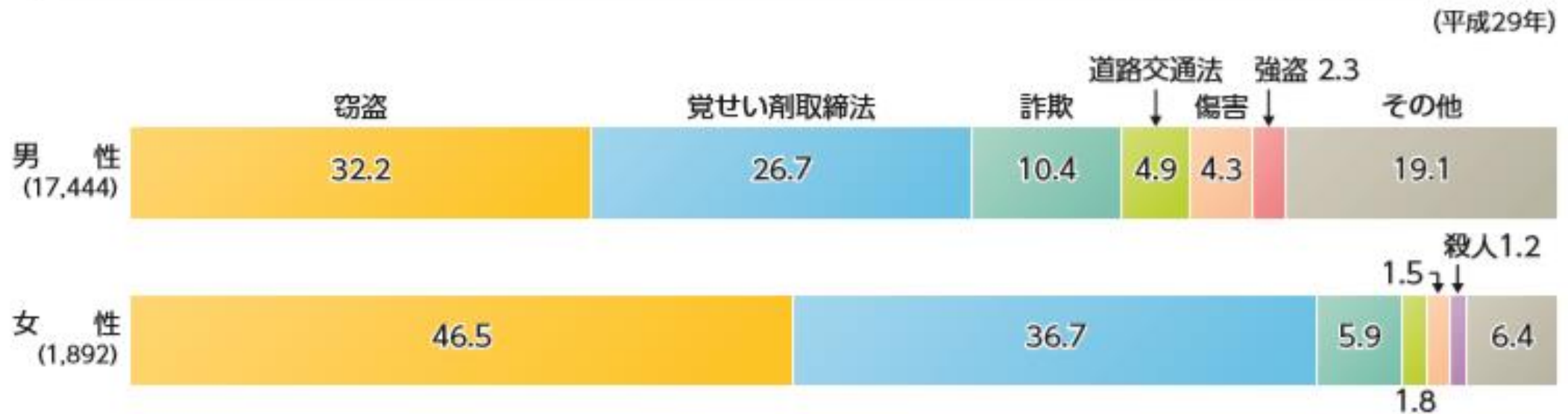
年末被收容者の数（全国）

2-4-1-1図 刑事施設の年末収容人員・人口比の推移



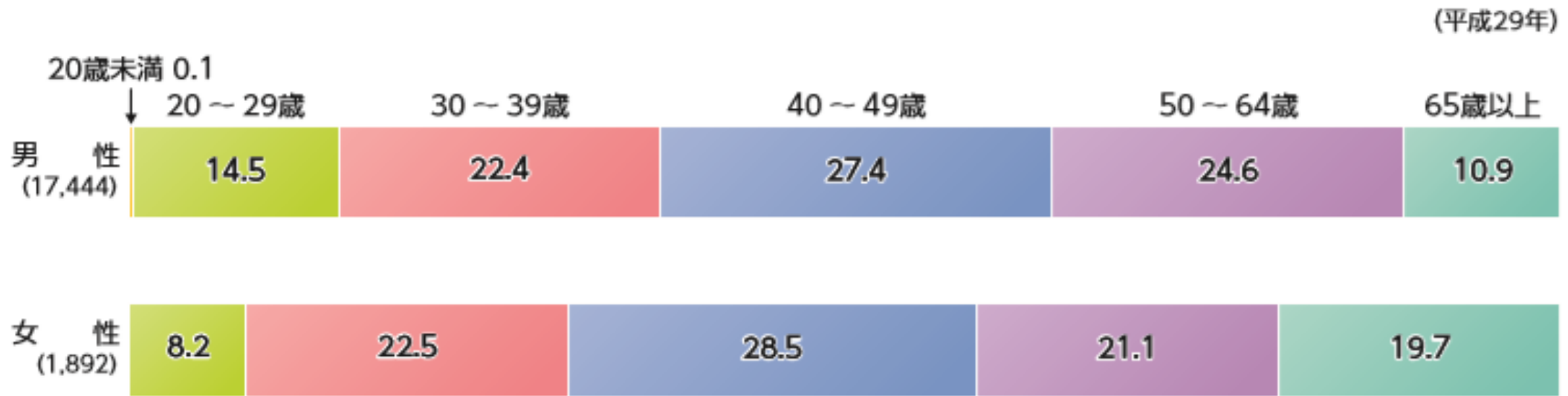
入所受刑者の罪名別構成比（全国）

▶ 2-4-1-6図 入所受刑者の罪名別構成比（男女別）



入所受刑者の年齢別構成比（全国）

▶ 2-4-1-5 入所受刑者の年齢層別構成比（男女別）

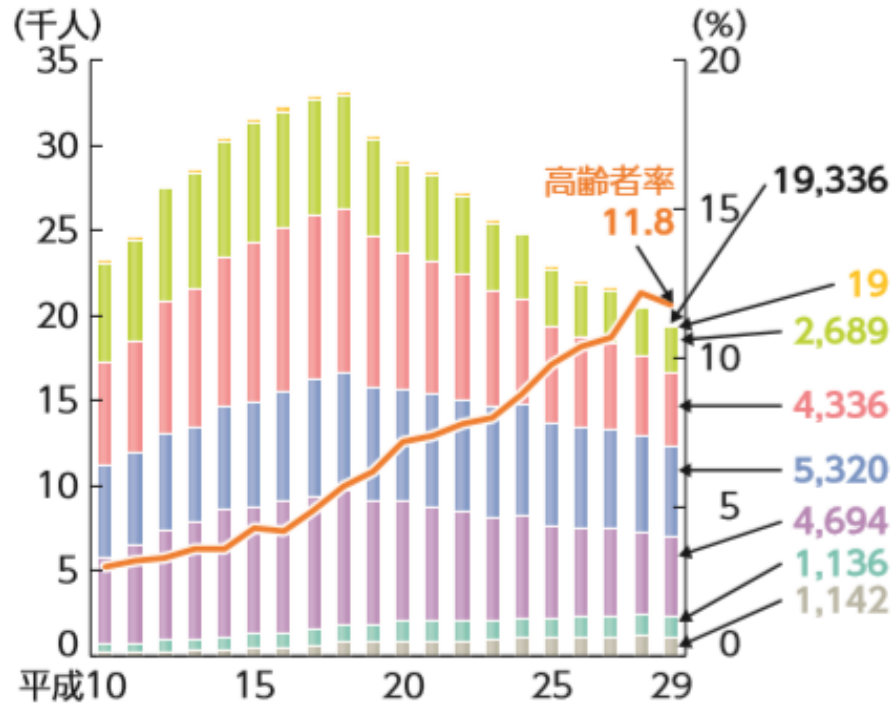


入所高齢受刑者及び割合（全国）

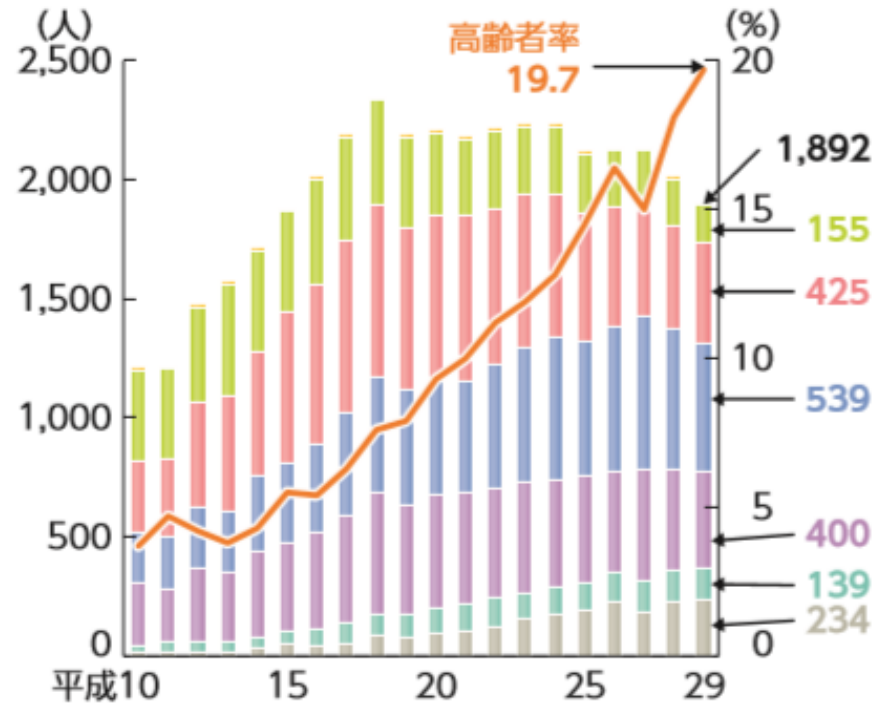
7-3-4-1図 高齢入所受刑者人員・高齢者率の推移（総数・女性別）

(平成10年～29年)

① 総数

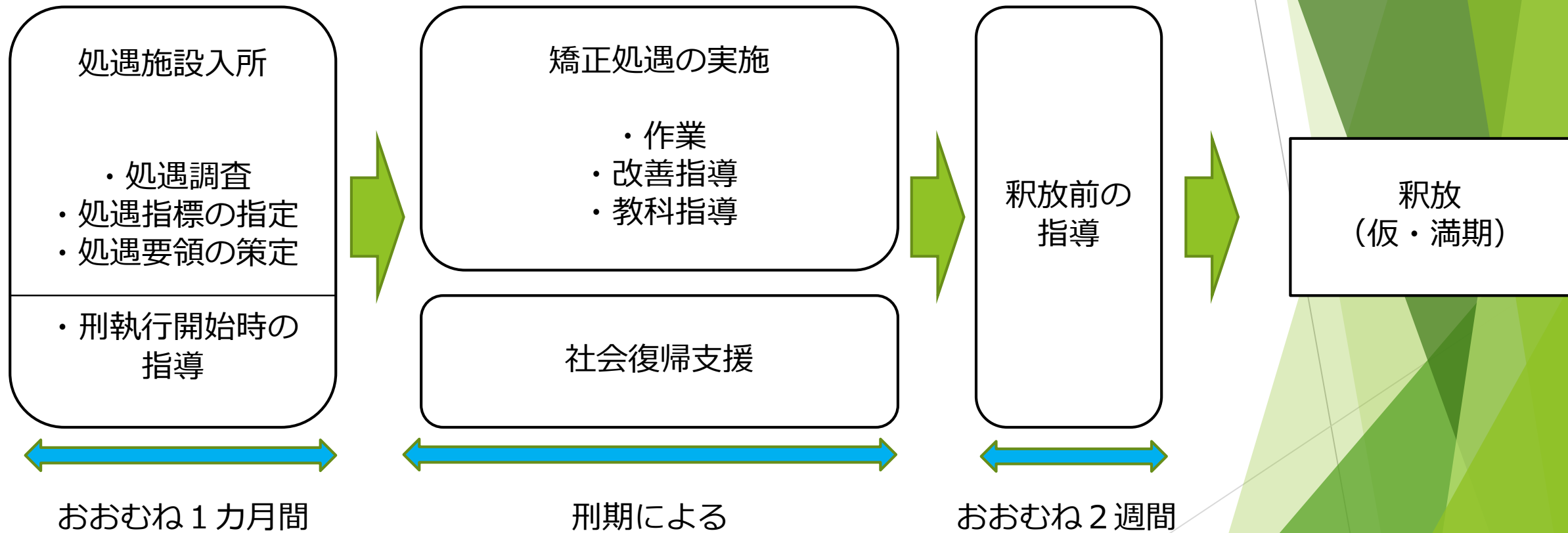


② 女性



■ 20歳未満
 ■ 20～29歳
 ■ 30～39歳
 ■ 40～49歳
 ■ 50～64歳
 ■ 65～69歳
 ■ 70歳以上

処遇の流れ（入所から出所まで）



(複数の刑を受けていたり、余罪等で刑が追加される者もいます。)

処遇調査・集団編成・処遇要領

- ▶ 刑が確定すると、調査専門官等の職員が、受刑者の資質や生活環境の調査を行います。
- ▶ 調査結果に基づいて、受刑者ごとに処遇指標を指定します。
- ▶ 処遇指標に基づいて、処遇施設に移送します（集団編成）。
- ▶ 処遇施設では、改めて処遇調査を行い、処遇要領を策定します。
- ▶ 処遇要領には、当該受刑者の犯罪の要因となっている問題や円滑な社会復帰を図るうえでの問題などを総合的に踏まえて、出所までに達成させるべき目標や、実施すべき矯正処遇の内容や方法が盛り込まれています。

処遇指標

▶ 矯正処遇の種類

作業（一般作業，職業訓練）

改善指導（一般改善指導，特別改善指導）

教科指導（補習教科指導，特別教科指導）

▶ 受刑者の属性

▶ 犯罪傾向の進度

処遇指標が決まると，刑が確定した施設（確定施設）から処遇を実施する施設（処遇施設）へ，移送されます（ただし，確定施設で処遇する場合があります）。

矯正処遇の種類及び内容

① 矯正処遇の種類及び内容

種 類	内 容	符 号	
作業	一般作業	V0	
	職業訓練	V1	
改善指導	一般改善指導	R0	
	特別改善指導	薬物依存離脱指導	R1
		暴力団離脱指導	R2
		性犯罪再犯防止指導	R3
		被害者の視点を取り入れた教育	R4
		交通安全指導	R5
		就労支援指導	R6
教科指導	補習教科指導	E1	
	特別教科指導	E2	

属性及び犯罪傾向の進度

② 受刑者の属性及び犯罪傾向の進度

属性及び犯罪傾向の進度	符 号
拘留受刑者	D
少年院への収容を必要とする16歳未満の少年	Jt
精神上的の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	M
身体上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	P
女子	W
日本人と異なる処遇を必要とする外国人	F
禁錮受刑者	I
少年院への収容を必要としない少年	J
執行刑期が10年以上である者	L
可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人	Y
犯罪傾向が進んでいない者	A
犯罪傾向が進んでいる者	B

受刑者を大きく分ける指標が犯罪傾向の進度です。

これを北海道・東北地方の刑務所に当てはめると・・・

主な指標

札幌刑務所	B, M, P
札幌刑務支所	W
旭川刑務所	B, L B
帯広刑務所	B
釧路刑務支所	A
網走刑務所	B
月形刑務所	B
函館少年刑務所	Y A

主な指標

青森刑務所	B
宮城刑務所	B, L B, M, P
秋田刑務所	B
山形刑務所	A, L A
福島刑務所	B, F
福島刑務支所	W
盛岡少年刑務所	Y B

※上記以外の指標も収容しますが、主ではないため省略しています。

矯正処遇，所内生活

どんなことしているの？

矯正処遇

▶ 矯正処遇は、次の3つです。

▶ 1 作業

生産作業，職業訓練，自営作業，社会貢献作業

▶ 2 改善指導

一般改善指導，特別改善指導

▶ 3 教科指導

▶ 矯正処遇は、受刑者に対し、義務として課されており、拒否した場合は懲罰等の一定のペナルティを受けることとなります。

具体的な内容は、
資料「日本の刑事
施設」を御確認く
ださい。

受刑者の生活（標準的な懲役受刑者）

- ▶ 居室棟（共同室，単独室）で生活をしています。共同室では同じ工場の者と同室となります。
- ▶ 睡眠，食事，余暇活動（新聞，読書，テレビ視聴等）などは，居室の中で行います。
- ▶ いずれかの工場に所属し，平日は，朝食が終わったら工場に移動し，1日8時間を超えない範囲で所定の作業を行います。
- ▶ 昼食は工場内の食堂で喫食します。入浴，運動は，工場ごとに行います。
- ▶ 面会，医務診察は，個別に連行します。
- ▶ 特別改善指導，教科指導は，その内容に応じて，教室等で実施します。
- ▶ 希望者で，許可を得た者は，宗教教誨を受けたり，クラブ活動に参加することができます。

② 刑事施設の生活環境

衣類・寝具は、季節・気候に適したものが貸し出されます。

自分で用意したものを使用することができる場合があります。

下着・靴下は自分で用意したものを使用することができます。

衣類・寝具

共同室

居室棟

和室

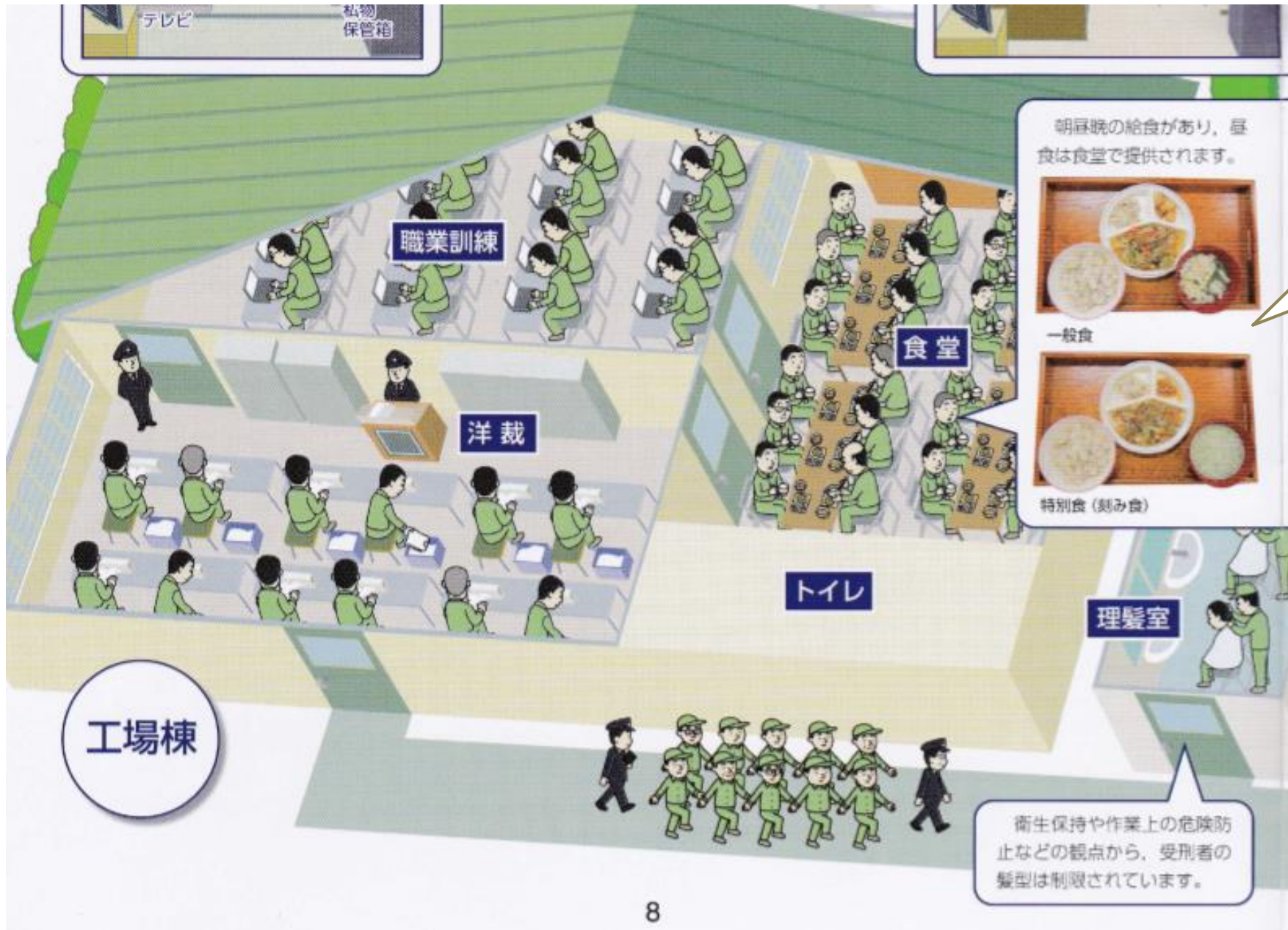
洋室



窓や換気口が整備され、採光や換気に配慮されています。
地域性を考慮した上で、暖房設備も設置。

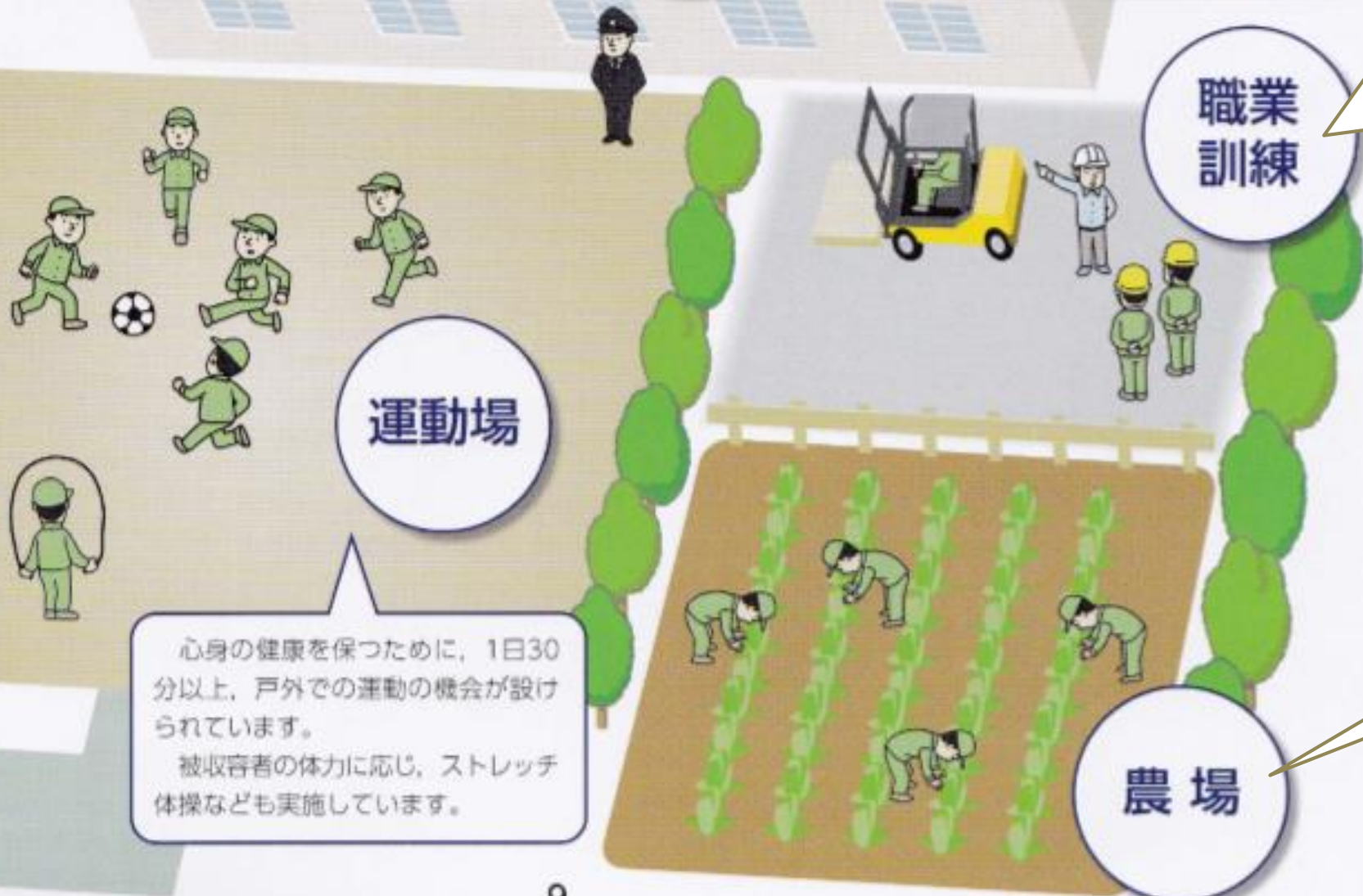


洋室は、基本的に外国人用です。



食事も、受刑者が作業として作っています。

な熱量が確保
ています。
要に応じ、健
態や食習慣、
上の事情に配
た食事も給与
ます。



運動場

職業訓練

農場

心身の健康を保つために、1日30分以上、戸外での運動の機会が設けられています。
被収容者の体力に応じ、ストレッチ体操なども実施しています。

職業訓練の内容は、刑務所によって異なります。

農場があるのは、ごく一部の刑務所です。

2 刑事施設における被収容者の処遇

入浴場

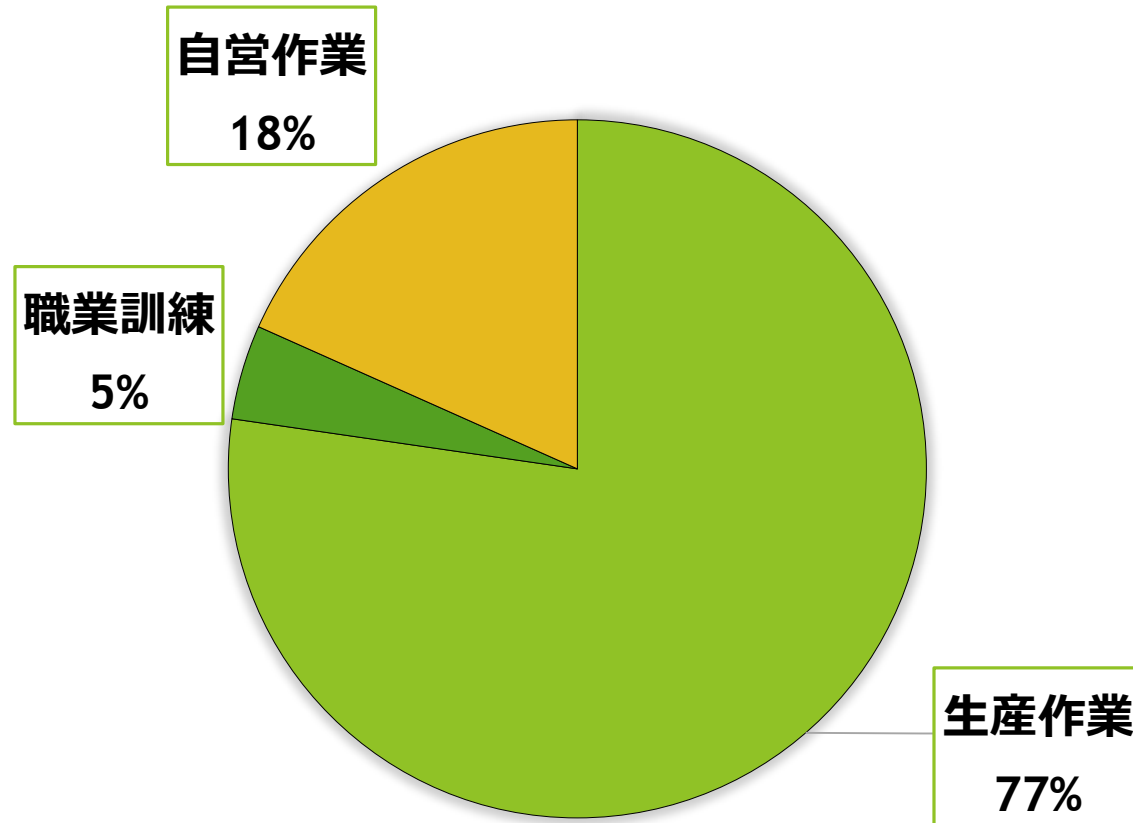
工場就業者は、工場ごとに集団で入浴します。

個別処遇の者は、1人用の風呂に個別に入ります。

1週間に2回以上、入浴できます。1回当たりの入浴時間は15分～20分。
※夏季は入浴回数を増やすなど衛生面への配慮がされています。



業種別就業人員構成比（全国：H30.6末現在）



職業訓練は、希望者の中で、一定の条件（作業態度、生活態度、能力等）をクリアした者の中から選定されます。

ちなみに . . .

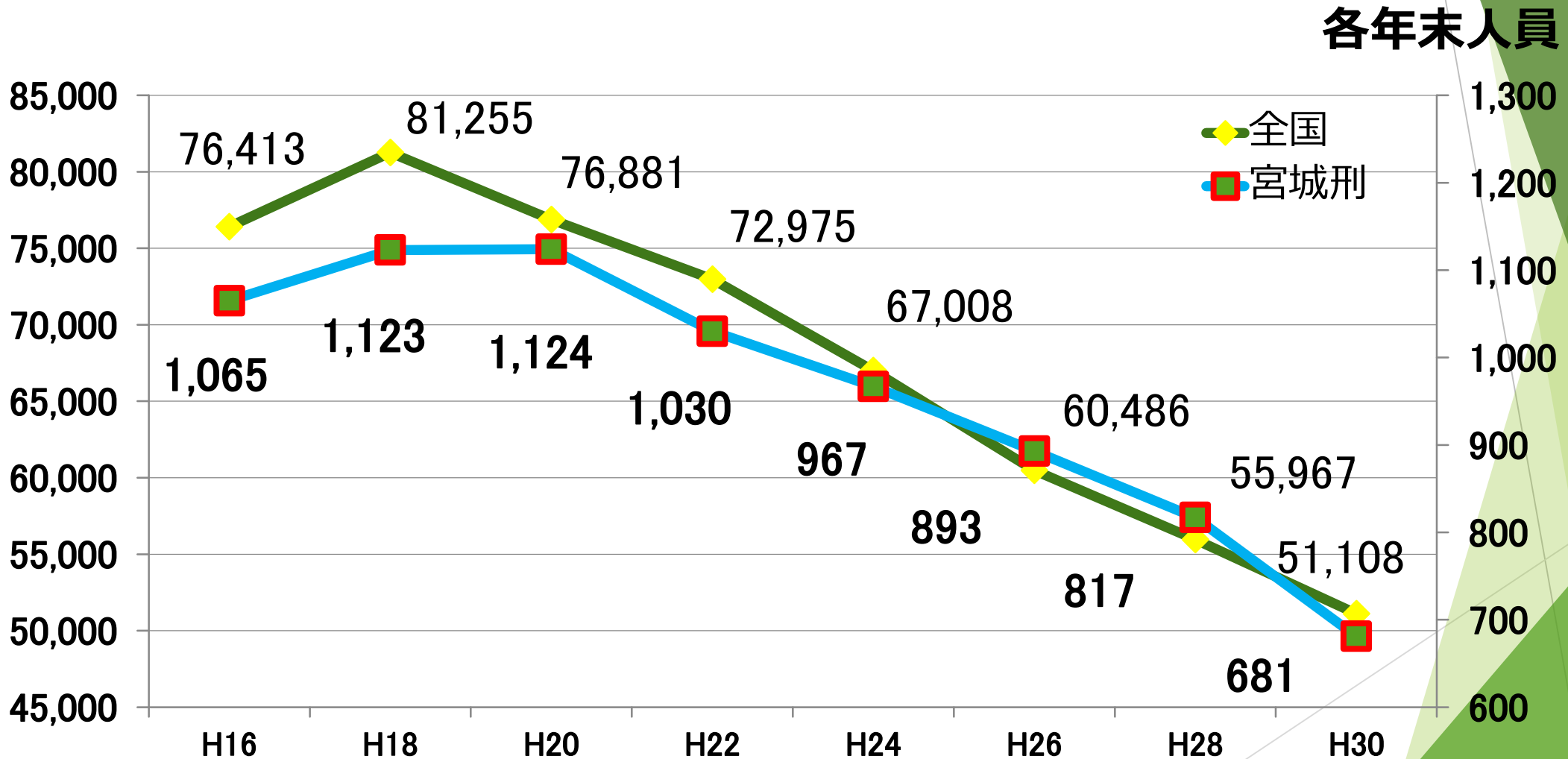
- ▶ 身体機能が低下している者は、その程度に応じて軽作業を行っています。
- ▶ 移動が難しい受刑者は、病舎内に併設された養護工場で作業しています。
- ▶ 作業に従事した場合、受刑者の勤労意欲を高め、釈放時に所持金を持たせて改善更生の一助とする、被害者への弁償、家族への生活支援等を目的とした「作業報奨金」が支給されます。
- ▶ 作業報奨金は、釈放時に支給しますが、在所中に、所内で購入が認められた自弁品（私物）の購入のために、一部を使用することも可能です。

- ▶ 作業報奨金基準額（平成29年度） （就業時間 1 時間あたり）

1 等工	2 等工	3 等工	4 等工	5 等工
約 5 3 円	約 4 2 円	約 3 4 円	約 2 8 円	約 2 2 円
6 等工	7 等工	8 等工	9 等工	1 0 等工
約 2 0 円	約 1 6 円	約 1 2 円	約 1 0 円	約 7 円

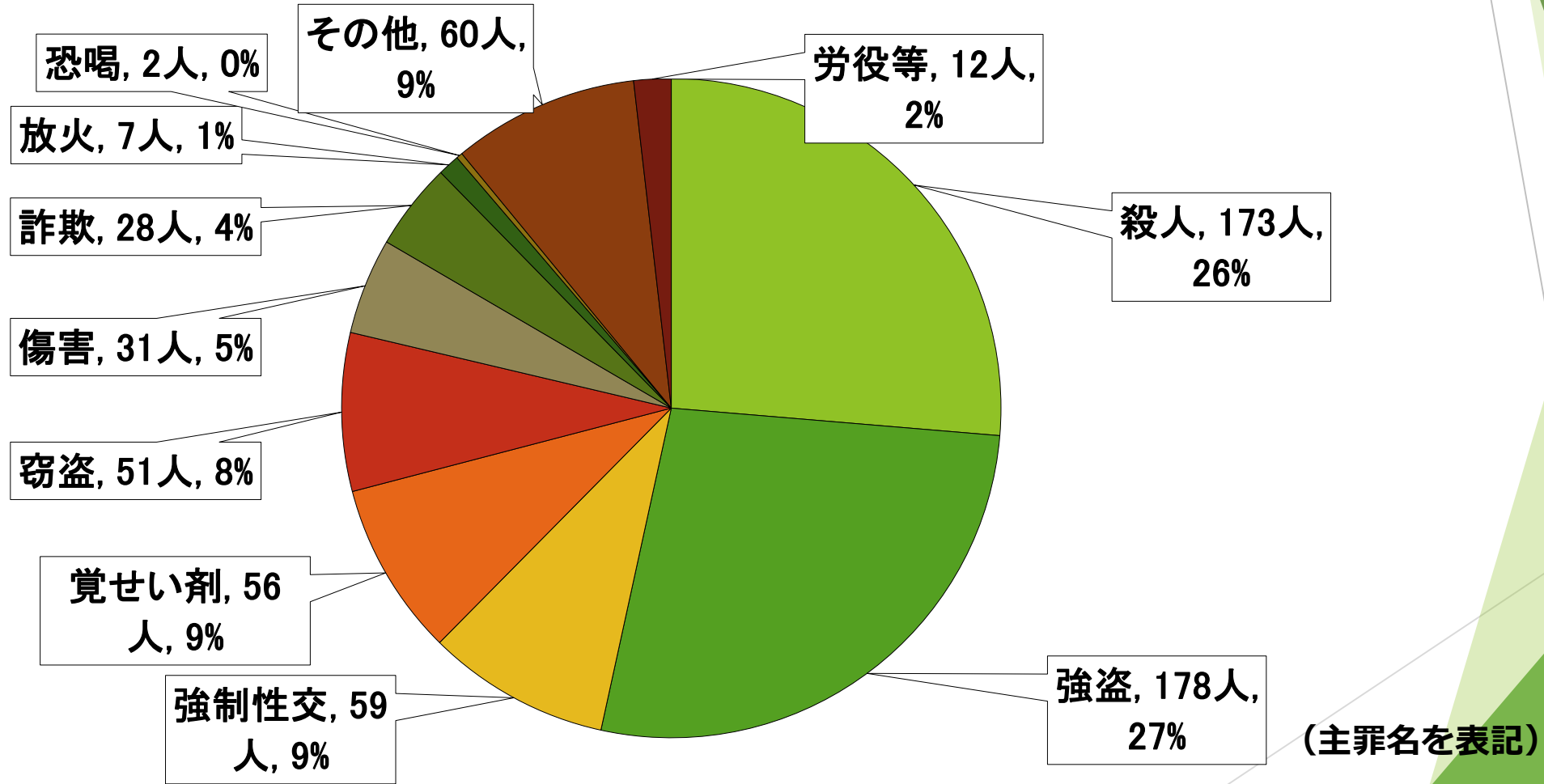
宮城刑務所は
どういうところ？

収容人員の推移



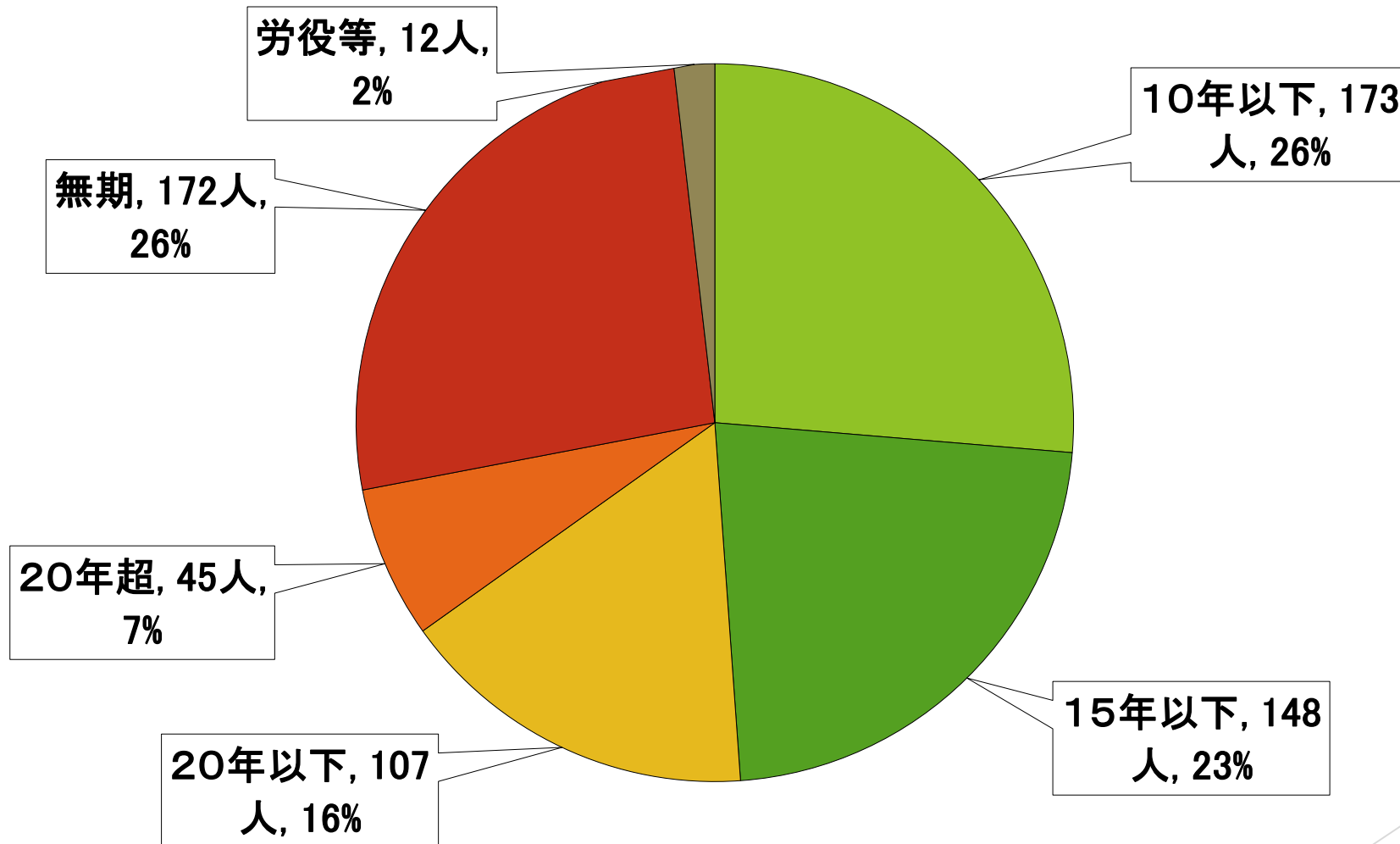
在所者罪名別人員・割合内訳

平成31年4月1日現在



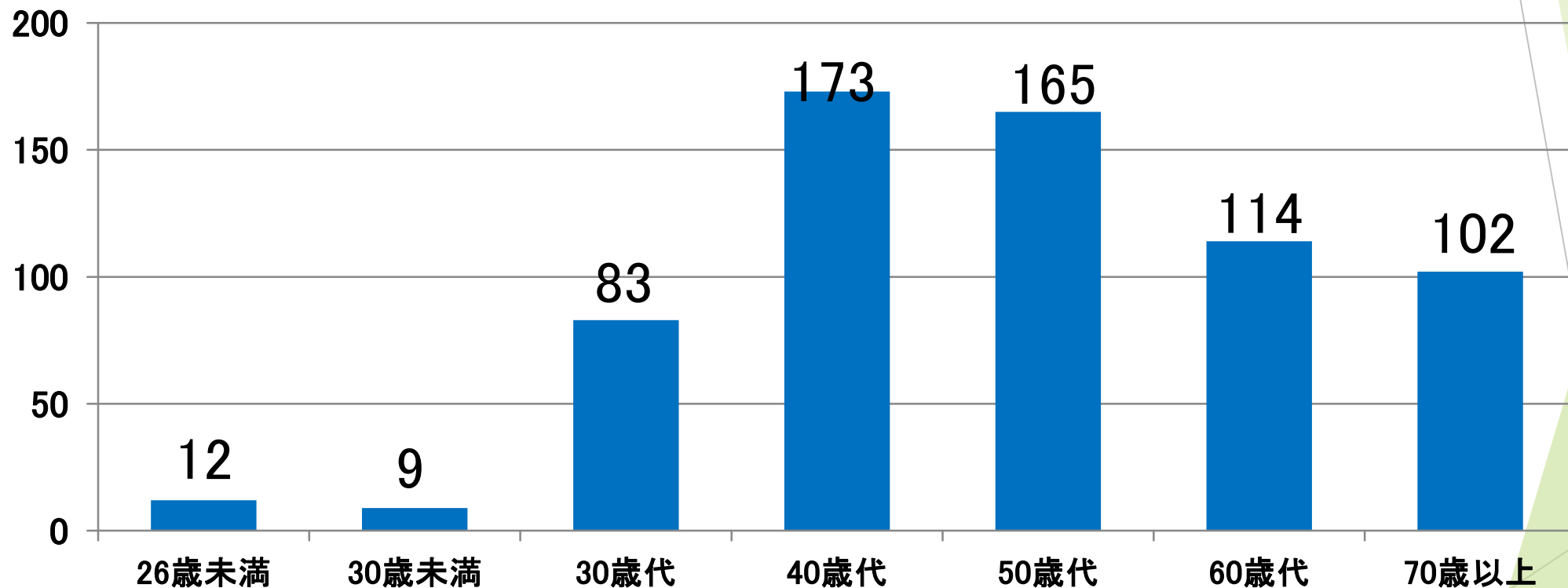
在所者刑期別人員・割合内訳

平成31年4月1日現在



平均刑期は1.2年
(無期は除く)

年齢別内訳



※ 60歳以上が, 32.8%

平成31年4月1日現在

医療重点施設

- ▶ 医療刑務所（医療専門施設）のほかに、各管区に医療重点施設が設置されています。宮城刑務所は医療重点施設に指定されているため、設備、スタッフが一般の刑務所よりも充実しています。
- ▶ 他の刑務所の受刑者を検査や治療のため、引き受けることが多くあります。
- ▶ 所内だけでなく、外部の一般病院で、治療や手術を受けさせる場合もあります。
- ▶ 医療スタッフ～医師 8 名，看護師 17 名，薬剤師 2 名，放射線技師 1 名
臨床検査技師 1 名，刑務官（有准看護師資格者） 4 名

高齢受刑者の社会復帰支援

- ▶ 認知症スクリーニングテストの実施
- ▶ 身体機能維持のための改善指導
社会復帰支援指導プログラム
健康管理指導
- ▶ 福祉的支援

認知症スクリーニングテスト

- ▶ 処遇調査時に，必要に応じて実施
- ▶ 受刑中にも処遇職員の行動観察から認知症が疑われる場合にも実施
- ▶ →検査結果に応じて，精神科診察を実施
- ▶ →処遇変更や社会復帰支援の資料として活用

身体機能維持のための改善指導

▶ 社会復帰支援指導プログラム

対象者～高齢又は障害を有し、円滑な社会復帰が困難と認められる者

指導時間～1 単元 60分～75分，15 単元

指導者～教育専門官，福祉専門官，医師，保護観察官，外部講師

内容～基本的生活能力，社会福祉制度に関する知識，社会適応に必要な基本的知識

▶ 健康管理指導

対象者～おおむね60歳以上，出所後，就労の可能性のある者等

指導時間～1 単元 60分，12 単元

指導者～外部講師

内容～ストレッチ，筋トレ，ダンス等，ロコモ度テスト

福祉的支援

- ▶ 専門スタッフ～福祉専門官 2 名，非常勤職員 5 名（社会福祉士，精神保健福祉士）
- ▶ 対象者リストアップ
- ▶ インテーク面接
- ▶ 支援要否の判断
- ▶ カンファレンス
- ▶ 必要な各種手続き
- ▶ 入所先施設・入院先病院の特定及び調整
- ▶ 出所時保護

宮城刑務所の難しいところ

- ▶ 身体面，精神面に何らかの疾病や障害を有している者が多い
- ▶ 累犯や犯罪性の進んだ者が多く，帰住先がない，出所後の支え（家族，協力者）がない者が多い
- ▶ 福祉の支援を受ける，受けないの意思決定が難しい者もいる
- ▶ 福祉的支援が必要な者でも，拒否する者も多い
- ▶ 刑務所という環境の中で，本人の素の生活ぶり，ニーズが把握しづらい

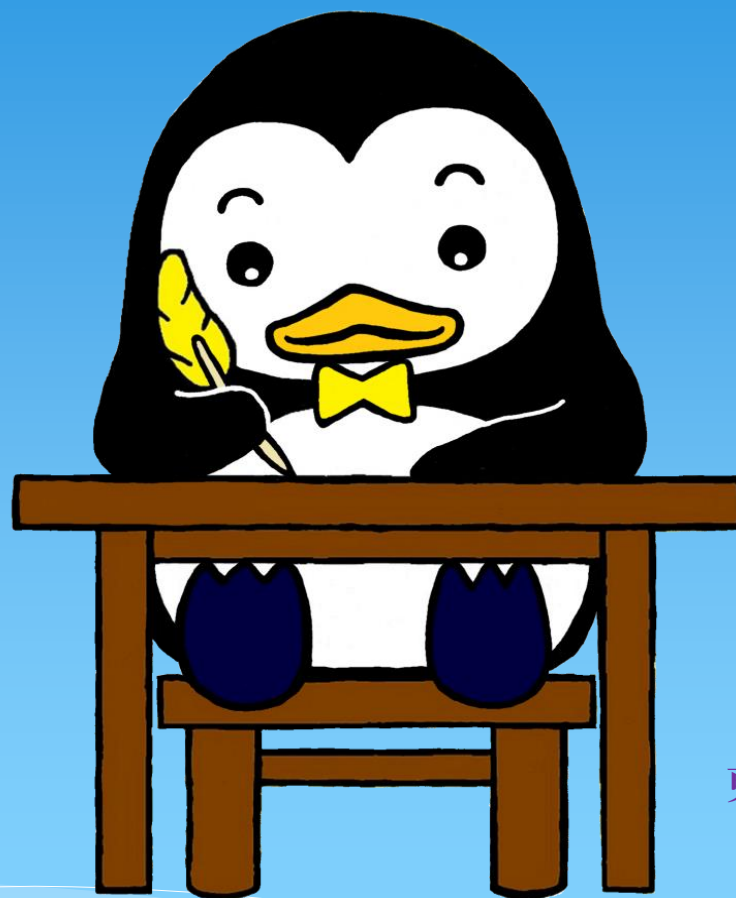
特に難しいところ

- ▶ 特別調整対象者以外でも・・・
- ▶ 医療重点施設であるため、出所間際に医療上移送されてくるケースが多い
- ▶ 病状によっては、特別調整対象者より状態像が重度である場合も・・・
- ▶ 出所と同時に病院に入院させる必要があるケースは、病院との調整にかなりの困難が・・・

参考情報

- ▶ 法務省ホームページ（矯正局や刑事施設，少年院等に関する情報）
www.moj.go.jp
- ▶ 平成30年版犯罪白書ホームページ
<http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/mokuji.html>
- ▶ 再犯防止推進白書ホームページ
www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00009.html
- ▶ 法務総合研究所研究部報告（犯罪や処遇に関する研究）
www.moj.go.jp/housouken/houso_houso08.html
- ▶ 矯正図書館（司法，犯罪，矯正に関する文献に特化した図書館：資料収集も可）
<https://www.jca-library.jp>
- ▶ C A P I C（刑務作業製品販売）
<https://www.e-capic.jp>

更生保護制度について



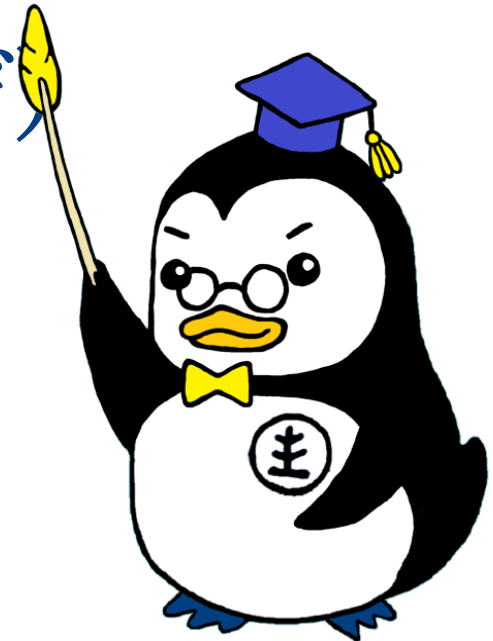
更生保護ペンギン
ホゴちゃん

仙台保護観察所

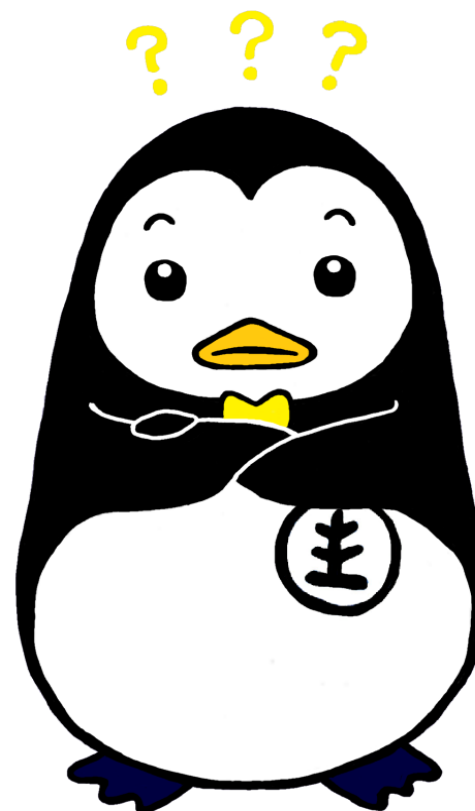
統括保護観察官 鈴木 淑也

更生保護制度について

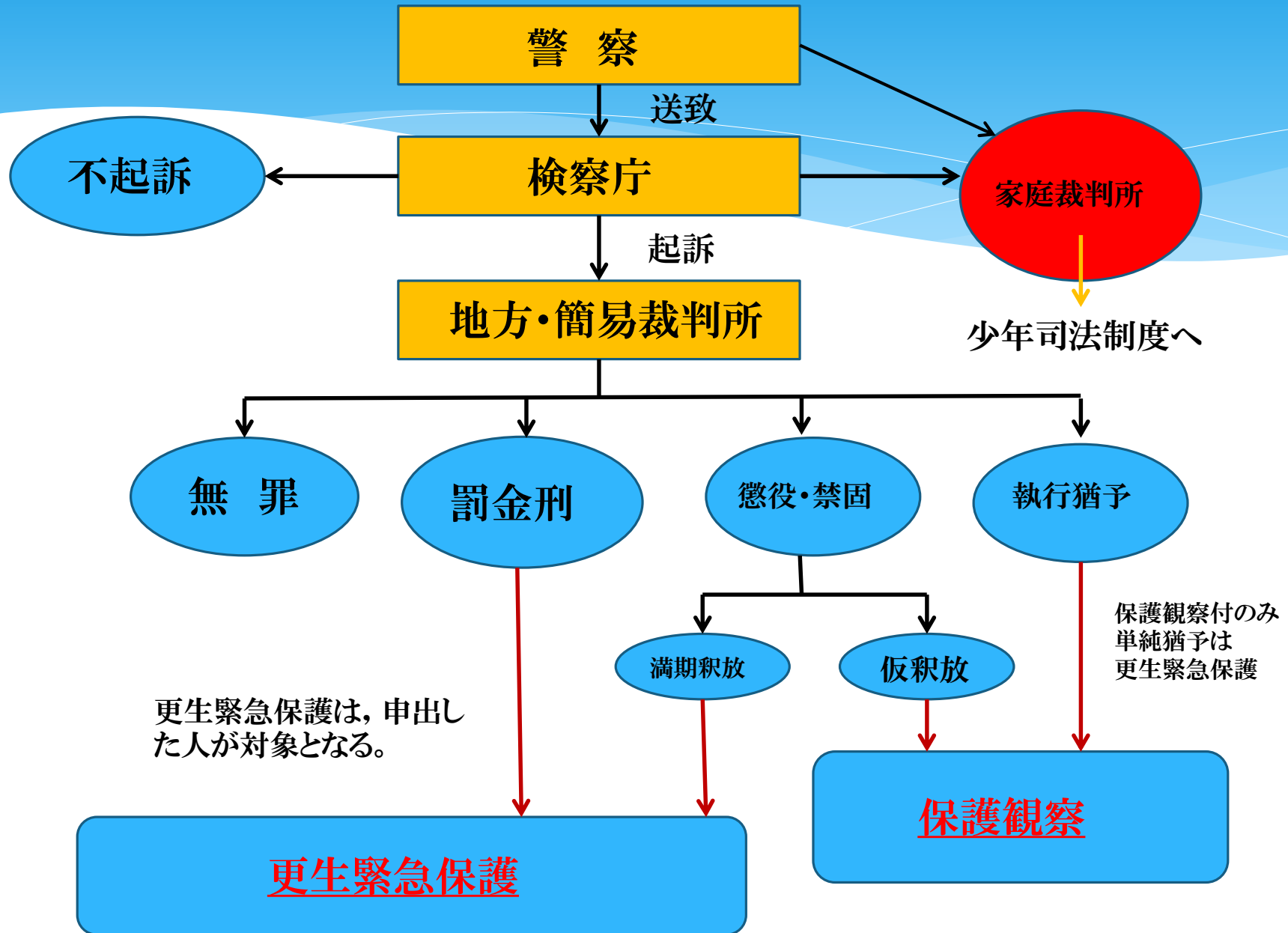
- 1 更生保護制度の概要
- 2 更生保護の担い手
- 3 更生保護制度における関係機関との連携（入口支援，特別調整，地域生活定着支援センターなど）



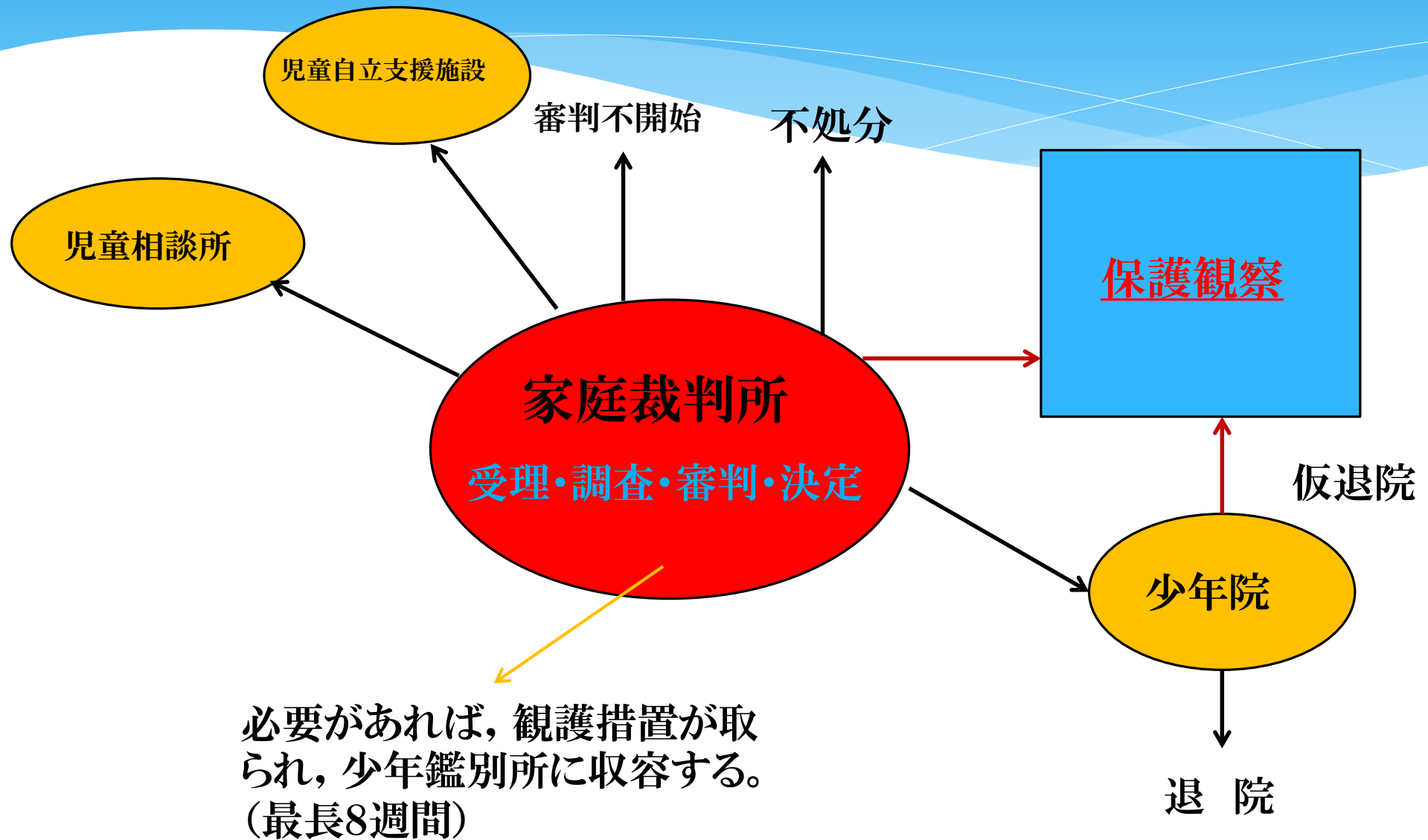
1 更生保護制度の概要



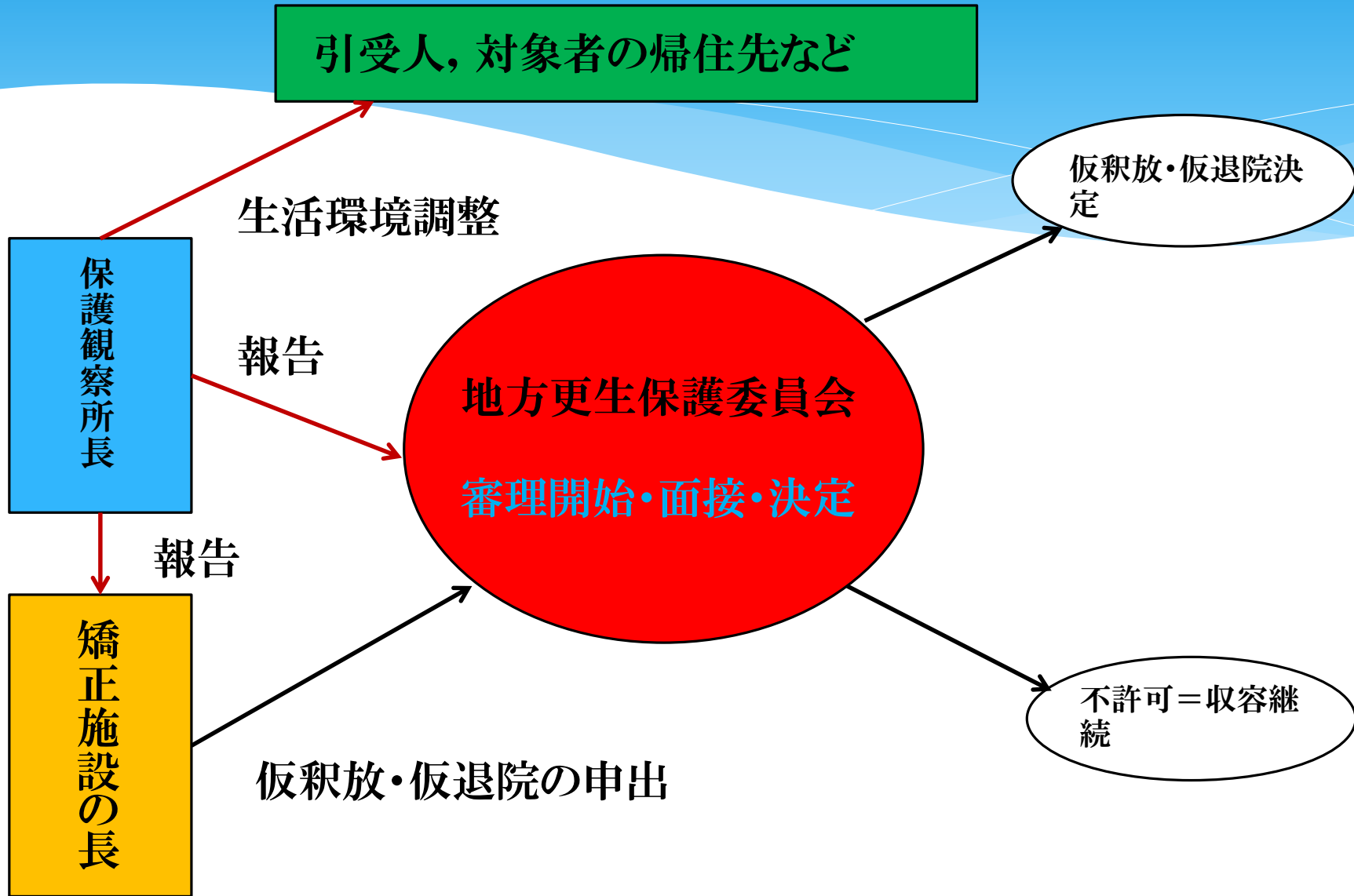
刑事司法制度における更生保護



少年司法制度における更生保護



仮釈放・仮退院決定手続き



保護観察の種類

種類	呼称	法定期間
• 保護観察処分少年	1号観察	20歳まで
(ただし、18歳を過ぎた場合は2年間)		
• 少年院仮退院者	2号観察	原則20歳まで
• 仮釈放者	3号観察	刑期満了まで
• 保護観察付 執行猶予者	4号観察	執行猶予期間 満了まで
• 婦人補導員 仮退院者	5号観察	期間満了まで

(実務上、5号観察対象者は、ほとんどいない。)

保護観察中の遵守事項(じゅんしゅじこう)

- **遵守事項**・・・保護観察対象者が守るべき約束事
良好措置, 不良措置の基準となる。
 - **一般遵守事項**・・・すべての保護観察対象者が守るべき
約束事
(健全な生活態度の保持, 保護観察官・保護司との面接,
事実申告・資料提示, 住居の届出, 転居・7日以上の
旅行の事前許可)
 - **特別遵守事項**・・・対象者に個別的に設定された約束事
(1号観察・4号観察は裁判所, 2号観察・3号観察は
地方更生保護委員会が決定する。)
- * 保護観察所長が設定する**生活行動指針**がある。

保護観察の内容(指導監督と補導援護)

指導監督

- ・面接などにより対象者との接触を保ち、行状を把握する。
- ・遵守事項、生活行動指針を守るように必要な指示、措置を講じる。
- ・特定の犯罪的傾向を改善するため、専門的処遇を実施する。(更生保護法第57条)

補導援護

- ・宿泊場所の確保、医療・就業などの援助、生活環境の改善、生活指導、助言など
(更生保護法第58条)

良好措置, 不良措置

* **良好措置**・・・法定期間より早く保護観察を終わらせる措置

- 1号観察→解除 2号観察→退院
- 3号観察→なし 4号観察→仮解除

* **不良措置**・・・遵守事項違反が認められる場合に取られる措置(矯正施設収容など)

- 1号観察→警告, 施設送致申請 2号観察→戻し収容
- 3号観察→停止, 仮釈放取消 4号観察→刑の執行猶予取消申出

生活環境の調整

- ・保護観察所長が、矯正施設における被収容者の社会復帰を円滑にするため、必要な場合、その家族などを訪問して協力を求め、釈放後の住居や就業先の確保などに向けて調整する。→ 保護観察官又は保護司が行う。

(更生保護法第62条)

- ・仮釈放又は仮退院となるためには、**帰宅予定地**(釈放後に帰る場所)と**引受人**(本人を指導する役割)が必要である。

→ 帰宅予定地や引受人がない場合、**更生保護施設**などを設定する。

* 裁判確定前、本人の同意があれば、生活環境の調整を行うことができる。

更生緊急保護

・**刑事法による身柄拘束が解除された場合、本人の申出があれば、必要な援助**(住居、金銭・食事・旅費の援助)を受けることができる。

・更生緊急保護の対象

①懲役・禁固刑の執行が終わった、執行の免除を得た者

②罰金刑，執行猶予の言渡しを受けた者

③少年院からの退院者

④労役場から出場又は仮出場者

⑤不起訴処分を受けた者(嫌疑不十分は除く)

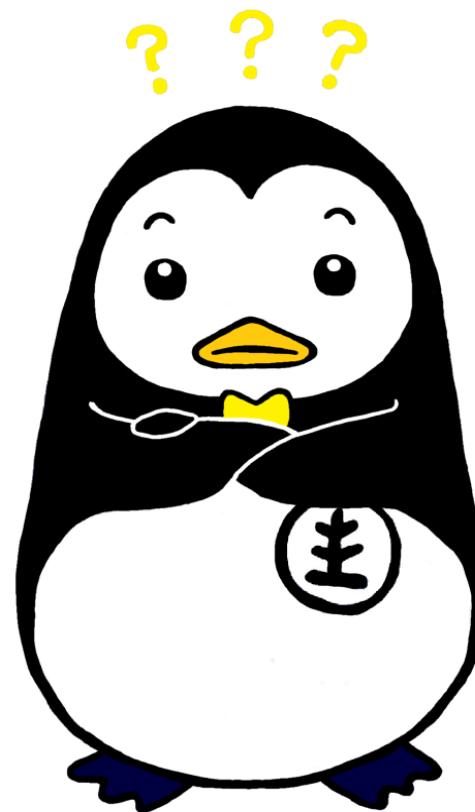
・法定期間

原則6月を超えない期間

その他，保護観察所の業務

- **犯罪被害者等支援**
(被害者担当官，被害者保護司)
- **恩赦**(政令恩赦と個別恩赦，大赦・特赦・減刑・刑の執行免除・復権)
- **犯罪予防活動**
(「社会を明るくする運動」)
- **医療観察制度**(社会復帰調整官，生活環境調査・生活環境調整・精神保護観察)

2 更生保護の担い手



保護観察官

・**保護観察官**は、医学，心理学，教育学，社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき，保護観察，調査，生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事する。

(更生保護法第31条)

→ 常勤の**国家公務員**であり，**地方更生保護委員会**や**保護観察所**に配置されている。

* 保護観察官は，保護区毎に担当している。

保護司

・地方更生委員会又は保護観察所長の**指揮監督**を受け、**保護観察官で十分でないところを補い**、保護観察所の所掌事務である**保護観察**、**生活環境**などを行う。

(更生保護法第32条)

→ 保護観察、生活環境調整は、保護観察官と保護司の**協働態勢**で行うが、保護司が担う役割が大きい。

・保護司の身分

→ **法務大臣から委嘱**されている**非常勤国家公務員**
給与は支給されないが、実費を支給している。

保護司は保護区に配属される。

任期2年(再任妨げない)、定年約76歳

更生保護施設

- ・矯正施設から釈放された者，保護観察対象者などが，住居や就業先がない場合，**宿所の提供や食事などの給与**などの保護を行う施設。

- ・更生保護施設の経営

- **法務大臣の認可**を受ければ施設を経営できるが，概ね**更生保護法人**が運営している。

- ・更生保護法人

- 更生保護事業を営むことを目的として，**法務大臣から認可を受けた法人**

- ・更生保護施設の職員

- **施設長，補導主任**，補導員，福祉職員，調理員

更生保護女性会とBBS会

* 更生保護女性会

…犯罪・非行防止の啓発運動，青少年の健全育成，非行少年などの改善更生などを目的とした女性のボランティア団体

→ 「社会を明るくする運動」，矯正施設・更生保護施設の慰問などを行っている。

BBS (Big Brothers and Sisters Movementの略) …少年の兄や姉のような存在として非行少年の自立支援のために活動するボランティア団体

→ 保護観察対象者の「ともだち活動」など

協力雇用主

- ・保護観察や更生緊急保護の対象者の事情を理解した上で雇用し、更生に協力する雇用主

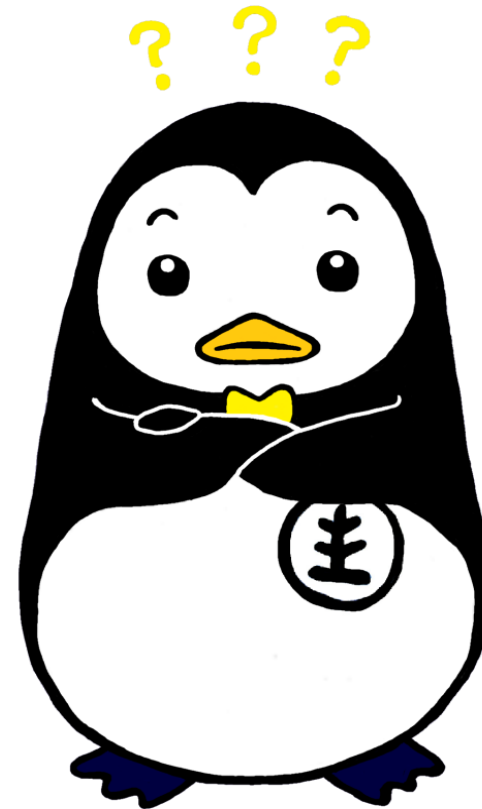
- ・保護観察中に就労することが、再犯防止に繋がっている。
(統計上の再犯者を比較したところ、保護観察中の無職者は有職者の約5倍になっている。)

- ・宮城県には、約850社の協力事業主が登録している。

就労支援メニュー

- ・ハローワークに対する協力依頼
- ・身元保証制度
- ・就労奨励金, トライアル雇用
- ・就労支援セミナー, 事業所見学会など

3 更生保護制度における関係機関との連携(入口支援, 特別調整, 地域生活定着支援センターなど)



関係機関・団体との連携

- 1 **裁判所**との連携
- 2 **検察庁**との連携
- 3 **矯正施設**との連携
- 4 **就労支援機関**との連携
(ハローワークや雇用主など)
- 5 **福祉機関**との連携
(福祉事務所や福祉施設など)
- 6 **地域生活定着支援センター**との連携
- 7 その他民間団体との連携(自助グループなど)

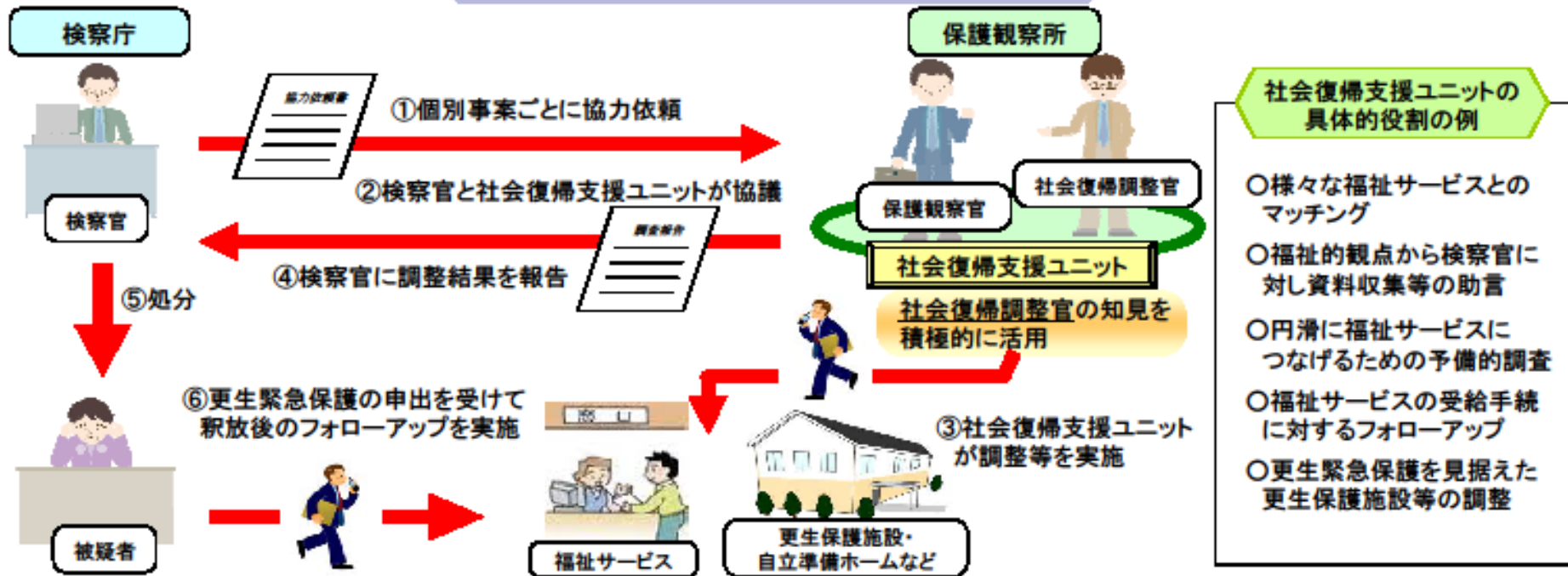
刑事司法の入口段階における検察庁と保護観察所との連携について (更生緊急保護事前調整モデル)

概要

起訴猶予による更生緊急保護が見込まれる勾留中の被疑者について、検察庁の依頼を受けた保護観察所が、あらかじめ釈放後の住居の確保や福祉サービスの受給等に向けた調整等を実施する。

- ✔ 再犯防止の観点から、刑事司法の入口段階においても、保護観察所の有する社会復帰支援のノウハウや機能を活用
- ✔ 検察庁は、保護観察所が実施した調査・調整を踏まえて処分を決定
- ✔ 起訴猶予者に対する更生緊急保護を円滑・効果的に実施することで社会復帰を促進

具体的な仕組みのイメージ



本年度内に特定の検察庁・保護観察所でモデル的に試行してその有用性を検証

特別調整と地域生活定着支援センター

- 「累犯障害者」 山本穰司 2006年 新潮文庫

→ 全受刑者のうち、4分の1が知的障害の疑いがある。釈放後、福祉機関と関わりが少ない。

- 「下関駅放火事件」 2006年

→ 過去10回、刑務所に服役していた知的障害者。釈放後、生活保護を申請したが認められず、放火事件を起こした。

→ 刑務所釈放後、生活する場所や仕事がない場合、再び事件を繰り返す受刑者が多い。

特別調整と地域生活定着支援センター

・「特別調整」の要件

- ① 高齢（65歳以上）又は身体障害、知的障害、精神障害が認められる。
- ② 釈放後の住居がない。
- ③ 福祉サービスを受ける必要がある。
- ④ 本人が特別調整を希望している。
- ⑤ 関係機関に個人情報を開示することを同意している。

特別調整と地域生活定着支援センター

- **「特別調整」**・・・特別調整の要件となっており、**保護観察所が選定した場合、特別調整対象者となり、保護観察所が地域生活定着支援センターに依頼を行い、生活する場所や福祉サービスを調整する。**
- **「一般調整」**・・・**生活する場所があるが、福祉サービスを必要とする場合、地域生活定着支援センターに依頼する。**

地域生活定着支援センターの業務

「地域生活定着支援センター」の支援内容

① コーディネート業務

… 保護観察所の依頼により、特別調整対象者等の支援を行う。例) 受け入れ施設の調整など

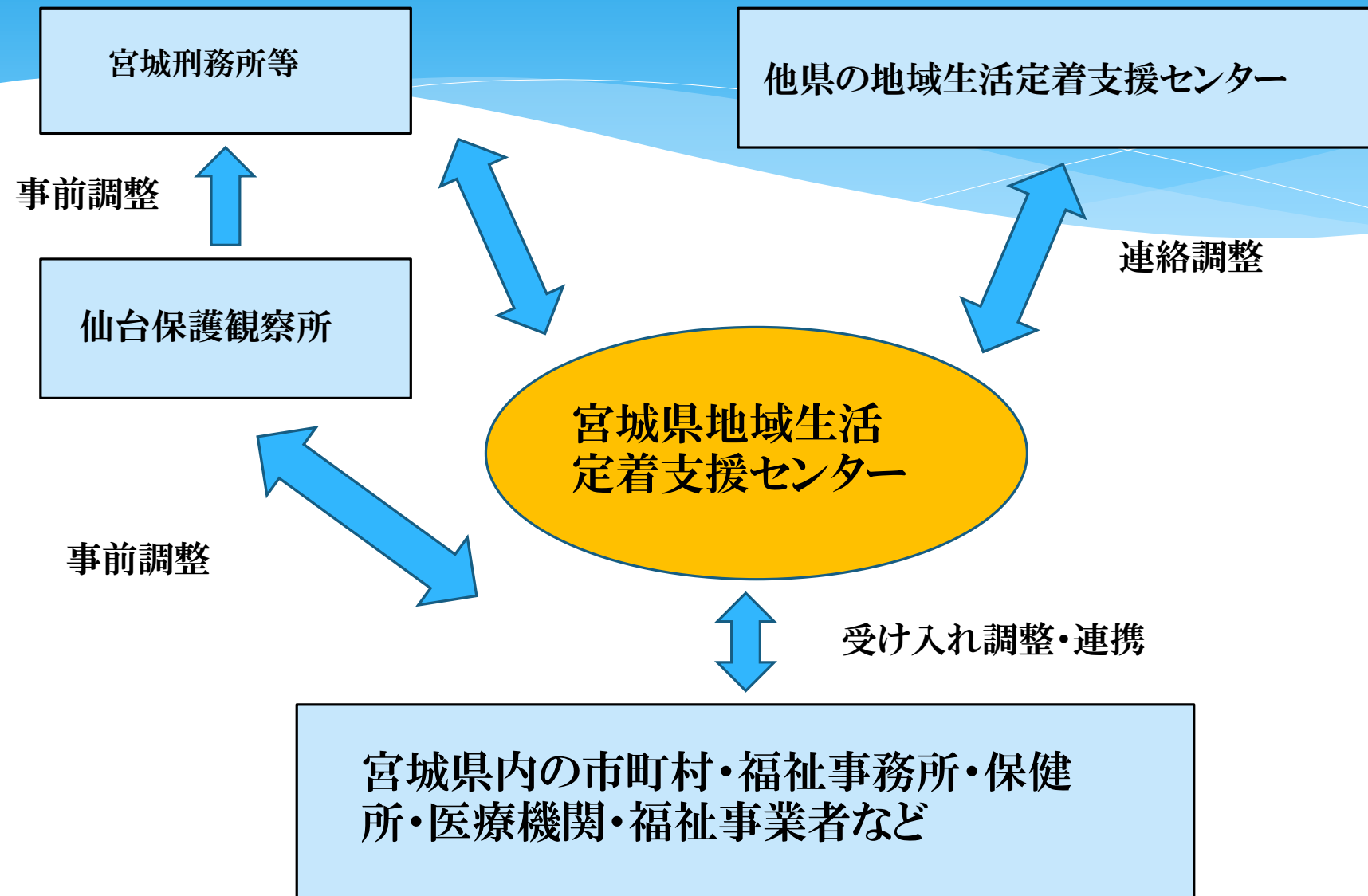
② フォローアップ業務

… 釈放後、福祉施設等を利用しているコーディネート対象者の支援を行う。

③ 相談支援業務

④ 連携業務

地域生活定着支援センターの業務



更生保護制度の課題

- 平成14年以降，犯罪件数は減少傾向にある。
保護観察事件数も減少傾向である。
(特に少年犯罪は大きく減少している。)
- 過去に保護観察となつたことがある対象者を含め，再犯者による犯罪件数が増加している。
(犯罪件数の概ね半数近くが再犯者による犯罪である。)
- 矯正施設における高齢受刑者が増加している。

更生保護制度の課題

- 犯罪件数を減少させるためには、再犯者を減らす努力をする必要がある。
- 再犯者は、保護観察中又は矯正施設を釈放後、生活する場所がない、就労していない対象者が多い。
- 「**居場所**＝生活する場所」と「**出番**＝就労先」を確保する必要がある。
- 更生保護施設や自立準備ホームの拡充，協力雇用主の開拓，地方自治体との連携など

ご静聴ありがとうございました。
今後、更生保護行政におけるご
協力、ご支援を宜しくお願いいた
します。



北海道・東北ブロックセンター研修会

高齢者支援に係る事例報告

宮城県地域生活定着支援センター

センター長 小林 由美子

特別調整対象者

- * 性別 男性
- * 年齢 70歳
- * 罪名 現住建造物等放火、現住建造物等放火未遂（同様の犯罪で4回目）
- * 態様 浮浪生活をしているうちに、むしゃくしゃし、うつぶんを晴らそうとして放火
- * 刑期 懲役15年
- * 病気 高血圧の薬の服用のみ

特別調整対象者

* 生育歴・家族関係

7人兄弟の次男として生まれる。実母が小学生のとき急死し父が再婚。継母と折り合いが悪く、父のしつけが自分にだけ厳しいと感じていた。中卒で家業の農家を手伝いながら工員をしていたが、家族に疎外されていることへの腹いせに放火をしたことが始まりで以後4回放火事件を起こす。

宮城刑務所での支援

* 作業

工場でミシンを使ってエプロン等を作っていた

* 一般改善指導

社会復帰支援指導プログラム

健康管理指導

* 特別調整検討

65歳以上の高齢で出所後の居所がない

仙台保護観察所の関わり

* 保護観察官面接

実家に手紙を送っても返事は全然こない。

地元に戻らずに仙台市内のアパートで一人暮らしをしたい。
(人と接する事が苦手で飲酒もしたい思いから)

特別調整については、社会復帰支援指導プログラムを受講して理解しているつもりとのことだった。

* 特別調整対象者に決定

宮城刑務所での支援

- * 住所設定 → 既に本人が宮城刑務所に設定済み
- * 介護保険 → 非該当と思われるため認定の申請はしない。本人が保険料の減免手続を行う。
- * 年金調査 → 会社への勤務経験もあるため調査すると受給権があることが判明。5年分さかのぼって受給可能となる。
- * 口座開設 → 年金を受け取る通帳をつくる。

宮城県地域生活定着支援センター

* 本人との面接

本人の希望を聞くと「仙台市内のアパートで一人で暮らしたい」とのことだった。それに対して「飲酒や喫煙等をしたくないからではないのか」と聞くと、顔を真っ赤にして苦笑をした。「食堂や風呂等は共有だが部屋は個室の共同住宅の方が寂しくなく、またすぐに相談できる職員がいる方が安心ではないか」と言うと、「お願いします」という返事がかえってきた。

宮城県地域生活定着支援センター

- * 調整 → 自立準備ホーム
- * 理由 → 保証人がいない、飲酒欲求が強い、ADLは自立だが社会生活の空白期間が長い。
- * その後 → 一定期間、様子を見て状況を確認してから、次の生活場所を検討する。
- * 手続 → 仙台保護観察所に相談し、更生緊急保護の対象としてもらう。

宮城県地域生活定着支援センター

* フォローアップ1（自立準備ホームでの生活）

- 定着職員が同行して、通院や住所変更、敬老乗車証等の手続きを行う。
- 出所後、社会復帰支援指導で聞いていたように自分で役所等に相談に行くしかなかったと思っていたのに、当日迎えに来てくれて新しい生活が出来る事への安心感を感じた。
- 自立準備での生活に戻って来ない日があった。
（やっぱり飲みたくなってしまったのか?!）

宮城県地域生活定着支援センター

* フォローアップ1 (自立準備ホームでの生活)

- 道に迷って街の中を歩いて過ごし。もう帰れないのかと不安に思っていた。
- 戻ってきて、周りに迷惑や心配をかけないようにしたいと話した。
- ボランティア活動に参加したり、他の利用者などと一緒に野菜作りなどの活動をするようになった。



宮城県地域生活定着支援センター

・フォローアップ2

(自立準備ホームから共同住宅へ)

- ・共同住宅への物品搬入、片付け等積極的に活動に参加してくれた。

「ありがとう」「助かった」など声をかけられうれしかったと話す。



宮城県地域生活定着支援センター

- フォローアップ2（共同住宅での生活）
 - 積極的に他入居者と、買い物やボランティア等と一緒に掛けるようになり、表情が明るくなった。
 - 入居当時は嫌われたくない気持ちが強くあり、言いたいことを言えなかったが、誘われた時に「行きたい」「行きたくない」等、自分の気持ちを言えるようになった。
 - 一人では大変そうな人に積極的に声掛けや手助けをしてもらえるようになった。

宮城県地域生活定着支援センター

・フォローアップ2（共同住宅での生活）

- ・共同住宅内の整備やスタッフの手伝いなど、自分の仕事とだと思い自発的に動くことが多くなった。
- ・ストレスや不満があるときは、スタッフに話を聞いてほしいと言えるようになった。



宮城県地域生活定着支援センター

- ・フォローアップ3(共同住宅から一人暮らしへ)
 - ・自己主張ができるようになると同時に、周りへの気遣いも出来るようになった、社会生活や日常生活もスムーズに出来るようになったため、一人暮らしを提案する
 - ・始めは喜んでいたが、1週間後「今出たら再犯するかもしれないから、もう少し居させてほしい」と言う。
 - ・4ヵ月後、支援が切れない形で生きがいと居場所を作り、単身生活へステップアップした。

宮城県地域生活定着支援センター

* 1週間の生活

- ・共同住宅の委託職員(月に5~6回の勤務)
- ・週に2~3回の清掃ボランティア活動
- ・日常生活支援センターでの軽作業

曜日	活動内容
月曜日	日常生活支援センター
火曜日	日常生活支援センター
水曜日	仙台市内のゴミ拾い
木曜日	日常生活支援センター
金曜日	共同住宅のスタッフの手伝い
土曜日	住居付近の地域清掃

ご清聴ありがとうございました。



* 日常生活支援センターでの活動風景





最後に今日ご報告をした当事者の方のインタビューをお聞きください

宮城県再犯防止推進計画（中間案） 概要

第1章 計画の概要

1. 計画の目的

刑法犯認知件数は、平成14年をピークに大きく減少している一方で、再犯者の割合は50%前後を推移している。

本計画に基づき施策を推進することにより、本計画の対象者が、社会において孤立することなく、社会を構成する一員として復帰し、地域に定着できるように支援し、再犯を防止するとともに、県民が犯罪被害を受けることなく安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2. 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として、国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）を勘案して策定するものです。

3. 計画の対象者

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者となります。

4. 計画期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までとします。

第2章 基本方針

国の再犯防止推進計画を踏まえて、3つの基本方針を掲げ、7つの重点課題に取り組みます。

1. 3つの基本方針

- 地域の状況や社会情勢等に応じ、効果的な支援を実施していきます。
- 再犯の防止等に関する取組への県民の理解と関心を醸成していきます。
- 国及び市町村、民間団体等と緊密に連携して取り組んでいきます。

2. 7つの重点課題

- 就労の確保に関する支援
- 住居の確保に関する支援
- 福祉サービスの提供による支援
- 薬物依存を有する者への支援
- 犯罪の特性に応じた再犯等の防止策に関する支援
- 非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援
- 国及び市町村、民間団体等との連携による支援

第3章 数値目標

宮城県内における刑法犯検挙者数中の再犯者数の減

1,517人 (2018年(平成30年)) → 1,400人以下 (2024年(令和6年))

第5章 計画の推進体制

1. 推進体制

この計画は、国・県・市町村・民間協力者等における再犯防止に係る取組を推進するものであることから、「宮城県再犯防止推進ネットワーク会議（仮称）」を設置し、刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、行政等が再犯防止に関する事業の実施状況、課題の把握や対策の検討等を行い必要な施策を効果的に進めます。

2. 進行管理

計画の実効性を確保するため、計画に掲げた方向性や指標の推進状況について、定期的に点検しながら評価を行います。また、関連計画の改定状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第4章 施策の方向性

方向性1【就労の確保に関する支援】

- 就労準備支援事業【社会福祉課】
(就労困難者に対する一般就労に従事するための基礎能力形成の支援)
- 保護観察対象少年に対する職業定着支援【社会福祉課】
- 沿岸地域就職サポートセンター事業【雇用対策課】
- 若年者就職ワンストップセンター設置事業【雇用対策課】
- みやぎの若者の職業的自立支援対策事業【雇用対策課】
- 女性・高齢者等新規就業支援事業【雇用対策課】

方向性2【住居の確保に関する支援】

- 地域生活定着支援センター事業【社会福祉課】
(高齢又は障害により福祉的支援が必要な矯正施設退所者等への相談支援)
- 住居確保給付金【社会福祉課】
- 一時生活支援事業【社会福祉課】
(生活困難者に対する宿泊場所等の供与)
- 宮城県再犯防止推進モデル事業【社会福祉課】
(住居確保に向けた課題調査、支援策の検討)
- 住宅セーフティネット構築推進事業【住宅課】

方向性3【福祉サービスの提供による支援】

- 地域生活定着支援センター事業【社会福祉課】

方向性4【薬物依存を有する者への支援】

- 薬物問題相談【薬務課】
- 薬物乱用対策本部事業【薬務課】
- 薬物依存症からの回復を支援する民間団体との連携【県警銃器薬物対策課】
- 薬物乱用者に対する再乱用防止に向けた取組【県警銃器薬物対策課】

方向性6【非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援】

- 相談支援体制の充実による非行の未然防止等
教育相談充実事業【義務教育課】
いじめ・不登校等対策強化事業【高校教育課】
特別支援教育研修充実事業【特別支援教育課】 他5事業
- 関係機関の連携による非行防止活動の実施
青少年育成県民運動推進事業【共同参加社会推進課】
特別支援教育総合推進事業【特別支援教育課】 他1事業
- その他非行防止に関わる支援
学習支援事業【社会福祉課】 非行防止教室【県警少年課】
少年に対する立ち直り支援・継続補導【県警少年課】 他4事業

方向性5【犯罪の特性に応じた再犯等の防止策に関する支援】

- ストーカー加害者に関する再犯防止対策事業【県警県民安全対策課】
- 子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止対策事業【県警県民安全対策課】
- 社会復帰アドバイザーの配置【県警暴力団対策課】

方向性7【国及び市町村、民間団体等との連携による支援】

- 社会を明るくする運動【社会福祉課】
- 市町村再犯防止推進計画の策定の促進【社会福祉課】
- 宮城県再犯防止ネットワーク会議による関係団体との連携
- 市町村及び福祉関係者への再犯防止活動の啓発【社会福祉課】
(再犯防止推進に係る普及啓発)
- 少年警察ボランティアとの連携【県警少年課】
- 広報啓発活動の推進【県警生活安全企画課】
- 薬物乱用防止に関する広報・啓発活動の推進【県警銃器薬物対策課】
- 薬物乱用防止啓発事業【薬務課】

※方向性に表記している事業は県事業のみであり、国や民間の取組は、中間案（冊子）に記載しています。

宮城県再犯防止推進計画

中間案

令和 年 月

宮 城 県

はじめに

宮城県における刑法犯認知件数は、平成13年の49,887件をピークに年々減少傾向にあり、平成30年は13,755件と、ピーク時の約4分の1まで減少しました。

一方で、宮城県内における刑法犯及び特別刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は50%付近を推移し、「再犯の防止」は宮城県における地域の安全にとって重要な課題となっています。

また、全国的に、犯罪をした者の中には安定した仕事や住居がない、高齢である、障害や依存症がある、十分な教育を受けていないなどにより、円滑な社会復帰に向けた支援を必要とするにもかかわらず、必要な支援を受けられないまま、犯罪を繰り返している人が少なからず存在しています。

このため、犯罪や非行をした人たちが、社会において孤立することなく、県民の理解と協力を得て、円滑に社会復帰できるよう、国、県、市町村、保健医療や福祉の関係機関及び民間支援団体が緊密に連携し、刑事司法の手続が終了した後も、息の長い社会復帰への支援を行うことが求められています。

このような状況を踏まえ、国においては、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、また、平成30年度からの5か年を期間とする「再犯の防止等に関する計画」が策定されています。

これを受けて、宮城県では現在の取組を踏まえ、県として再犯の防止等に関する施策を推進するため、「宮城県再犯防止推進計画」を策定します。

今後は、この計画をに基づき、関係機関・団体と連携しながら、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を支援し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指してまいりますので、県民の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げます。

目次

はじめに

第1章 計画の概要	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の対象者	1
4. 計画期間	1
第2章 基本方針	2
第3章 数値目標	3
第4章 施策の方向性	6
1. 就労の確保に関する支援	6
2. 住居の確保に関する支援	11
3. 福祉サービスの提供による支援	14
4. 薬物依存を有する者への支援	17
5. 犯罪の特性に応じた再犯等の防止策に関する支援	20
6. 非行少年等に対する改善更生,非行防止等に関する支援	21
7. 国及び市町村, 民間団体等との連携による支援	24
第5章 計画の推進体制	30
1. 推進体制	30
2. 進行管理	30

第 1 章 計画の概要

1. 計画の目的

本計画に基づき施策を推進することにより、本計画の対象者が、社会において孤立することなく、社会を構成する一員として復帰し地域に定着できるように支援し、再犯を防止するとともに、県民が犯罪被害を受けることなく安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2. 計画の位置付け

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、国の再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）（以下、「再犯防止推進計画」という。）を勘案して策定することとされている「地方再犯防止推進計画」に位置付けるものです。

再犯防止推進法第 4 条第 2 項に定められた、「(法の) 基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する」という地方公共団体の責務を総合的かつ計画的に果たすために策定します。

3. 計画の対象者

本計画の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所、少年院、少年鑑別所等）出所者、非行少年若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者とします。

4. 計画期間

令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までとします。

第2章 基本方針

再犯防止推進法では、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく上で基本となる4つの「基本理念」を掲げており、国ではこれを踏まえ、再犯防止推進計画を定めています。

本計画では、再犯防止推進計画及び本県の状況等を踏まえ、再犯防止に向けた取組を推進するため、3つの基本方針と7つの重点課題を定め、本県の実情に応じた施策を実施及び検討していきます。

1. 3つの基本方針

- (1) 地域の状況や社会情勢等に応じ、効果的な支援を実施していきます。
- (2) 再犯の防止等に関する取組への県民の理解と関心を醸成していきます。
- (3) 国及び市町村、民間団体等と緊密に連携して取り組んでいきます。

2. 7つの重点課題

- (1) 就労の確保に関する支援
- (2) 住居の確保に関する支援
- (3) 福祉サービスの提供による支援
- (4) 薬物依存を有する者への支援
- (5) 犯罪の特性に応じた再犯等の防止策に関する支援
- (6) 非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援
- (7) 国及び市町村、民間団体等との連携による支援

第3章 数値目標

宮城県再犯防止推進計画を進めるうえでの成果指標を以下のとおり設定し、その達成に向けて施策を実施します。

政府目標

国においては、「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月）」において、2年以内再入率を2021年までに20パーセント以上減少させるなどの数値目標を掲げている。

本県の目標

再犯者数：1,517人（2018年（平成30年））
⇒1,400人以下（2024年（令和6年））

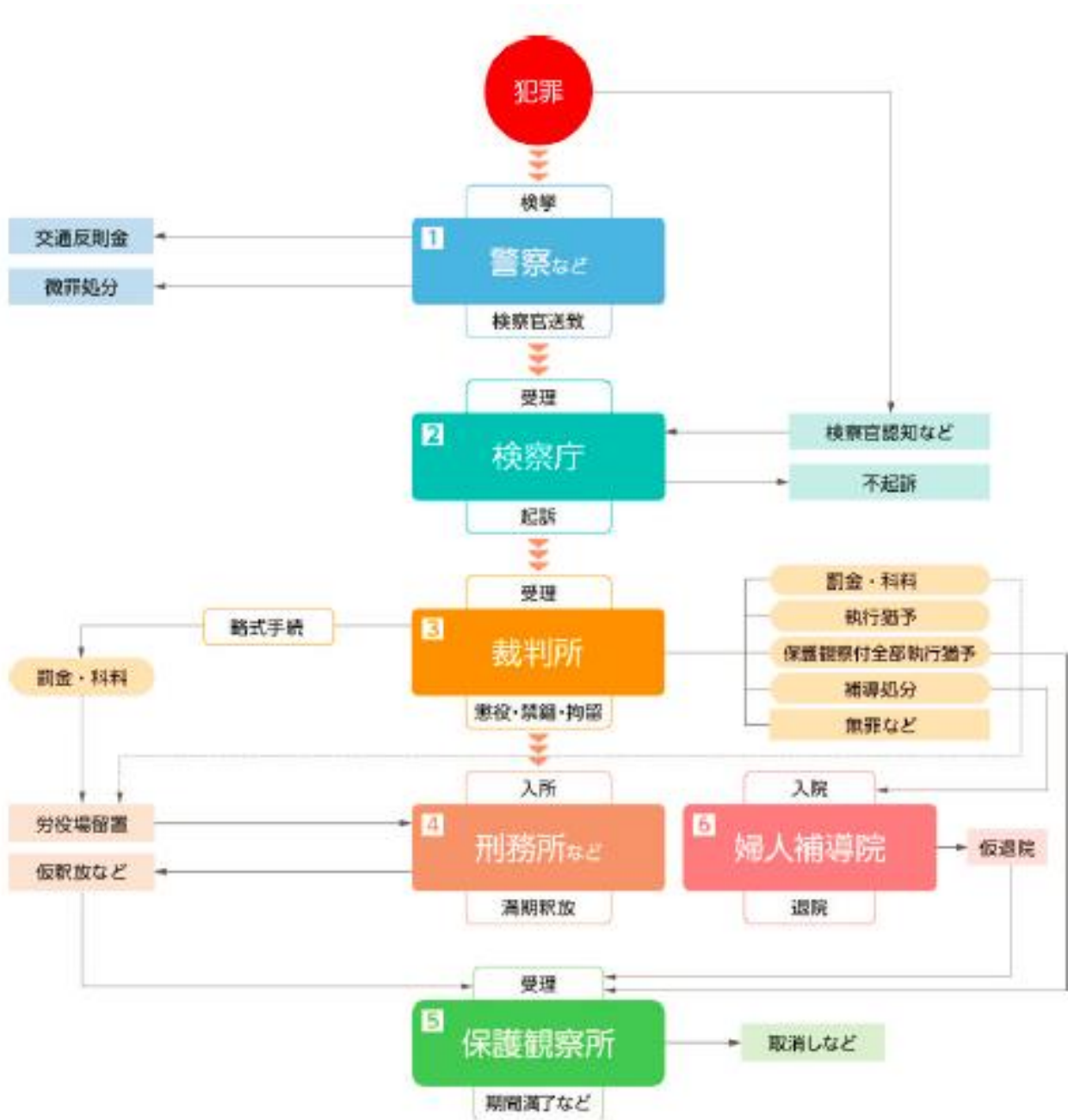
【検挙人数、再犯者数の年別推移】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
検挙人数	3,537	3,457	3,209	3,205	3,205
再犯者数	1,746	1,734	1,578	1,557	1,517
再犯者率	49.4%	50.2%	49.2%	48.6%	47.3%

※再入者率は初入者の数の増減により変動するため、指標として設定しません。

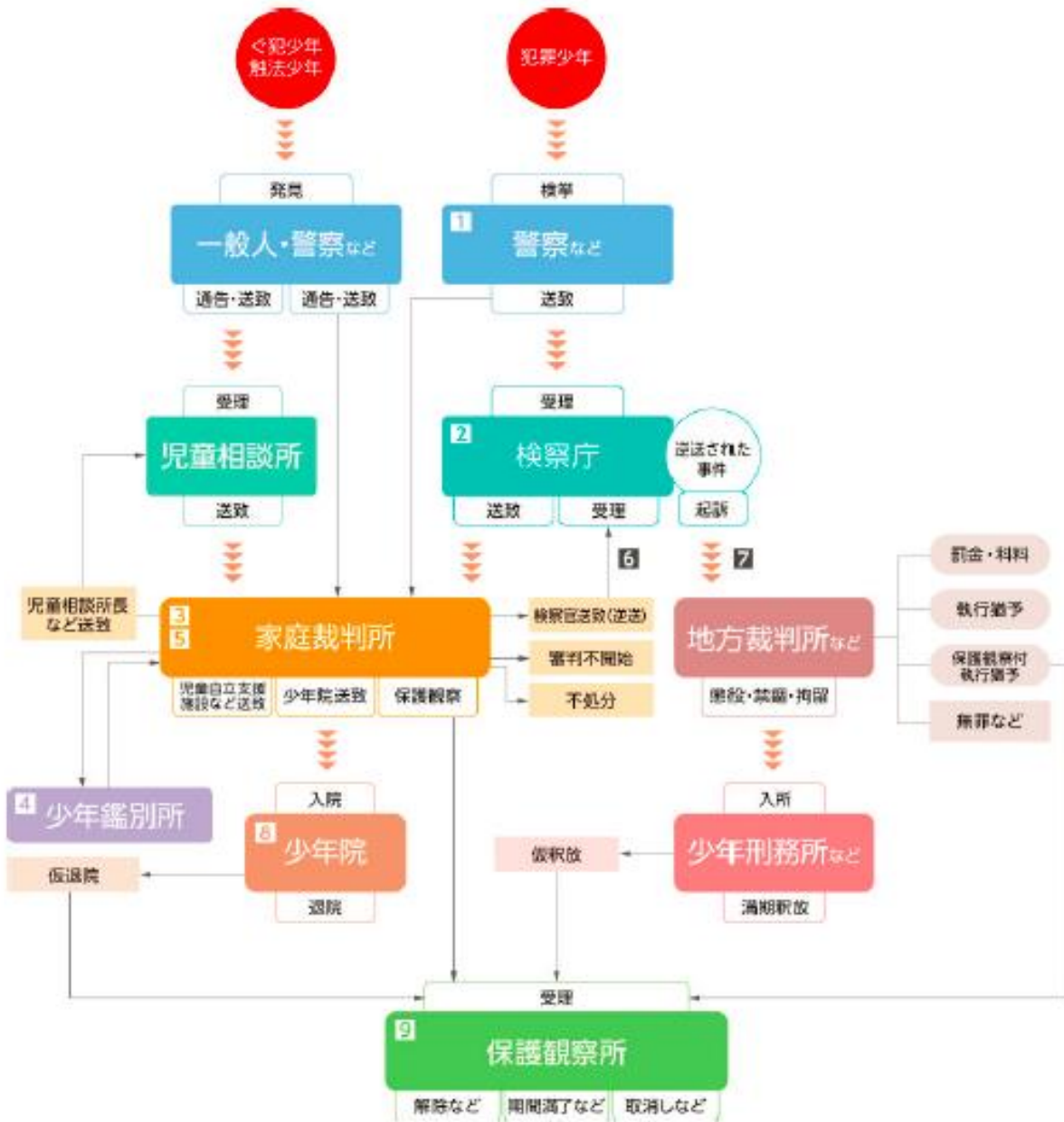
〈参考1〉

成人による刑事事件の流れ（出典；平成30年版再犯防止推進白書）



〈参考2〉

非行少年に関する手続きの流れ（出典；平成30年版再犯防止推進白書）



第4章 施策の方向性

宮城県再犯防止推進計画の目標達成のため、次の7つの方向性により施策に取り組みます。

1. 就労の確保に関する支援

ア. 現状と課題

就労の困難さや不安定さが再犯リスクとなっており、再犯防止に向けては、就労を確保し、生活基盤を安定させることが重要です。

犯罪をした者等の就労については、事業者が、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する「協力雇用主制度」があります。

県内に協力雇用主は834社（2019年10月1日現在）あり、そのうち犯罪や非行をした者たちを雇用しているのは41社で、被雇用者は45人と、増加傾向にありますが、犯罪をした者等と雇用主のマッチングはなかなか進まない状況にあります。

国の再犯防止推進計画においては、「職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得」、「就職に向けた相談・支援等の充実」等について実施、検討することとされています。

県では、国等の取組を踏まえ、関係機関と連携し以下の施策を実施していきます。

イ. 具体的な取組

① 就労準備支援事業（生活困窮者自立支援制度）【社会福祉課】

直ちに一時就労が困難な者に対し、生活習慣形成のための指導・訓練（日常生活自立）、就労の前段階として必要な社会的能力の習得（社会生活自立）、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援（就労自立）の3段階により、一般就労に従事するための基礎能力の形成を支援します。

② 保護観察対象少年に対する職業定着支援【社会福祉課】

保護観察対象少年を臨時職員として雇用し、かつ、その間において職の定着に必要なスキルの習得を促すことにより、就職・職への定着・更生を支援します。

③ 沿岸地域就職サポートセンター事業【雇用対策課】

沿岸地域（石巻市、塩竈市、気仙沼市）に就職サポートセンターを設置し、地域企業の求人情報や企業情報を収集し、求職者等とのマッチングに繋げ、沿岸地域の企業の人材確保を図ります。

④ 若年者就職支援ワンストップセンター設置事業【雇用対策課】

みやぎ若年者就職支援センター（みやぎジョブカフェ）を設置し、ワンストップで就職支援を実施します。

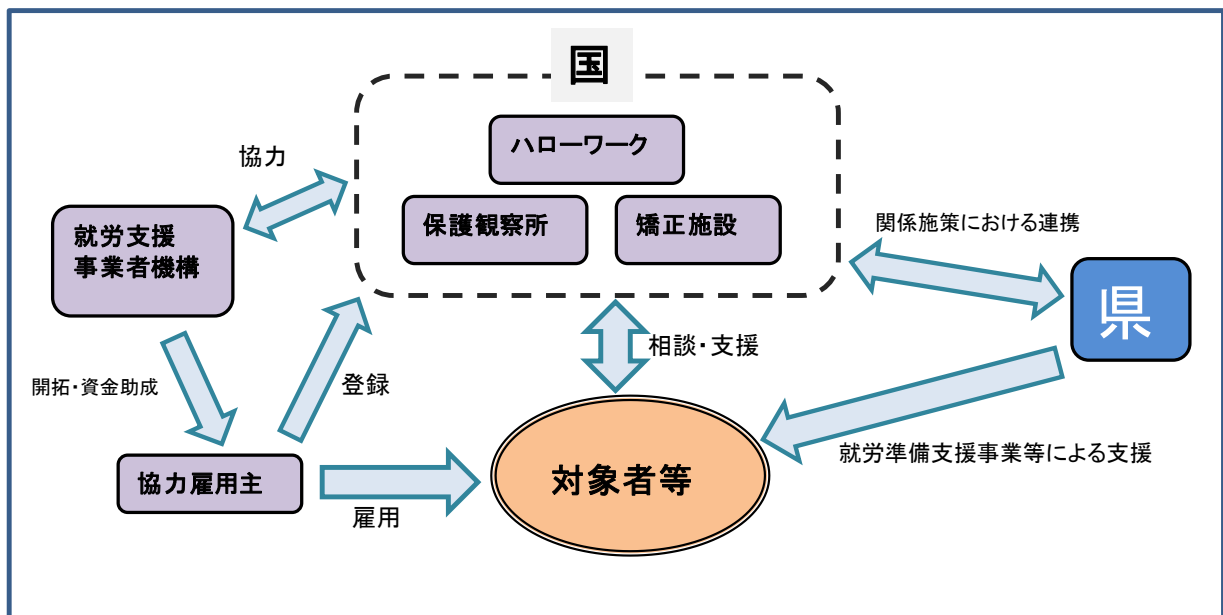
⑤ みやぎの若者の職業的自立支援対策事業【雇用対策課】

若年無業者（ニート）を対象とした就職支援施設として国が県内3か所に設置している「地域若者サポートステーション」における支援の一部として、臨床心理士等による心理カウンセリング及びジョブトレーニング等による就労体験を実施し、職業的自立支援を行います。

⑥ 女性・高齢者等新規就業支援事業【雇用対策課】

女性・高齢者等を主な対象として就職サポートセンターを設置し、求職者に対する支援を行うとともに、地域企業の求人情報や企業情報の収集などにより、求職者とのマッチングを図ります。

就労の確保(イメージ図)



【国の取組】 仙台矯正管区

【矯正就労支援情報センター（コレワーク）の就労支援】

「矯正就労支援情報センター（コレワーク）」は、前科があるという理由などから、仕事に就く上で不利になりがちな受刑者等の就労を支援するために設置されました。

ハローワーク（公共職業安定所）に、受刑者等専用求人を出すに当たって必要となる、受刑者等の希望職種や資格などの情報提供をはじめとした採用手続きのための支援を行うことで、雇用のマッチングを進めています。

（１）雇用情報提供サービス

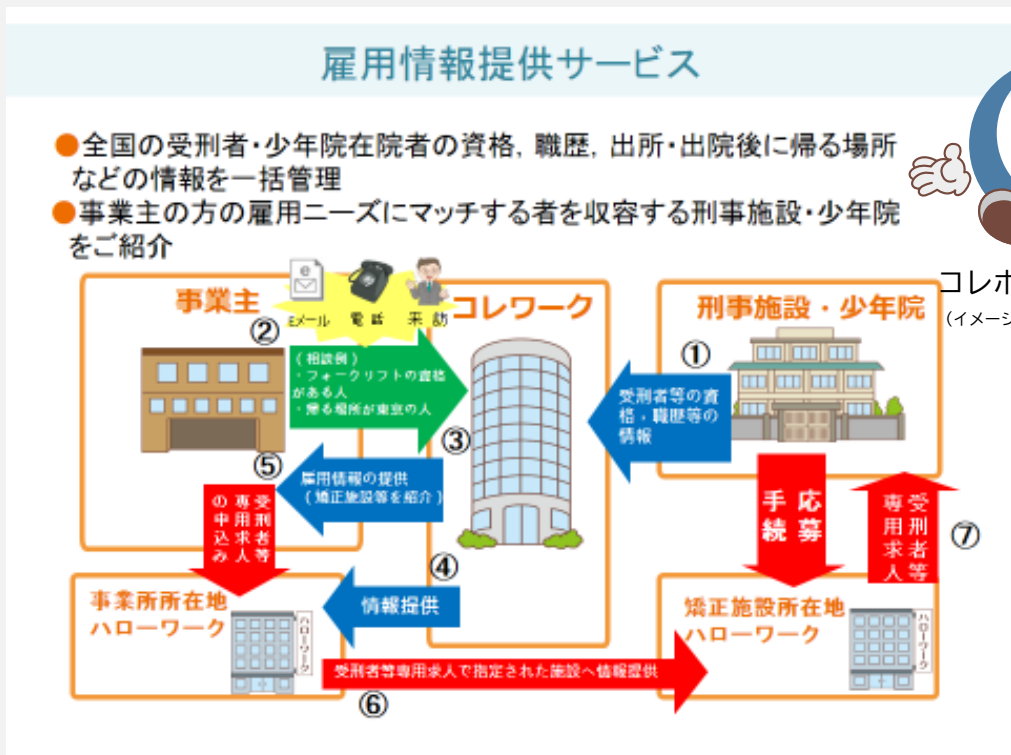
- 全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理
- 事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を收容する矯正施設を素早くご紹介

（２）採用手続支援サービス

- 事業主の方の矯正施設での採用手続を幅広くサポート

（３）就労支援相談窓口サービス

- 事業主の方に対する各種支援制度をご案内
- 事業主の方に対する矯正施設見学会，矯正展，職業訓練見学会をご案内



【刑務所出所者等総合的就労支援】

法務省と厚生労働省では、刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に行うため、2006年度から、公共職業安定所において職業相談・職業紹介を行うほか、保護観察所では、就労支援セミナー、事業所見学、職場体験講習、トライアル雇用制度（試行的な雇用期間を設けることで、事業主の不安を軽減し、常時雇用への移行促進を図る制度。実施した事業主には試行雇用奨励金が支給されます。）及び身元保証制度（身元保証人を確保できない刑務所出所者等について身元保証を行う団体が1年間身元を保証し、被保証人による業務上の損害等に対し事業主に見舞金を支給する制度）などの就労支援メニューを活用した支援を行っています。

【更生保護就労支援事業】

法務省が就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間団体に委託し行う事業で、受託者は、更生保護就労支援事業所を設置し、当該事業所に配置された専門的な知識及び経験を有する就労支援員が刑務所出所者等の就労支援を行っています。宮城県内では、現在、特定非営利活動法人宮城県就労支援事業者機構が受託し、同機構が運営する宮城県更生保護就労支援事業所が事業を実施しています。

具体的な業務内容は、就労支援の対象となる刑務所出所者等に対するマンツーマンでの仕事探しのサポート、事業主に対する支援対象者への業務上の指導方法等に関する助言及び協力雇用主となる事業者の開拓と協力雇用主に対する研修の実施等です。

宮城県内では、この更生保護就労支援事業で就労した刑務所出所者等の定着支援を行っており、刑務所出所者等を雇用していただける民間事業者の開拓、刑務所出所者等に対する就労支援及び就労した後の職場定着支援に加え、サテライトサポートセンター就労支援員による支援活動という一連の支援を、仙台保護観察所と宮城県更生保護就労支援事業所が相互の役割分担のもと連携して行っています。

【その他の就労支援】

2015年度から、刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言を行った協力雇用主に奨励金を支給する 刑務所出所者等就労奨励金制度を実施しています。

【国の取組】 宮城刑務所

【出所後の仕事の確保のための就労支援と職業訓練】

無職者の再犯率が有職者よりも高いというデータに基づき、国の再犯防止政策では、犯罪のあった者について、仕事に就いて社会復帰してもらうことを主要な施策の一つと捉えています。これを受け、法務省は平成18年から、厚生労働省とも連携して矯正施設出所者の就労を促す取組を行っています。

その一環として、宮城刑務所は「就労支援強化矯正施設」の指定を受け、ハローワーク職員やキャリアコンサルタント資格のある非常勤職員が駐在し、宮城県就労支援事業者機構等とも連携しながら、就労に関するカウンセリングやガイダンス、求人情報の提供、受刑者が求人に応募した企業の採用面接のための連絡・調整など、就労のための支援を実施しています。こうした取組によって、施設在所中からの企業採用内定や、出所後のハローワークの利用等による就職を目指しています。

また、宮城刑務所では、出所者が建設関係の企業で働くことが多いという事情を踏まえて、「建設機械科（小型建設機械課程）・建設躯体工事科」の職業訓練を実施し、建設業に必要な資格や技能の取得を促しています。

【国の取組】 東北少年院

【就労支援】

在院者に対して専門的な職業指導（電気工事科、自動車整備科、溶接科など）を行い、高度で実践的な知識、技能を付与し、多くの資格を取得させています。これを出院後の生活に生かすため、特に就労支援に力を入れており、在院中に採用内定を得られるよう努めています。この取組は、ハローワークの担当者、キャリアカウンセラー、民間企業の方々等の御協力をいただきながら、推進しています。採用内定をいただいた場合は、更に在院中に職場見学や職場体験などを行うこともあり、出院後の就労生活に向けた動機付けや不安の払しょくなどに資する取組を行っています。

【民間の取組】 宮城県就労支援事業者機構

【助成事業】

宮城県就労支援事業者機構の独自事業として、雇用協力事業者が犯罪をした者等を雇用した場合におけるその給与支払いの助成を行っています。

また、建設関係技能講習等への支援、具体的には更生保護施設宮城東華会の在所者、その他の保護観察対象者に対する技能講習、安全衛生教育、特別教育の参加を企画、及び取得費用を支援し、新たな職種への挑戦と就労の安定を図るためその資格取得を促しています。

【協力事業】

宮城県就労支援事業者機構の独自事業として、矯正施設の行う建設躯体工事科の職業訓練における講師派遣等の協力（県内各地区協力雇用主会も対応）をしています。

2. 住居の確保に関する支援

ア. 現状と課題

平成30年（2018）年の県内矯正施設の出所者133名のうち、出所時に帰住先がない人は29人、21.8%となっています。社会環境の変化から、親族のもとに帰住できる割合は減少傾向にあり、出所時に帰住先が決定している人であっても、更生保護施設や自立準備ホーム、社会福祉施設への入所、協力雇用主が準備した住居への入居等、地域での受け皿に頼らなければならない現状となっています。

出所時に適当な帰住先がないまま満期釈放となる人の多くは、きわめて不安定な生活環境に置かれることから、満期釈放前に出所後の住居を確保することが重要です。

更生保護施設に入所した刑務所出所者等は、退所後に住居を借りようとしても、身寄りがなく、身元保証人がいなかったり、家賃滞納歴により家賃保証会社等を活用できないなど、賃貸借契約による住居の確保が困難となっている状況にあります。

国の再犯防止推進計画においては、「地域社会における定住先の確保」等について実施、検討することとされています。

県では、国等の取組を踏まえ、関係機関と連携し以下の施策を実施していきます。

イ. 具体的な取組

① 地域生活定着支援センター事業【社会福祉課】

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター」が矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援体制を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援します。

② 住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）【社会福祉課】

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、生活保護に至らないためのセーフティネットとするとともに、対象者の安定した住居の確保と就労自立を図ります。

③ 一時生活支援事業（生活困窮者自立支援制度）【社会福祉課】

住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間（最大で6ヶ月間）に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施することにより、対象者が仕事及び居住先を確保するための資金を貯蓄することを支援し、自立を促します。

④ 宮城県再犯防止推進モデル事業【社会福祉課】

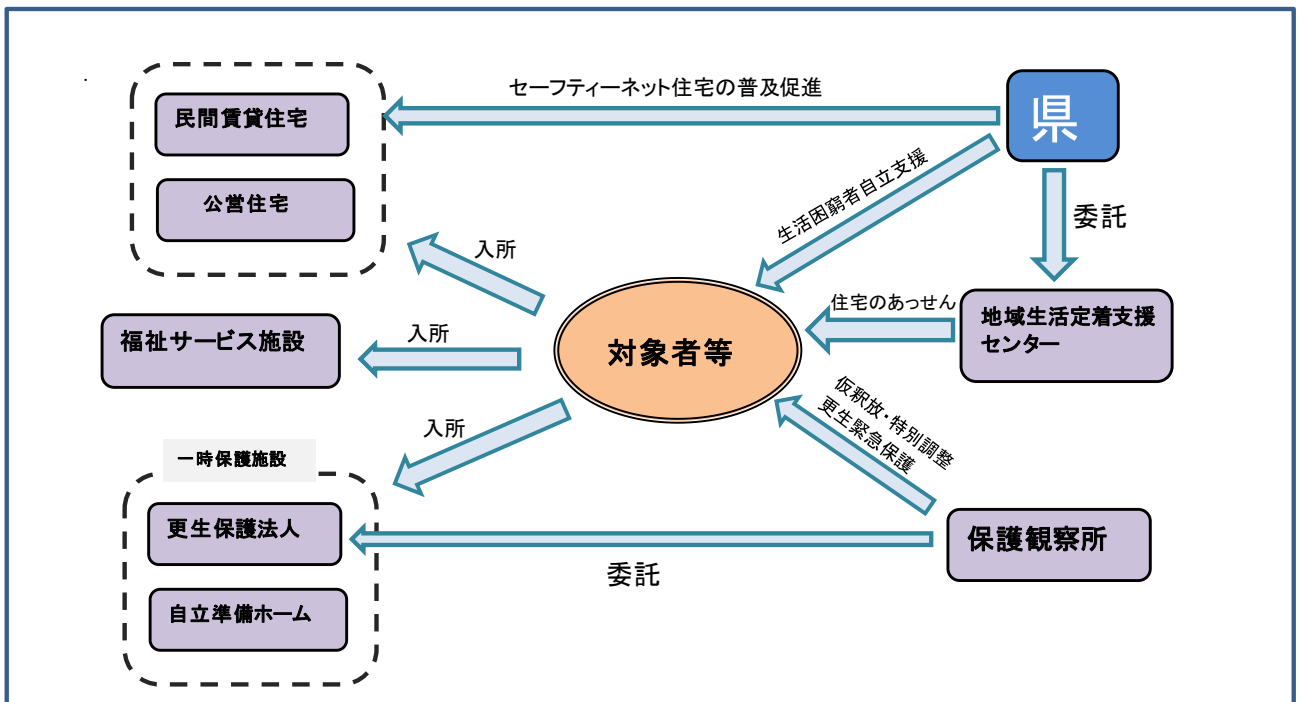
国の「地域再犯防止推進モデル事業」を活用し、罪を犯した者を対象とした住居の確保に関する課題の調査及び、課題解決に向けた取組とした「日常生活支援センター」を設置し、その実施結果を踏まえて支援のあり方を検討します。

⑤ 住宅セーフティネット構築推進事業【住宅課】

平成29年10月に開始した新たな住宅セーフティネット制度の効果的な運用に向け、宮城県居住支援協議会と連携しながら、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居の円滑化を図ります。

※ 住宅確保要配慮者…低額所得者、高齢者、障害者等の住宅の確保に配慮を要する者で、保護観察対象者や更生緊急保護を受けている者等が含まれます。

住居の確保(イメージ図)



【民間の取組】更生保護施設 宮城東華会

【円滑な社会復帰への支援（宿泊場所の提供等）】

更生保護施設とは、矯正施設から釈放された人や保護観察中の人等で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。宿泊場所や食事の提供だけでなく、生活指導や就労支援等を行い、自立を援助することで、その再犯・再非行の防止に貢献しています。

宮城東華会は、平成31年3月全面改修が終わり、令和元年6月から事業を再開しました。新しい施設では、集団処遇室を地域交流室とし、町内会の活動の場等として地域住民に開放するばかりでなく、災害時の一時避難所としても利用できます。

全面改築に当たっては、県の助成を受けるなど、支援をいただきました。

宮城東華会では、地域の更生保護女性会による夕食会を定期的で開催しているほか、地元保護司会による芋煮会、町内会の参加を得ながらバーベキュー大会、ピアノ演奏会、落語会を催すなど、地域との融和を心掛けた運営に努めています。

3. 福祉サービスの提供による支援

ア. 現状と課題

2018年に宮城刑務所に入所した者のうち、全世代の再入者率が58.5%であるのに対し、65歳以上の高齢者の中で再入者は24人・60%となっています。また再入者のうち、知的障害、神経症性障害、その他の精神障害があった者は35人・20.5%となっています。さらに、平成30年度版犯罪白書によると、全国の65歳以上の受刑者の6人に1人は「認知症疑い」の状況にあり、福祉的支援を必要としている者が多くいることが見受けられます。

矯正施設を出所する者のうち、高齢又は障害があるために県地域生活定着支援センターを活用できる者は、必要な福祉サービスや住居の斡旋等の支援を受けることができます。それ以外の者が矯正施設を満期出所したり、保護観察を終了したりした場合は能動的にサポートしてくれる機関がないため、自ら必要な福祉サービスを探す必要があります。

国の再犯防止推進計画においては、「関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実」等について実施、検討することとされています。

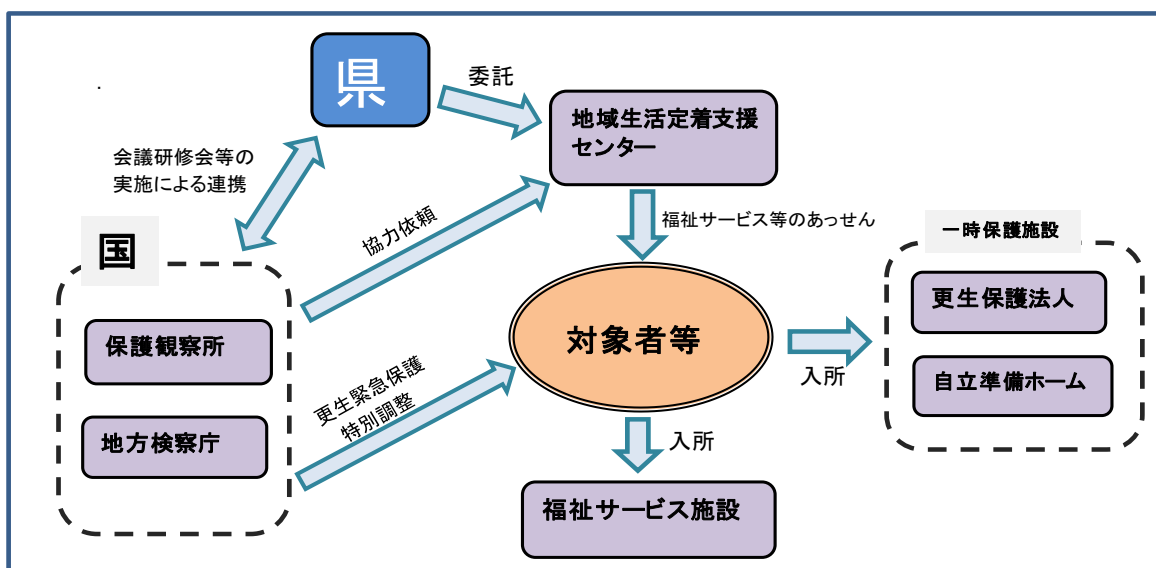
県では、国等の取組を踏まえ、関係機関と連携し以下の施策を実施していきます。

イ. 具体的な取組

① 地域生活定着支援センター事業【社会福祉課】

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者及び出所者に対し、各都道府県が設置する「地域生活定着支援センター」が矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援体制を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援します。

高齢者・障害者への支援(イメージ図)



【国の取組】 仙台地方検察庁

【福祉へのつなぎ支援】

検察庁では、犯罪の防止や、罪を犯した者の更生といった刑事政策的観点も踏まえながら、捜査・公判活動を行っています。最近では、高齢化や児童虐待事案の増加といった社会情勢や検察庁を取り巻く環境の変化に伴い、保護観察所や刑務所などに加え、児童相談所や福祉機関などの関係機関と協力して、被疑者・被告人の再犯を防止、社会への復帰を支援するため、全国の地方検察庁に、再犯防止・社会復帰支援、被害者保護・支援、児童虐待事案への対応の担当者を置き、様々な取組を行っています。

仙台地方検察庁では、再犯防止や罪を犯した者の円滑な社会復帰・更生等に向けた適切な助言等の支援を行う目的として刑事政策推進室を設置し、併せて、犯罪被害者等に対する効果的な保護・支援を行っています。

刑事政策推進室では、罪を犯した高齢者・障害者・住居不安定者で不起訴処分や執行猶予付きの判決により釈放が見込まれる者等を対象として、事件を担当する検察官から情報提供を受け、検察官に対し、担当職員のほか、社会福祉士の資格を有する社会福祉アドバイザーが助言・調整を行うことにより、司法と福祉が連携し、福祉的支援につなげることで再犯防止等に取り組んでいます。

【国の取組】 仙台少年鑑別所

【法務少年支援センターによる相談支援等】

「法務少年支援センター」として、本人や家族、そうした方々を支援する関係機関からの依頼を受けて、対象者の特性やニーズを把握するためのアセスメントを行い、再犯の防止に向けて、相談・助言、問題行動の分析や指導方法等の提案、事例検討会（ケース会議）等への参加などを行っています。

【国の取組】 宮城刑務所

【福祉サービス提供のための支援】

法務省では、高齢受刑者や障害のある受刑者を再犯防止のために福祉サービスの利用が必要な者として位置付け、保護観察所や都道府県の地域生活定着支援センター等と連携して矯正施設出所者を福祉につなげる「特別調整」や、刑事施設在所中から福祉施設のサービスを試行的に体験させる制度などを推進しています。

特に宮城刑務所は、刑期の長い受刑者を収容する施設であることから、在所中に高齢になったり、疾病・障害が現れたりする者が多く、そうした者の社会復帰を促すために、特別調整の対象にならない高齢・疾病・障害受刑者についても幅広く福祉的支援を行っており、疾病・障害の程度や残った在所期間などの条件を考慮しながら、出所後に必要な福祉サービスや医療が提供されるよう、県や市町等の行政、地域生活定着支援センター、福祉サービス機関等との連携を図っています。

4. 薬物依存を有する者への支援

ア. 現状と課題

平成30年に宮城刑務所に入所した者のうち、薬物事犯者は53名・28.3%でした。このうち、再犯者は39名・73.6%と、薬物による再犯者率が非常に高いことが伺えます。

執行猶予判決を受けた薬物事犯者（主には初犯者）は、再犯者に比べ、薬物依存の程度が低く、早期回復の見込みが高い一方で、「薬物依存回復プログラム」の受講が義務付けられていないことから、対象者が自発的にプログラムを受講しない場合、薬物依存症の治療・支援に確実につなげることが難しいのが現状です。

薬物依存からの回復には、治療とともに本人やその親族等が地域において相談支援を受けられる体制づくりが求められることから、治療・支援等を提供する保健・医療機関の充実、薬物依存症の治療・支援等携わる人材の育成を地域の関係機関、民間支援団体等が連携して進め、長期的な支援につなげていくことが課題です。

国の再犯防止推進計画においては、「治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実」「薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成」等について実施、検討することとされています。

県では、国等の取組を踏まえ、関係機関と連携し以下の施策を実施していきます。

イ. 具体的な取組

①薬物問題相談【薬務課】

- ・ 各保健所等において、薬物問題に悩む薬物依存者やその家族からの個別相談を受けます。
- ・ 「薬物中毒対策連絡会議」に参加し、家族教室の開催や個別相談指導の活用に関する効果的事例を収集するとともに、薬物問題の相談を受ける側の意識を高め、資質向上に役立てます。

②薬物乱用対策本部事業【薬務課】

「宮城県薬物乱用対策有識者会議」及び「宮城県薬物乱用対策推進本部員会議」の開催県内の薬物乱用防止対策の指針である宮城県薬物乱用対策推進計画（第5期：令和元年度から令和5年度）に基づく県内各関係機関における取組の進行管理を行います。

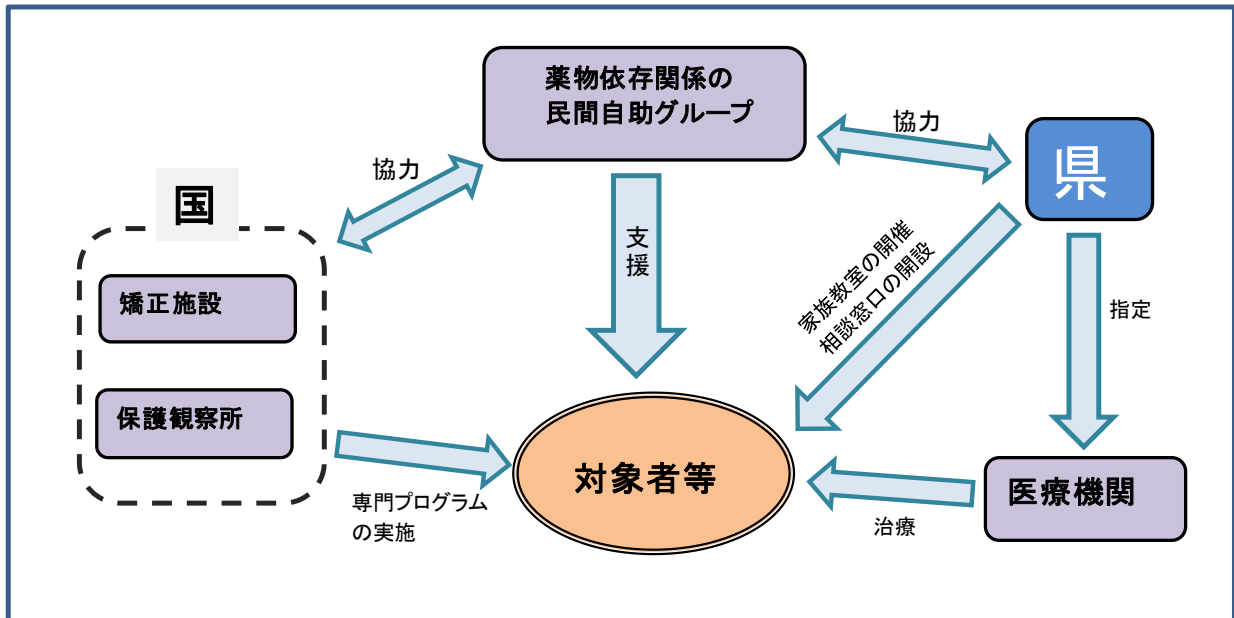
③薬物依存症からの回復を支援する民間団体との連携【県警本部銃器薬物対策課】

ダルク等の自助グループ、医療機関等と定期的に情報共有を図り、連携を強化し円滑に回復を支援します。

④薬物乱用者に対する再乱用防止に向けた取組【県警本部銃器薬物対策課】

警察において検挙した者に対し、必要に応じて支援関係機関・団体等相談先の情報を提供することで回復を支援します。

薬物依存者への支援(イメージ図)



【民間の取組】仙台ダルク アロー萌木

【依存症回復支援】

アロー萌木のプログラムであるミーティングに参加して、自分自身を振り返り、他の参加者の話を聞くことで、考えるヒントをもらったり、一人ではないという確信を持ったりする事により、依存することによって生き延びていた生き方を、変えていけるようになります。

また、依存症の自助グループに参加を勧めています。自助グループに参加する事により、回復している仲間に希望を持ち、孤立することも少なくなります。また困った時の相談相手もみつかります。

専門病院の受診はかせません。依存症は、処方薬でも依存しやすくなるため、専門医によるカウンセリングや、治療プログラムを受けることが効果的なため、アロー萌木の通所、入寮の条件にもなっております。又、受診していなかったり、専門病院の事を知らない方にはアロー萌木の担当スタッフが、同行支援をしています。

そのほか、生活するにあたっての困り事や、対人関係の問題など、面接相談も行っています。

【国の取組】 仙台保護観察所

【薬物対象者等に対する回復支援等】

保護観察所では、本人に対する回復支援、家族への支援、関係機関との連携について重点的な取り組みを行い、さらに地域社会が薬物依存症に対して正しい理解を得て偏見や先入観をなくすことを目指しています。

本人に対する回復の中心になるのが個別又は集団で実施される薬物再乱用防止プログラムになります。同プログラムは依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、自己の問題性について理解させるとともに断薬意志を持続させつつ、再び乱用しないための具体的な方法を習得させることを目的としています。

また、保護観察の処遇に加え、地域における必要な援助などを受けさせる目的から仙台ダルクと連携し、薬物依存回復訓練を委託する取り組みを進めています。

2つ目として支え手になる家族に対する支援です。年に数回定期的に引受人会を開催し、家族に対して薬物依存に関する正しい知識の習得や本人に対する適切な関わり方を学んでいます。また、この会は疲弊している家族に少しでも元気になってもらうことも目的としています。

3つ目は地域の有効かつ緊密な連携体制整備です。現在、毎月保護観察所において薬物の回復支援に関わる14団体（令和元年10月末現在）が集まり、情報交換や役割確認などを行い、切れ目のない支援が受けられるように連携を強化しています。

また、学校等に赴き、若年層等に対して講演を実施したり、薬物乱用防止広報リーフレットやDVD教材などを活用して、薬物の有害性や危険性などを教える薬物乱用防止教室を開催するほか、地域の薬物乱用防止指導員等を薬物乱用防止教室の講師として派遣し、薬物乱用の未然防止を図ります。

【国の取組】 仙台少年鑑別所

【法務少年支援センターによる薬物乱用防止支援】

「法務少年支援センター」として、薬物問題に悩む方やその家族からの個別相談を受けているほか、薬物乱用の予防に向けた非行防止教室を行っています。また、薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会に参加し、宮城県内の薬物依存からの回復を支援する関係機関との連携を図っています。

【国の取組】 宮城刑務所

【薬物依存離脱指導】

法務省の施策として、刑事施設では、平成18年から薬物依存を抱えている対象者に対して、再犯防止に向けた薬物依存離脱指導を行っています。宮城刑務所においては、指導に当たって、グループワークやミーティングに民間自助団体の仙台ダルクやNA（ナルコティクス アノニマス日本）からの参画を得て、連携して実施しています。

5. 犯罪の特性に応じた再犯等の防止に関する支援

ア. 現状と課題

平成30年に県内で検挙された刑法犯3,205名のうち、凶悪犯（殺人，強盗，放火，強制性交等）は58名，粗暴犯（暴行，障害，脅迫，恐喝，凶悪準備集合）は707名，窃盗犯は1,811名，知能犯（詐欺，背任など）は212名，風俗犯（わいせつ罪，賭博罪など）は80名，その他が337名でした。

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには，対象者一人一人の経歴や様々な特性を把握したうえで，その者にとって適切な指導を選択し，積極的に働きかけることが重要です。

しかしながら，対象者の特性やニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や，刑事司法関係機関や民間団体の連携，それによる指導・支援の一貫性・継続性が不十分であるなどの課題があります。

国の再犯防止推進計画においては，「適切なアセスメントの実施」「特性に応じた指導等の充実」等について実施，検討することとされています。

県では，国等の取組を踏まえ，関係機関と連携し以下の施策を実施していきます。

イ. 具体的な取組

① ストーカー加害者に関する再犯防止対策事業【県警本部県民安全対策課】

警察が加害者への対応方法やカウンセリング・治療の必要性について地域精神科医等の助言を受け，加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医療機関との連携を推進します。

② 子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止対策事業【県警本部県民安全対策課】

子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）（平成29年7月13日付け警察庁生活安全局長ほか）に基づき、13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について，法務省から情報提供を受け，その出所者の所在確認を実施しているほか，必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど，再犯防止に向けた施策を推進します。

③ 社会復帰アドバイザーの配置【県警本部暴力団対策課】

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）に基づき，社会復帰アドバイザーの積極的活用を図り，離脱の意志を有する者に対する援護等に取組みます。ですが，現在宮城県では社会復帰アドバイザーは配置していません。

（平成30年末，全国警察29都府県で53名の社会復帰アドバイザーが配置・運用されています。）

6. 非行少年等に対する改善更生，非行防止等に関する支援

ア. 現状と課題

宮城県における平成30年中に刑法犯で検挙・補導された少年（犯罪少年及び触法少年）は327名（前年比63名減）で，全刑法犯検挙・補導者数の10.0%を占め，内訳としては窃盗犯が189名と最も多くなっています。また，平成30年度の東北少年院における高等学校未卒業者は，49名・87.5%でした。

少年検挙・補導数をさらに減少させるためには，学校や地域における非行の未然防止に向けた取組をより一層充実させていく必要があります。また，犯罪をした者等の円滑な社会復帰のためには，継続した学びや進学・復学のための支援，情報提供等を継続して行うことが求められています。

国の再犯防止推進計画においては，「児童生徒の非行の未然防止等」「非行等による学校教育の中断の防止」等について実施，検討することとされています。

県では，国等の取組を踏まえ，関係機関と連携し以下の施策を実施していきます。

イ. 具体的な取組

■相談支援体制の充実による非行の未然防止等

①教育相談充実事業【教育庁義務教育課】

- ・ いじめ，不登校，暴力行為の未然防止や早期発見・早期対応のために相談・支援体制の一層の整備充実を図り，小・中学校スクールカウンセラーの配置・派遣及び専門カウンセラーの教育事務所への配置等により，児童生徒の非行防止に取り組めます。
- ・ スクールカウンセラーの配置等により，校内における教育相談体制の一層の充実を図り，児童生徒が過ちを犯すことのないよう働き掛けるとともに，学校はスクールカウンセラーと連携して非行防止に取り組めます。
- ・ 専門カウンセラーの助言を得ながら，学校は適切な対応を図るとともに，児童生徒の非行防止に取り組めます。

②いじめ・不登校等対策強化事業【教育庁高校教育課】

- ・ いじめや暴力行為等の問題行動に対して，組織的・体制的な生徒指導を推進するための手立てを講じ，問題行動等の未然防止及び早期発見・早期解決を図ります。また，各学校における生徒指導体制の充実に資するため，支援員やアドバイザーを配置し，警察，福祉，行政機関や外部専門家等との連携強化を図ります。
- ・ いじめ・不登校等対応に関する教員等の補助として心のケア支援員を30校に配置しており，生徒の相談や関係機関と連携等を行います。
- ・ 心のサポートアドバイザーを配置（2名）し，学校や保護者からの相談への

対応や警察等の関係機関との連携を行います。緊急事態発生時には、学校の要請に応じて、学校支援のため派遣します。

- ・ 高等学校生徒指導主事連絡協議会，生徒指導主事研修会を開催し，生徒指導に係る研修を行います。
- ・ いじめ防止対策推進法の施行に伴い，いじめ問題対策連絡協議会，いじめ防止対策調査委員会を開催し，いじめ防止対策について話し合い，各機関との連携強化を図ります。

③特別支援教育研修充実事業【教育庁特別支援教育課】

小・中・高・特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの連携の強化と養成。また，特別支援学校における関係機関との連携を担う教員を育成し非行の未然防止に努めます。

〈他の取組〉

- ・ いじめ・不登校等対策推進事業 【教育庁義務教育課】
- ・ 児童生徒の心のサポート班の設置 【教育庁義務教育課】
- ・ 高等学校スクールカウンセラー活用事業 【教育庁高校教育課】
- ・ 進路指導充実事業 【特別支援教育課】
- ・ 教育相談調査研究等事業費 【教育庁特別支援教育課】

■関係機関の連携による非行防止活動の実施

①青少年育成県民運動推進事業【共同参画社会推進課】

「青少年は地域から育む」という考えに立ち，関係機関・団体と連携して「少年の主張大会」や「あいさつ運動」の声かけ等を行う「青少年のための宮城県民会議」に運営費を補助し，次代を担う青少年の健全育成と非行防止を図ります。

②特別支援教育総合推進事業【教育庁特別支援教育課】

特別支援教育を総合的に推進するための，各市町村支援体制の整備，関係機関との連携，特別支援教育コーディネーターの支援を行い非行の未然防止に努めます。

〈他の取組〉

- ・ 青少年健全育成啓発活動事業【共同参画社会推進課】

■その他非行防止に関わる支援

①学習支援事業（生活困窮者自立支援制度）【社会福祉課】

生活困窮世帯の子どもに対し，基礎学力の向上を目的とした学習支援及び心の安定を図る居場所の提供を行うとともに，その保護者への相談支援等を実施することにより，貧困の連鎖の防止を図ります。

②少年に対する立ち直り支援・継続補導【警察本部少年課】

過去に非行少年として取扱いのあった少年について、家庭裁判所の終局決定結果を踏まえ、当該少年の家庭環境等から再非行のおそれがある者を対象少年として選定し、警察職員による定期的な見守り活動や就労等へ向けた支援を行うほか、社会奉仕体験活動などの諸活動に参画させることにより当該少年の自己肯定感や規範意識の向上を図り、もって健全な状態への立ち直りを図ります。

③非行防止教室【警察本部少年課】

警察職員を講師として学校に派遣し、在籍する児童生徒等に対して、薬物乱用事犯やインターネット利用事犯を始めとした非行の防止へ向けた講演を行い、もって児童生徒の規範意識の向上を図ります。

〈他の取組〉

- ・ 青少年環境浄化モニター設置事業 【共同参画社会推進課】
- ・ 有害環境実態調査事業 【共同参画社会推進課】
- ・ 高等学校「志教育」推進事業 【教育庁高校教育課】
- ・ 特別支援教育研修充実事業 【教育庁特別支援教育課】

【国の取組】 東北少年院

【修学支援】

当院では、高等学校卒業程度認定試験受験希望者に対して、県内の大学にも御協力をいただき、受験指導に係る教科指導を行っていただいております。また、少年院を出院後、学校に復学することになる場合は、在院中に学校関係者や保護観察所の方々と交えた支援会議を行い、復学に向けた調整をすることもあります。

【国の取組】 仙台少年鑑別所

【法務少年支援センターによる非行防止支援】

少年鑑別所では、「法務少年支援センター」という名前を持ち、「地域とつながり 地域につなげる」をキャッチフレーズに、地域社会の非行・犯罪の防止や青少年の健全育成のための支援を行っています。個別対象者への支援に加え、研修・講演や、法教育・非行防止教室（出前授業）などにも取り組んでおり、依頼の内容に応じて、学校や警察など、多くの関係機関と連携して対応することもあります。

7. 国及び市町村，民間団体等との連携による支援

ア. 現状と課題

本県における再犯の防止に関する取組は，犯罪や非行をした者等の指導・支援に当たる保護司，社会復帰を支援するための活動を行っている更生保護女性会員，課題を抱える少年に対して，身近な存在として接しながら成長を支援する，BBS会員等の更生保護ボランティアや，篤志面接委員や教誨師，少年警察ボランティアなど多くの民間ボランティアの活動により支えられています。また，更生保護法人においては，犯罪や非行に陥った人が社会の一員として自立更生していくのを援助しています。このように，犯罪や非行をした人が地域社会において，「息の長い支援」を受けられる体制が形作られてきています。

保護司の高齢化が進み，担い手が不足していることや，民間ボランティアや民間団体の取組が地域社会において十分に認知されていない状況にあります。

また，様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が，地域社会で孤立せずに社会復帰するためには，国，県，市町村及び民間団体が緊密に連携協力し，犯罪被害者の心情等を理解した上で，総合的に施策を推進することが重要です。

このためには，刑事司法や福祉の関係機関等の様々な主体が早期かつ円滑に対象者を支援につなぐことが効果的であることから，それぞれが把握している課題の情報共有を行うなど，関係機関のネットワーク化を進める必要があります。

国の再犯防止推進計画においては，「民間ボランティアの確保」「民間ボランティアの活動に対する支援の充実」等について実施，検討することとされています。

県では，国等の取組を踏まえ，関係機関と連携し以下の施策を実施していきます。

イ. 具体的な取組

①社会を明るくする運動【社会福祉課】

犯罪をした者等の更生について理解を深め，それぞれの立場において力を合わせ，犯罪のない地域社会を築こうとするための運動です。

社会を明るくする運動を通して、再犯防止の取組への県民への普及啓発及び気運の醸成を図るとともに、担い手不足が課題となっている保護司の活動についても積極的な啓発を図っていきます。

②市町村再犯防止推進計画の策定の促進【社会福祉課】

県内市町村において，地方再犯防止推進計画の策定が推進するよう働きかけるとともに，策定のための助言や情報提供を行います。

③宮城県再犯防止ネットワーク会議による関係団体との連携【社会福祉課】

再犯防止に関する事業の実施状況，課題の把握や対策の検討等を行うため，刑事司法関係機関，更生保護・福祉の支援等を行う民間団体，行政等を構成員とするネットワーク会議を開催します。

④市町村及び福祉関係者への再犯防止活動の啓発【社会福祉課】

矯正施設出所者等への切れ目のない支援を行うために、宮城県再犯防止推進計画の内容や宮城県地域生活定着支援センターの役割等について、市町村及び民生委員や生活支援コーディネーター等の福祉関係者への啓発に努めます。

⑤少年警察ボランティアとの連携【警察本部少年課】

大学生による少年健全育成ボランティア「ポラリス宮城」、児童生徒健全育成ボランティア「アルカス」及び少年補導員と連携した立ち直り活動支援活動や非行防止に向けた啓発活動を展開します。

⑥広報啓発活動の推進【県警本部生活安全企画課】

再犯等の防止のための取組を一層推進するため、各種媒体、関係機関団体等と連携したキャンペーン等を通じて県民の再犯防止に関する機運醸成を図る啓発活動を実施します。

⑦薬物乱用防止に関する広報・啓発活動の推進【県警本部銃器薬物対策課】

学校、一般企業・団体、保護司に対する薬物の乱用・再乱用防止活動を推進します。

⑧薬物乱用防止啓発事業【薬務課】

宮城県薬物乱用防止指導員を中心とした啓発キャンペーンを仙台市及び管轄保健所ごとに開催します。

また、青少年に対する薬物に正しい知識の普及啓発を図るため薬物乱用防止教室講師の資質向上及びそのための研修会等を開催します。

県内の矯正施設の概要

県内には4つの矯正施設があり、処遇の充実や社会復帰等の支援に向けて、地域や関係機関と連携した取り組みが行われています。

宮城刑務所（所在地：宮城県仙台市若林区）

【施設の概要】

■成り立ち

明治12年：「宮城集治監」として発足当初は、西南戦争で明治政府に反乱を起こした国事犯を収容する目的で、仙台藩若林城の跡地に建設。
明治36年：「宮城集治監」から「宮城監獄」へ改称。
大正11年：「宮城監獄」から「宮城刑務所」へ改称
昭和36年：仙台矯正管区管内医療重点施設に指定
昭和47年：仙台矯正管区管内分類センターに指定
昭和51年：仙台拘置支所設置

■収容定員

1,020名（男子）

【施設の特徴】

- ・主に、犯罪傾向が進んでいる26歳以上の男子受刑者のうち、執行刑期が10年以上の者を収容しています。
- ・「医療重点施設」として、東北地方の5刑務所の男子受刑者のうち、精神障害や身体疾患について専門的医療が必要な者を受け入れて治療しています（C型肝炎は全国から収容）。
- ・高齢の受刑者の割合が多く、それに伴う病気や障害も生じやすいことから、高齢者の身体機能の維持に向けた「健康管理指導」等を実施し、福祉機関や地域行政等と連携した社会復帰支援も行っています。

東北少年院（所在地：宮城県仙台市若林区）

【施設の概要】

■成り立ち

昭和17年1月：仙台市片平丁に仙台少年院として開設
昭和23年6月：東北少年院に改称
昭和59年4月：現在地（仙台市若林区）に新設移転
平成27年4月：女子少年を収容する青葉女子学園を分院として組織改変

■収容定員

100名（男子のみ）

【施設の特徴】

- ・家庭裁判所で第1種少年院送致の決定を受けた男子少年（入院時、20歳未満）を収容する法務省の施設です。
- ・昭和39年に少年院の特色化を図るため、職業訓練重点施設に指定され、以後今日まで資格取得を軸とした専門的な職業指導を中心とした矯正教育を行っています。
- ・社会復帰支援として、特に就労支援に力を入れており、関係機関の協力をいただきながら、在院中に就労内定を得ることができるよう努めています。
- ・平成30年度から短期課程も併設され、教育期間が長期間（約1年間）の者と短期間（6か月未満）の者を処遇する施設となりました。

青葉女子学園（所在地：宮城県仙台市若林区）

【施設の概要】

■成り立ち

昭和25年4月 東北少年院分院青葉女子学院として設立
昭和27年5月 青葉女子学園と改称し、翌月に仙台市八本松へ移転
昭和58年3月 新営工事完了・現在地に移転
平成27年4月 東北少年院の分院となる。

■収容定員

55名（女子のみ）

【施設の特徴】

- ・東北地方唯一の女子少年院です。
- ・女子少年に顕著な問題性に着目し、一人ひとりの発達の程度や障害等に応じたきめ細かい教育（矯正教育）を行います。
- ・円滑な社会復帰を目指し、修学支援や就労支援を実施し、希望により在院中に様々な資格取得を行うことも可能です。

仙台少年鑑別所（所在地：宮城県仙台市若林区）

【施設の概要】

■成り立ち

昭和24年1月：「仙台少年観護所」及び「仙台少年鑑別所」として開設
昭和25年4月：「仙台少年保護観察所」に改称
昭和27年8月：「仙台少年鑑別所」に改称
平成27年6月：「法務少年支援センター仙台」として地域における非行及び
犯罪の防止に関する援助業務を開始
平成30年4月：盛岡少年鑑別所が仙台少年鑑別所盛岡少年鑑別支所となる。
平成31年4月：山形少年鑑別所が仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所となる。

■収容定員

50名（男子43名，女子7名）

【施設の特徴】

・非行のあった少年のうち，家庭裁判所の措置があった少年（男女共）を収容し，非行の原因を分析したり，次の非行を防止するために必要な支援について提案したりしています。また，少年が落ち着いた気持ちで審判を受けることができるよう，規則正しい生活環境を整えたり，健全な社会生活を営むために必要な基本的な生活習慣等を身に付けてもらうため，学習を支援したり，読書，講話，季節の行事等の機会を設けたりしています。

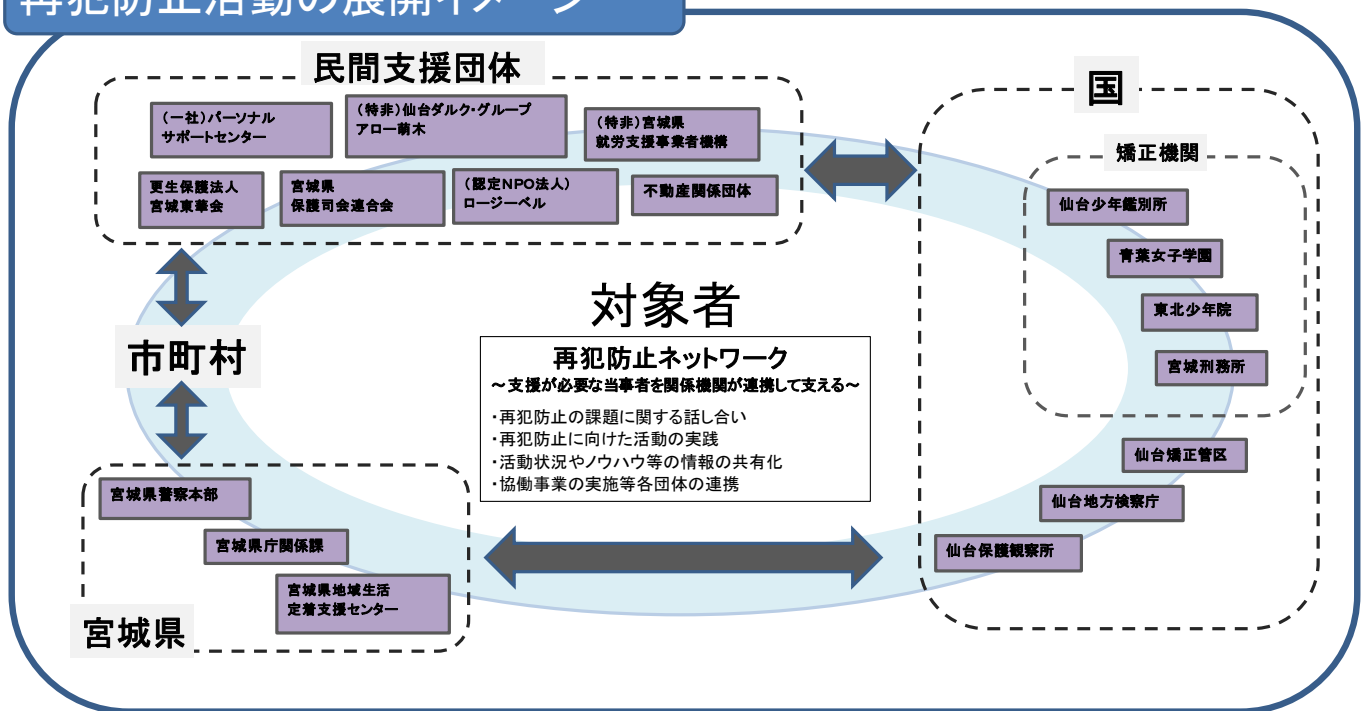
・「法務少年支援センター仙台」（ふるじろ心の相談室）という名称の下，「地域とつながり 地域につなげる」をキャッチフレーズに，個人や関係機関からの依頼を受けて，地域社会の非行・犯罪の防止や青少年の健全育成のための支援を行っています。援助対象者の年齢に制限はなく，依頼の内容に応じて，多くの関係機関と連携して取り組んでいます。

第5章 計画の推進体制

1. 推進体制

この計画は、国・県・市町村・民間協力者等が推進して再犯防止に係る取組を推進するものであることから、宮城県再犯防止推進ネットワーク会議（仮称）を設置し、刑事司法関係機関，更生保護・福祉の支援等を行う民間団体，行政等が再犯防止に関する事業の実施状況，課題の把握や対策の検討等を行い必要な施策を効果的に進めます。

再犯防止活動の展開イメージ



2. 進行管理

計画の実効性を確保するため、計画に掲げた方向性や指標の推進状況について、定期的に点検しながら評価を行います。また、関連計画の改定状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

宮城県における 地方再犯防止推進計画策定について

宮城県保健福祉部社会福祉課

令和元年12月19日(木)

【説明内容】

- 1 再犯防止施策の経緯について
- 2 国の再犯防止推進計画の概要について
- 3 再犯防止に係る今後の宮城県の対応について
- 4 宮城県再犯防止推進計画策定に係るこれまでの取組について
- 5 宮城県再犯防止推進計画骨子（案）の概要について
- 6 宮城県再犯防止推進計画の策定に向けた今後のスケジュールについて